

# 中国制度情報調査報告書

2010年3月

財団法人 日中経済協会

北京市大地律師事務所

**KEIRIN**



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>

## 【目次】

### □ 制度情報レポート

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 2009年4月～5月に公布された最新法令       | 1  |
| 2009年6月～7月に公布された最新法令       | 11 |
| 2009年8月～9月に公布された最新法令       | 27 |
| 2009年10月～11月に公布された最新法令     | 43 |
| 2009年12月～2010年1月に公布された最新法令 | 58 |
| 2010年2月～3月に公布された最新法令       | 72 |

### □ 法律翻訳

|   |     |
|---|-----|
| 『企業国有資産法』和訳   | 86  |
| 『再生資源増値税政策に関する財政部及び国家税務総局の通知』和訳                                 | 103 |
| 『内需拡大を促進し、自動車・家電「買換え」を奨励する発展改革委員会等部門の実施案を伝達することに関する国務院弁公庁の通知』和訳 | 107 |
| 『権利侵害責任法』和訳   | 113 |
| 『再生可能エネルギー法』和訳  | 127 |
| 『統計法』和訳   | 136 |
| 『外国駐在外交官法』和訳  | 148 |

## 制度情報

### 2009年4月～2009年5月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

#### I 全人代レベル

##### 1. 『中華人民共和国郵政法』 (2009 改正)

2009年4月24日公布、2009年10月1日より施行

4月24日に、全国人民代表大会常務委員会にて新しい『郵政法』が採択され、2009年10月1日より施行されることとなった。今回の修正に対しては、民営速達企業だけでなく、著名な国際速達企業も強く反対した経緯がある。

今回改正された主な内容は、次のとおりである。(1) 国民の通信自由及び通信秘密の保護を強化した。(2) 郵便物損失に対する賠償基準を改正した。(3) 速達業務に関する規定を追加した。主な内容は以下のとおり。①速達業務を経営する場合、速達業務にかかる経営許可を取得しなければならないことを規定するとともに、許可取得条件も規定した。②外商投資企業は小包などの物品の国内外速達業務及び個人郵便物以外の郵便物の国際速達業務のみに従事できるとした。③本法公布前において速達業務を経営する企業についての過渡的措置を規定した。

上記の改正内容のうち、本法第51条「外商投資企業は郵便物の国内速達業務を経営してはならない」との規定が、外商投資企業に与える影響が大きいのではないかとと思われる。この規定に失望した外資速達企業も少なくないであろう。FedEx、DHL、UPS、TNTの業界大手四社の環太平洋国際宅配サービス協議会(CAPEC)及び中国EU商会はいずれも、同法公布後直ちに、同規定に対する遺憾の意を表明している。中国郵政局の王渝次副局長は、「これまでの郵政法により郵便物の配達業務は郵政企業のみが行えると既に明確に規定されている。中国はWTO加盟時に速達サービス市場を開放することのみを承諾しており、郵便物の配達業務を開放することは承諾していない。今回はWTO加盟時の承諾を堅持したのであり、依然として、既存の構成に照らした対外開放を堅持しており、中国における外資企業の発展には影響はない」との見解を示している。(全9章87条)

## II 国務院レベル

### 1 『上海にて近代的サービス業及び先進的な製造業を早急に発展させ、国際金融センター、国際金融センター及び国際航空運輸センターを建設することに関する国務院の意見』(国発〔2009〕19号)

2009年4月14日公布

改革開放が開始されて30年、上海の経済社会発展は世界中が目を見張る成果を収めた。中国は、2020年までに上海にて中国の経済的な実力及び人民元の国際的な地位に見合った国際金融センター、世界的な航空運輸資源の配置能力を有する国際航空運輸センターを建設することを計画している。その主要任務は以下のとおりである。(1) 発達した多機能・複数レベルの金融市場システムを建設する。金融機関及び業務システムの建設を強化し、金融サービス業の対外開放を安定的に推進する。金融サービス施設及び配置計画をより一層充実させ、金融サービスレベルを向上させる。金融法制を整備し、金融への監督管理を強化し、金融安定及び金融安全を維持・保護する。(2) 航空運輸の集散・運送システムをより一層整備し、多様な運輸方式の総合的な発展を図る。長江デルタの資源を整理・統合し、航空運輸サービスのネットワークをより一層整備する。国際航空運輸の総合発展試験区の建設を模索し、航空運輸金融サービス及び多様な融資方式の積極的且つ安定した発展を図り、郵船産業の発展を促進し、これを規範化する。(3) 既に発展している製造業が、その優勢を発揮してサービス業の発展を支え、サービス業を発展させることにより既に発展している製造業の更なる発展を図る。(4) 改革を堅持して発展を促進し、改革の堅持を前提として難題を解決し、制度を確立する。企業の改革及び再編を促進し、特に、政府機能の転換及び管理の刷新を加速し、経済及び社会の発展に貢献し得る良好な環境作りをする。(5) 上海と長江デルタ及び国内のその他中心都市との相互協力・相互サポートを強化し、香港と相互に補い合い、戦略提携を強化することにより、合理的な役割分担をし、相互発展を図る。

### 2 『固定資産投資プロジェクトにかかる資本金比率の調整に関する国務院の通知』(国発〔2009〕27号)

2009年5月25日公布

固定資産投資プロジェクトにかかる資本金制度は、マクロコントロール手段である

と同時に、リスクコントロールメカニズムでもある。当該制度は、1996年に確立された後、マクロコントロールを改善し、構造調整を促進し、企業による投資リスクをコントロールし、金融機関の安定した経営を保障し、金融リスクが大きく作用することを防止するために積極的な作用を果たしてきた。国際的な金融危機に対応し、内需を拡大し、構造調整を促進し、金融リスクを有効的に防止し、国民経済の安定且つ快速な成長を保持するため、国務院は固定資産投資プロジェクトにかかる資本金比率に対して適切な調整を加えた。調整後における固定資産投資プロジェクトについて、最低資本金の比率は、以下のとおりである。

- ▶ 鋼鉄、電解アルミニウムプロジェクトについて、最低資本金の比率は 40%。
- ▶ セメントプロジェクトについて、最低資本金の比率は 35%。
- ▶ 石炭、カーバイド、鉄合金、苛性ソーダ、コークス、黄磷、トウモロコシ深加工、空港、港、沿海及び陸内河川運輸プロジェクトについては、最低資本金の比率は 30%。
- ▶ 鉄道、道路、都市レール交通、化学肥料（カリ肥料を除く。）プロジェクトについて、最低資本金の比率は 25%。
- ▶ 保障性住宅及び普通商品住宅プロジェクトについて、最低資本金の比率は 30%。
- ▶ その他のプロジェクトについて、最低資本金の比率は 20%。

### 3 『廃止及び失効する若干営業税規範性文書の公布に関する通知』

2009年5月18日より公布、2009年1月1日より施行

改正後の『中華人民共和国営業税暫定条例』（国務院令第 540 号）及び『中華人民共和国営業税暫定条例実施条例』（財政部、国家税務総局令第 52 号）に基づき、財政部及び国家税務総局が 1994 年以来共同で公布した営業税規範性文書を整理し、2009 年 5 月 18 日に本通知を公布した。

本通知の内容に基づき、全文が廃止又は失効となった文書は 18 文書あり、一部が廃止又は失効となった文書は 12 文書にのぼる。

本通知により廃止又は一部が廃止された規範性文書のうち、企業に比較的大きな影響をもたらす法規として以下のものが挙げられる。

- (1) 建築業の代理控除義務人の問題に関して。『建築業営業税の若干政策問題に関する財政部及び国家税務総局の通知（財税[2006]177号）』（全文廃止）

- (2) 『金融業にかかる営業税課税問題に関する財政部及び国家税務総局の通知』(財税字【1995】79号)(第2条廃止)。
- (3) 『営業税の若干問題に関する財政部及び国家税務総局の通知』(財税【2003】16号)(第1条第(4)号、第2条第(6)号、第4条、第5条等廃止)。

#### 4 『2009年における経済体制の改革作業の深化に関する意見』

2009年5月19日公布

国務院は、2009年5月19日に、『2009年における経済体制の改革作業の深化に関する意見』を公布した。国際的な金融危機に対応するためにも、本意見は現実的な方向性を示すものであると言える。今年に入ってから、世界経済情勢は非常に厳しく、経済の伸び悩みや就職困難、経済の不安定・不確定要素の増加など中国もまた多くの困難に直面している。国際金融危機に見舞われる中、中国政府は対応措置を講じたが、経済発展には依然として多くの制約要素が存在するため、なお多くの問題点について解決が急がれる。また、国際的な金融危機によりもたらされる影響以外にも、長期的に存在する体制上及び構造上の問題も少なからず存在する。突如やってきた国際金融危機によりこれらの矛盾が悉く露呈された感もあるが、仮に国際的な金融危機が発生しなかったとしても、これら深層に存在する矛盾及び問題は、時間の推移につれて、露呈されたであろう。これらの問題には、産業構造、資源、環境及び民生などの問題が含まれる。

本意見は、改革をより一層推進し、発展の過程に存在する難題を解決し、開放を推進し、発展のチャンスを獲得しなければならないと指摘している。また、現状に立脚して未来を見通し、総合的な計画と末端部におけるテストポイントを結合させ、困難克服のためにチャレンジすると同時に、チャンスを掴むための努力を結び付けなければならないと指摘している。

本意見は、政府の経済管理機能の転換を加速し、市場の投資活力を呼び起こすことを要求した。主な内容は以下のとおり。①行政による審査認可事項を引き続き削減・調整し、市場主体サービス及び良好な発展環境の創造のために作用するよう、政府機能を転換する。②投資システム改革をより一層推進し、政府が認可した投資プロジェクト目録を改正・公布し、政府による認可を必要とする範囲を最大限に縮小し、認可権限を下級部門に引き渡す。③政府による投資分野及び範囲を科学的に確定し、社会

投資に対する政府の指導作用及びリード作用を十分に発揮させる。

本意見は、独占業界における改革をより一層推進し、民間投資が可能な分野及びルートを拡張することを指摘した。主な内容は以下のとおり。①民間資本を石油、鉄道、電力、電信及び市政公用施設など重要な分野に進出させるを奨励するための関連政策を早急に研究し、社会投資を奨励する。②鉄道システムの改革案を早急に研究・制定し、鉄道の投融資システム改革を加速・推進する。③電子システム改革をより一層推進し、関連する監督管理政策を制定・公布し、有効的な市場競争スタイルを早急に形成する。④市政による公用事業改革を加速・推進し、都市における水道・電気・天然ガス供給、汚水処理及びごみ処理などの特許経営範囲を拡大する。

本意見は以下の内容を要求している。①資源性製品の価格及び省エネ環境保護システムの改革を大々的に推進し、発展様式の転換に努める。②産業構造及び所有制構造の優良化に力を注ぐことにより、サービス業及び非公有制の経済発展を推進する。③民生分野における改革を加速・推進し、居住者の消費能力及び目標を向上させる。④科学技術、教育、文化、衛生システムの改革をより一層推進し、社会事業の発展を加速する。⑤農村改革を引き続き行い、都市と農村部の総合的発展を図るシステムを確立し、より一層充実させる。

本意見は更に以下の内容を要求している。①財務・税務システムの改革を早急に推進し、科学的な発展に有利となる財務・税務システムを確立すること。②金融体制改革をより深く進め、近代的な金融システムを構築すること。③国際的な経済体制改革をより深く進め、開放型の経済システムを完備すること。④改革のテストポイントを総合的に捉え、積極的に推進することにより、全国規模での改革に模範作用を示すこと。

### III 司法解釈

#### 1 「中華人民共和国契約法」の適用にかかる若干問題に関する最高人民法院の解釈 (二)

**2009年4月22日公布、2009年5月13日より施行**

世界的な金融危機の影響を受け、契約の履行困難、契約の不履行など各種案件が裁判所に持ち込まれるようになり、各種契約にかかる紛争が増加し、その法律関係が複雑化し、処理が難しくなっている。この現状に鑑み、最高人民法院は、2009年4月

24日に本司法解釈を公布した。

本司法解釈は計30条から構成され、主として、契約の締結、契約の効力、契約の履行、契約の権利義務終了、違約責任などに関する解釈である。主な内容は以下のとおり。

- 1 「情勢変更」制度を規定し、契約締結後に見られる不公平感の解消を目指した。本解釈第26条には、「契約成立以降の客観的状況により当事者が契約締結の際に予見するすべのない、かつ、不可抗力以外によりもたらされた商業リスクに属しない重大変化が発生し、契約の履行を継続すると当事者の一方に対し明らかに不公平であり、又は契約目的を実現することができない場合において、当事者が人民法院に契約の変更又は解除を請求するときは、人民法院は、公平の原則に基づき、かつ、事件の実際の状況を考慮して変更又は解除をするか否かを確定しなければならない。」との規定がある。これは、いわゆる「情勢変更」の制度である。最高人民法院の関連責任者は、「昨今の世界的な経済危機の中で、情勢変更の原則は重要な価値を持つものである」との見解を示した。社会全体が急激に発展する環境にあって、世界的な金融危機など多くの新たな状況が次々と発生し、契約締結のリスクや不確定性がますます大きくなっている。このため、本解釈は「情勢変更」の制度を規定したのである。
- 2 契約書上の拇印捺印は署名及び捺印と同等の効力を有するとした。
- 3 契約の効力について、本司法解釈は、契約無効の法定条件を厳格に適用し、効力の面において契約の有効性に対する認定を緩やかなものとするとした。
- 4 取引習慣に対する認定について。以下に掲げる事由について、法律及び行政法規の強行規定に違反しない場合には、人民法院は、契約法にいう「取引慣習」とあると認定することができる。(1)取引行為当該地、特定分野又は特定の業種において通常採用され、かつ、取引相手方が契約締結の際に知り、又は知るべきである方法、(2)当事者双方が経常的に使用している慣習方法。取引慣習については、主張を提出する当事者の一方が举证責任を負うとした。
- 5 契約締結上の過失責任の範囲を明確に約定した。法律及び行政法規の規定により認可又は登記を経た場合に限り効力を生ずることのできる契約が成立した後に、認可申請又は登記申請等の手続をする義務を有する当事者の一方が法律の規定又は契約の約定どおりに認可申請手続をせず、又は登記申請手続をしない

場合には、契約法第 42 条第(3)号に規定される「信義誠実の原則に違背するその他の行為」にあたり、人民法院は、事件の具体的状況及び相手方の請求に基づき、相手方が自ら関係手続をするよう判決することができる。相手方当事者は、これにより生じた費用及び相手方にもたらした実際の損害に対し、損害賠償責任を負わなければならないとした。

- 6 高額違約金に関する認定。当事者が約定に係る違約金が高すぎると主張し、適切に減ずるよう請求する場合には、人民法院は、実際の損害を基礎とし、契約の履行状況、当事者の故意又は過失の程度及び予期される利益等の総合的な要素を同時に考慮し、公平の原則及び信義誠実の原則に基づき評価をし、なおかつ、裁決をしなければならない。また、当事者の約定した違約金もたらされた損害の 30%を超える場合には、一般に、契約法第 114 条第 2 項所定の「もたらされた損害より高すぎる」と認定することができるとした。

## 2 「民事再審案件の審査にかかる若干の意見」に関する最高人民法院よりの通知 2009 年 4 月 27 日公布、施行

「民事再審案件の審査にかかる若干の意見」に関する最高人民法院よりの通知（以下「若干意見」という）公布の目的は、当事者が再審を申立てる権利を確実に保護し、人民法院による民事再審案件の受理及び審査を更に規範化することである。

「若干意見」は、計 33 条で、民事再審案件の受理及び審査の両部分から構成される。受理の部分について、主に申立てにかかる必要な材料及び受理条件を規定した。審査の部分について、審査組織・範囲・方式・裁定文書などの方面において、審査手続きを具体化した。その具体的な内容からすると、「若干意見」は、「権利保障」、「司法行為の規範」、「審査手続きの整備」という三大特徴を有する。

「若干意見」は、再審を申し立てる権利の保障を強化した。書類審査・審査の手順・当事者意見の聴解等の内容について、一連の具体規定をした。

「若干意見」は、人民法院による受理の司法行為を規範化した。審査手続き・裁定文書・再審人民法院の確定・訴訟文書のフォームと内容などについて、詳細に規定した。

「若干意見」は、受理審査にかかる業務上の手続きを整備した。再審案件の申し立て条件及び審査範囲を明確にした。再審案件申請に対する審査範囲を通常、再審事由にのみ限定するとした。審査中において、発効した裁判に誤りがあることを発見した場合、民事訴訟法第 177 条の規定により職権で再審を起動することができるとした。また、審査方法を明確にし、書類審査・原審書類の確認・当事者尋問・聴取会の開催という四種類の審査方法を規定した。このほか、下級審から上級審へ引き上げる原則を明確にするとともに、手続き上の事由により再審を起動することを、原審法院による再審を指令する主要な状況とした。

「若干意見」は、人民法院が再審の申し立てを受理する日より三ヶ月以内で審査完了しなければならないとした。ただし、鑑定期間を審査期間に計上されず、特殊な状況により延長が必要となる場合、人民法院の院長の許可を得なければならないとした。2008 年 4 月 1 日の前に受理し、審査を完了していない案件について、再審条件に符合する場合、再審申請を受理した人民法院により継続的に審査し、裁定することを規定した。

### **3 現在の経済情勢における知的財産権裁判が大局への役務する若干問題に関する最高人民法院の意見**

#### **2009 年 4 月 21 日公布、施行**

2009 年 4 月 21 日に、最高人民法院より「現在の経済情勢における知的財産権裁判が大局への役務する若干問題に関する最高人民法院の意見」が公布された。これは国際的な金融危機の影響が継続的に広がっている背景の下で、最高人民法院が国内外の経済情勢の新しい変化に注目し、裁判職能を果たすための重要な措置の一つである。また、「国家知的財産権戦略の徹底及び実施にかかる若干問題に関する最高人民法院の意見」（以下「意見」という）に続き、知的財産裁判を指導するもう一つ重要な綱領文書である。

「意見」の第二から第四の部分にかけて、自主的な創造の推進・公平な競争の維持・貿易投資環境の改善の三方面において、新情勢の下で一連の知的財産司法政策を明確と完備した。

- 1 特許権の保護を強化した。「意見」は、いわゆる折衷解釈原則を明確にした。即ち、発明と実用新案特許の権利要求を解釈するときに、特許権の保護範囲を文字通りの意味に限定してはならないが、権利要求を恣意的に解釈してはならない。上述した両極端の解釈の中間的な立場から出発し、特許権者にも公平的な保護を提供すると同時に、大衆にも合理的な法的安定性を確保する。
- 2 商業標識の保護を強化した。「意見」は、人民法院が法により商標権保護及び不正競争の抑制を通じ、著名商品の創立及び発展に、緩やかな法的環境を提供すると指摘した。他に、「意見」は著名商標にかかる司法保護制度の整備・商標権案件の裁判強化・反不正競争と独占禁制に関する裁判の強化・偽物、海賊版などの嚴重な不法行為などに一連の要求を提起した。
- 3 知的財産権訴訟制度を整備した。「意見」は貿易及び投資環境の改善を重点とし、権利不侵害の確認訴訟制度を整備することを提起した。また、訴訟前の不法行為を停止することは、当事者の重大経済利益と市場前景に関わるため、当事者に重大な影響を与える可能性がある。「意見」は、訴訟前の不法行為停止措置をとることについて、積極的でなければならないと同時に慎重でなければならないと、合理的且つ有効なものでなければならないとした。

#### 4 最高人民法院より著名商標の保護にかかわる民事紛争案件の審理の適用法律に関する若干問題に関する解釈

2009年4月23日公布、2009年5月1日施行

今回の司法解釈は法律規定を厳格に遵守し、商標法第13条及び第14条、商標法実施条例第53条、反不当競争法第2条の規定に基づき、裁判経験を総括したうえ、中国の特殊事情及び実情を踏まえ、法により法定条件に合致する著名商標に対する保護を強化するほか、経営者が単純に荣誉称号の追随のために著名商標の認定を不適切に受けるなどの消極的な現象の発生を防止するため、司法の実務に反映された重要問題について、法律に基づいて規範した。当該司法解釈は計14条あり、主として、著名商標の概念、適用範囲、認定要素、挙証責任及び要求保護の5つの内容に関わっている。

#### IV 中央部門レベル

### 省級商務主管部門及び国家級経済技術開発区の審査管理部分サービス業の外商投資企業に関連する事項に関する通知

2009年5月4日公布、同日施行

商務部は、審査管理部分サービス業の外商投資企業に関連する事項について、2009年5月4日に本通知を公布し、以下の審査管理事項について、今後、商務部門及び国家級経済技術開発区が法により審査・管理するとした。

- (1) 総投資額 1 億米ドル以下の奨励類、許可類ならびに総投資額 5,000 万米ドル以下の制限類中の以下に述べる業界の外商投資企業の設立及び変更にかかる事項。
  - 中外合弁、合作医療機構。
  - 競売企業。
  - 図書、新聞、季刊の内販企業。
  - 中外合作 AV 製品卸売企業。
  - 外商投資非石油・天然ガス鉱産実地調査企業。
  - 各種非石油・天然ガス採掘企業。
- (2) 外資による買収合併事項。
  - 外資による買収合併事項について、買収合併取引額に照らして審査権限を分け、買収合併取引額が 1 億米ドルを下回る奨励類、許可類の買収合併事項について、省級商務主管部門及び国家級経済開発区が審査認可する。
  - 5,000 万米ドル以下の制限類の買収合併事項について、省級商務主管部門及び国家級経済開発区が審査認可する。
- (3) 元々商務部の認可により設立された上記業界の外商投資企業について、その変更事項は、省級商務主管部門及び国家級経済技術開発区が本通知に照らして法に基づいて審査認可を行う。

## 制度情報

### 2009年6月～2009年7月の法令から

#### 北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

#### 一、全国人民代表大会レベル

##### 1、『中華人民共和国統計法』

(全国人民代表大会常務委員会 2009年6月27日公布 2010年1月1日施行)

中国における現行の統計制度は、十分なものとは言えず、同一の統計項目について異なる統計データが公表されたり、データの統計過程において虚偽報告やありのままに報告をせずデータを隠すなどの現象が存在している。このため、中国の統計データは信憑性や正確性の面で影響を受け、外国投資企業が中国における投資政策決定の参考とし得る統一された権威のある統計データを入手できないという困難をもたらしている。本法は主として、統計データの統一性及び権威性を確保するために、一連の制度を規定したものであると言える。その主な内容は、以下のとおりであり。

(1) 国家統計局又は国家統計局と国務院標準化主管部門により統一された統計基準を制定することを明確に規定した。国務院の関連部門は、補足性の部門統計基準を制定して国家統計局に送り審査認可を受けることができるが、このような部門が制定した補足性の基準は、国の統計基準に抵触してはならないとした。即ち、統計データの統一性を図るため、制度の面から、各統計機構の統計基準が統一された(第17条)。

(2) 国の統計調査項目は、国家統計局により制定するか又は国家統計局と国務院の関連部門が共同で制定して国務院に送り届出をするほか、重大な国の統計調査項目については国務院に送り審査認可を受けることを明確に規定した。一方、部門の統計調査項目は、国務院の関連部門により制定するとし、制度の面から、レベルの異なる統計調査機構が、同一の統計調査項目を重複して調査しないことを保証し、同一の調査項目について異なる統計部門から統計データが発表されるという現象が発生することを避けるための手立てが講じられた(第11条及び第12条)。

(3) 企業は、統計調査対象として統計調査を受ける場合、真実、正確、完全かつ速やかに統計調査に必要となる資料を提供しなければならない。統計調査対象の転移、隠匿、捏造、破棄又はオリジナル記録及び証憑、統計台帳、統計調査表及び関連する証明資料の提供を拒否するという行為に対しては、相応の行政処分を科すとした(第

41 条)。当該内容を受け、外資企業は、統計台帳を作成し、統計調査を受ける際には、真実、正確かつ完全な資料を速やかに提供するなど協力しなければならない。

(4) 統計機構及び統計担当職員が、統計作業中に知りえた国家機密、商業秘密及び個人情報については、秘密を保持しなければならないと明確に規定した。統計調査にて獲得した、統計調査対象の身分を識別可能か若しくは推定可能な資料については、如何なる事業者及び個人も対外的に提供、漏洩してはならず、統計以外の目的に使用してはならないとした（第 9 条及び第 25 条）。

(5) 中華人民共和国国外の組織及び個人が、中国国内で統計調査活動を実施する場合、国務院の規定に基づいて審査認可を受けなければならない（第 49 条）。

本法は、統計データの真実性、正確性及び権威性を確保するために、制度面での一連の保障を提供したものであると言える。本法の施行後においては、国の統計データ、地方の統計データ及び各業界の統計データなどについて、相応の統計部門により、統一された統計基準に基づいて作成・発布されるため、統計データの真実性及び正確性がより一層高まり、外国企業による中国投資にかかる政策決定にメリットをもたらすことが期待できる（全 7 章 50 条）。

## 2、『中華人民共和国農村土地請負経営にかかる紛争の調停仲裁法』

（全国人民代表大会常務委員会 2009 年 6 月 27 日公布 2010 年 1 月 1 日施行）

本法は、農村土地請負において発生する紛争を解決するために制定された法律であり、農村の土地請負経営にかかる紛争解決に、相対的に規範化され、統一された法律制度を提供するものである。本法第 2 条には、調停及び仲裁を申し立てることができる農村土地請負経営にかかる紛争として、6 とおりの状況が規定された。

外商投資企業が徴用された集団所有の土地を使用する場合、本法に規定される調停仲裁プロセスは適用されない。土地を徴用された農民が、政府による徴用行為をめぐる紛争を起こした場合、外商投資企業は、行政再議又は訴訟の第三者として再議又は訴訟に参加する可能性もあるが、具体的には、行政再議法又は行政訴訟法の規定による。

また、徴用されていない農村の集団所有土地については、一般的に、農業用とのみに使用できるため、外商投資企業は徴用されていない農村の集団所有土地を使用して工場建物を建設することはできないことに注意が必要である。（全 4 章 53 条）

## 二、国務院レベル

### 1、『中華人民共和国食品安全法実施条例』

(国務院 2009年7月20日公布 2009年7月20日施行)

2009年6月1日から『食品安全法』が施行され、『食品衛生法』に代わって食品生産経営業界のバイブルとして位置づけられた。本条例は、実務における操作性を高めるため、『食品安全法』の規定する食品生産経営、食品輸出入、食品安全基準などの制度について更に詳細な規定をしたものである。外商投資食品生産企業は、本条例の内容を重視する必要がある。主な内容は以下のとおり。

(1)『食品安全法』は、食品生産経営企業に対して、分割許可制度を実行することを明確にしたが、これを受けて本条例では、食品生産経営企業は工商登記手続きを行う前に、関連する生産経営許可の手続きをすることを規定したほか、生産経営許可の有効期間を3年間とすると規定した(第20条)。

(2)食品生産経営企業は、入荷商品検査記録制度、食品出荷検査記録制度及び卸売販売などの記録制度を確立し、関連情報の記載された入荷又は販売証憑を保存しなければならない。これら記録及び証憑の保存期間は2年間を下回ってはならない(第24条、第28条及び第29条)。

(3)中国国内に食品を輸出する国外の食品生産企業は、国家輸出入検疫検査部門にて登録しなければならない。登録有効期間は4年とする(第39条)。

(4)輸入業者は、契約、インボイス、コンテナ及び引出書など必要となる証憑及び関連する認可文書を持って先ず、出入国検疫検査機関にて検疫検査を受けなければならない。税関は、出入国検疫検査機構は交付した通関証明を証憑として通関させる(第36条)。

(5)食品及び食品添加物を輸入する場合には、中国語で記載されたラベル及び説明書を付けなければならない(第40条)。

中国では現在のところ、食品の安全を非常に重視しており、本条例及び6月1日に施行された『食品安全法』は食品安全の基本法であるため、外資食品生産経営企業はこれらを特に重視して食品生産経営に従事していく必要がある。外資食品生産経営企業は、特に、以下の点に注意すべきである。

(1)従来の「衛生許可証」に代わり、「生産許可証」の手続きが必要になったため、

企業の設立時において、生産許可を取得した後、工商登記手続きを行わなければならない。したがって、現在、中国において食品生産企業の設立準備を進めている外資企業は、特に注目する必要がある。

(2) 本条例によれば、外商投資食品生産経営企業は、従業員を対象に、食品安全知識を向上させるための研修訓練を行い、食品安全に関する法律法規、規則、基準及びその他食品安全に関する知識を学ばせると共に、研修訓練記録を確立しなければならない。外商投資食品生産経営企業は、中国の法律ならびに食品安全などに携わる専門家に依頼して、従業員に対する研修訓練を実施することも可能であろう（全文10章64条）。

### 三、部門レベル

#### 1、『補充養老保険料及び補充医療保険料に関する企業所得税政策問題に関する通知』

（財政部、国家税務総局 2009年6月2日公布、2009年6月2日施行）

『中華人民共和国企業所得税実施条例』第35条に規定される補充養老保険費用及び補充医療保険費用の具体的な控除基準及び控除範囲を明確にするため、財政部及び国家税務局は本通知を共同公布し、「2008年1月1日より、企業は国の関連政策規定に基づき、本企業にて任職するか若しくは雇用される全ての従業員のために支払う補充養老保険料及び補充医療保険料については、それぞれ従業員賃金の総額5%基準を超えない部分については、課税所得額の計算時に損金算入を許可する。この基準を超える部分については、損金算入を許可しない。」ことを明確に規定した。

税率が変化せずに課税総額が減少するため、これに伴い企業への課税額も減少する。したがって、企業にとっては比較的有利な政策であると言える。企業としては、今後の会計処理において、本通知の内容に注意をする必要がある。

#### 2、『国内企業の国外貸付外貨管理に関する問題に関する国家外貨管理局の通知』

（国家外貨管理局 2009年6月9日公布、2009年8月1日施行）

国内企業による対外投資をサポートし、国外企業の融資ルートを開拓し、国内企業による国外貸付にかかる外貨管理を規範化するため、国家外貨管理局は本通知を公布した。本通知の主な内容は、以下のとおり。

(1) 本通知にいう「国内企業」とは、金融機構を除く、中国の法律に基づいて中国

にて設立された全てのタイプの企業を指し、外商投資企業は本通知にいう「国内企業」の範疇に属する。本通知にいう「国外借入人」とは、国内企業が国外にて合法的に設立した 100%出資の附属企業又は株式参入企業を指す。外商投資企業が国外にて合法的に設立した 100%出資子会社又は株式参入企業は、本通知にいう「国外借入人」にあたる（第 1 条）。

(2) 国内企業は、所在地の外貨局に対して資料を提出し、国外貸付残高の確定申請をすることができる。国内企業は、限度額の範囲で、1 回又は数回に分けて国外に対し資金を為替送金することができ、なお且つ、既に回収済みの国外貸付金を循環して使用することができる（第 4 条及び第 8 条）。

(3) 一般的な状況下では、国外貸付残額は、その所有者権益の 30 パーセントを超えてはならず、かつ、借入人が既に関連登記手続を適切に行っている中国側の合意投資額を超えてはならない。但し、企業に上記比率を突破する必要が確かにある場合には、国家外貨管理局に報告して審査を受けることができる（第 5 条）。

(4) 貸付資金のリソースについて、本通知施行前においては、自己所有外貨資金の使用のみが許可されていたが、本通知では、人民幣による外貨購入資金及び外貨局の審査承認を経た外貨プーリング資金を使用することを許可し、国外貸付資金のリソースを拡大した（第 6 条）。

(5) 国内企業は、国外貸付のために専門の国外貸付口座を設立する必要がある。全ての国外貸付資金は、国外貸付専用口座を経て国外に送金されなければならない、元金償還・利息支払い資金も必ず当該国外貸付専用口座に為替送金して戻さなければならない（第 9 条）。

中国国内の外商投資企業は、本通知の規定に基づいて、自らが国外にて合法的に設立した 100%出資子会社又は株式参入企業に対して、直接貸付という資金融通方式を提供することができる。本通知では、国内企業の国外貸付にかかる審査認可手続を簡素化し、自己所有外貨資金及び人民幣による外貨購入資金を国内にて国外貸付専用口座に振替え、貸付人は、国外貸付認可文書を証憑として、外貨管理局の指定銀行にて直接、国内への振替手続をすることができるとした。もし、外商投資企業が、その国外の関連会社に国外貸付を提供する場合、『多国籍企業の外貨資金の内部運営管理に関する問題に関する国家外貨管理局の通知』（匯發[2004]104 号文書）の関連規定に基づき、依然として自己所有外貨資金のみを用いて貸付をすることができるとした

(全 23 条)。

### 3、『国外機構による国内の外貨口座管理に関する問題に関する国家外貨管理局の通知』

(国家外貨管理局 2009 年 7 月 13 日公布 2009 年 8 月 1 日施行)

本通知の主な内容は以下のとおり。

(1) 国内銀行が国外機構のために外貨口座を開設する場合、国外機構が国外において合法的に登録・設立されていることを証明する証明書など口座開設に必要な書類を審査確認しなければならず、提供された書類が中国語以外の言語で作成されている場合には、中国語訳を提供しなければならない(中国国内の翻訳会社にて翻訳をするのが無難)。国家外貨管理局に特別な規定がある場合を除き、外貨管理部門による審査認可を必要としないとしたため、口座開設に必要な手続きが簡素化された。

(2) 今後、中国国内の外資企業が国外機構の中国国内の外貨口座に外貨を支払う場合、取引契約及び出荷書など有効な証書を持って、直接、銀行にて外貨送金業務の申請手続きをすることができるようになった。

(3) 国外機構の国内外貨口座は中国国内及び国外からの外貨収受、口座間の振替、オフショア口座間の振替又は国外への支払いの際、国家外貨管理局に特別な規定がある場合を除き、国内の銀行に直接申請手続きをすることができ、外貨管理部門による審査認可を必要としないとしたことから、外国機構の国内口座にて外貨を収受する際の審査認可手続きが簡素化された。

(4) 国外機構が中国国内にて開設した外貨口座について、登録地の外貨管理部門の認可を経ずに、当該口座から現金を引き出したり、又は当該口座に預け入れてはならないとし、なお且つ、当該外貨口座内の資金を直接若しくは形を変えて外貨決済をしてはならないとした。

本通知に基づき、国外会社による中国国内における口座開設手続き及びフローチャートを簡素化すると同時に、国外会社は国内口座を通じて、国内に開設した外資子会社との間若しくはその他の会社との間で外貨収受・支払い業務を直接行うことができ、外貨管理部門による審査認可は必要ないとしたため、外国企業の中国国内投資に利便が図られた。特に、中国国外の親会社と中国国内の子会社又は関連会社との間で外貨収受・支払い業務を行う場合には、従来は、外貨管理部門による審査認可を必要とし

たが、本通知公布の後、当該手続きがある程度簡素化されたと言える。

#### 4、『国内機構による国外直接投資にかかる外貨管理規定』公布に関する国家外貨管理局の通知』

(国家外貨管理局 2009年7月13日公布 2009年8月1日施行)

本通知の主な内容は、以下のとおり。

(1) 国外直接投資に用いる外貨資金リソースを拡大した。今後、外商投資企業は、自己保有の外貨資金、規定に合致する国内の外貨貸付、人民幣による外貨購入又は実物及び無形資産、国外保留利益など様々な資金リソースを用いて、国外直接投資を行うことができるとした(第4条)。

(2) 国内企業が当該登記手続きを行う場合、一般的に、所在地の外貨管理局に対して「国外への外貨直接投資にかかる登記申請書」、外貨資金リソースにかかる状況説明、国内機構の営業許可証及び組織機構コード証及び国外直接投資の主管部門による認可文書などの資料を提出しなければならない。外貨管理局の審査認可に合格した後、「国外への外貨直接投資にかかる登記証」が交付される(第7条)。

(3) 国内機構が投資する国外企業に対して減資、持分譲渡、清算を実行したり、もしくは名称、経営期限などの基本状況に変更が発生する場合には、これら状況の発生した日から60日以内に、所在地の外貨管理局にて相応の外貨登記変更又は届出手続きをしなければならない。国内機構が投資する国外企業が、株式譲渡、破産、解散、清算及び経営期間の満了などの原因により抹消された場合、国内機構は、国外直接投資の主管部門にて関連証明資料を取得した日から60日以内に、所在地の外貨管理局にて外貨登記にかかる抹消手続きをしなければならない(第9条及び第10条)。

(4) 国内機構が投資する国外企業の国外における融資困難、借入困難などの問題を解決するため、本通知では更に、国内機構は『外貨管理条例』及び関連規定に基づき、国外の直接投資企業に対し、商業貸付又は融資性の対外担保を提供することができるとした(第11条)。

(5) 国内機構が国外に投資して国外企業を設立する際に一定の金額の前期費用を獲得することを保証するため、本規定では更に、国内機構が所在地の外貨管理局に申請をすれば、国外直接投資総額15%(15%を含む。)を超えない前期費用を事前に国外へ送金・支払いをすることができるとした(第14条)。

本通知の施行により、国外直接投資にかかる資金リソースが拡大されただけでなく、国外に直接投資する企業への融資困難という問題も解決された。また同時に、国外直接投資企業が設立過程において前期費用を獲得することについて、明確な根拠を提供し、国内企業（外資企業を含む。）による国外投資に利便を図った。中国国外に企業を設立するか設立を準備している中国国内の外資企業は、本通知及びその動向に注目する必要がある（（全5章26条）

## 5、『関連市場区分確定に関する国務院独占禁止委員会のガイドライン』

（国務院独占禁止委員会 2009年7月7日公布 2009年5月24日施行）

国務院独占禁止委員会は、「関連市場」の区分確定に指針を示し、国務院独占禁止法律執行機構の法律執行活動の透明度を高めるため、『中華人民共和国独占禁止法』に基づき、本ガイドラインを制定した。本ガイドラインの主な内容は、以下のとおり。

(1) 関連市場、関連商品市場及び関連地域市場について、明確に定義した（第3条）。

(2) 関連市場を区分確定する際には、商品の特徴、用途及び価格等の要素に基づき需要の代替の分析をし、必要である場合には供給の代替の分析をすることができる。経営者が競争する市場範囲が十分に明らかでなく、又はこれを確定するのが容易でない場合には、「仮定独占者測定テスト」の分析構想（具体的には第10条を参照する。）に従い関連市場を区分確定することができる（第7条）。

(3) 関連商品市場の区分確定をする際に考慮する主な要素

需要の代替の角度から関連商品市場を区分確定する際に考慮することのできる要素には、①需要者が商品価格その他の競争要素の変化により、他の商品の購買に転向し、又は転向を考慮したことの証拠、②商品の外形、特性、品質及び技術特徴等の総合的な特徴ならびに用途、③商品間の価格差異及び④商品の販売ルートなどがあるとした。

供給の角度から関連商品市場を区分確定する際に一般に考慮する要素には、他の経営者が商品価格等の競争要素の変化に対し行った反応の証拠、他の経営者の生産フロー及びプロセス、生産転換の難易程度、生産転換に必要とする時間、生産転換に係る余分な費用及びリスク、生産転換後に提供する商品の市場競争力並びに営業販売ルート等があるとした（第8条）。

(4) 関連地域市場を区分確定する際に考慮する主な要素

需要の代替の角度から関連地域市場を区分確定する際に考慮することのできる要素には、①需要者が商品価格その他の競争要素の変化により、他の地域における商品の購買に転向し、又は転向を考慮した証拠、②商品の運送原価及び運送特徴、③多数の需要者が商品を選択する実際の区域及び主たる経営者の商品の販売分布及び④関税、地方性法規、環境保護要素及び技術要素等を含む地域間の貿易障壁等があるとした。

供給の角度から関連地域市場を区分確定する際に一般に考慮する要素には、他の地域の経営者が商品価格等の競争要素の変化に対し行った反応の証拠ならびに他の地域の経営者が関連商品を供給し、又は販売する即時性及び実行可能性、例えば、発注書を他の地域の経営者に転向することに係る転換原価等があるとした（第9条）。

本ガイドラインの公布施行により、国内の外資企業による関連市場、関連商品市場及び関連地域市場の区分確定に対し、具体的な参考根拠及び判断指針が提供された。今後において、業界内に大きな影響力を持つ大型外資企業又は同類業界にて独占地位を占める可能性のある外資企業は、本ガイドラインを参照し、企業の実情を踏まえ、企業の関連市場に対する総合的な分析及び判断を行う必要がある（第4章11条）。

## 6、『食品安全企業基準届出弁法』

（衛生部 2009年6月10日公布 2009年6月10日施行）

本弁法により以下の内容が明確にされた。

- (1) 食品生産企業が、食品安全にかかる国家基準又は地方基準のない企業基準を制定したり、もしくは、食品安全にかかる国家基準又は地方基準よりも厳格な企業基準を制定する場合には、生産開始前において、省、自治区もしくは直轄市の衛生行政部門（省級衛生行政部門）にて企業基準を届け出なければならない（第2条）。
- (2) 委託加工又は授權製造する食品について、委託者又は授權者が企業基準を届け出ており、なお且つ受託側又は被授權側が委託側又は授權側が既に届け出ている企業基準を執行する場合には、受託者及び被授權者が重複して届出をする必要はないとした。但し、委託者又は授權者が届出をする場合、受託者又は被授權者の名称及び住所を明記しなければならない。また、委託加工側又は授權製造側が企業基準を届け出ずに、受託側又は被授權側により企業基準を届け出ることできる（第5条）。
- (3) 届出された企業基準の有効期間は3年間とされ、有効期間満了時に更新する必要

がある場合には、企業は、届出た企業基準を改めて審査し、企業基準延長届出書に記入のうえ、届出をした元の衛生行政部門にて届出の延長手続きをしなければならないとした（第17条）。

（4）2009年6月1日前において、品質監督部門にて届出済みの企業基準については、届出有効期間において引き続き有効とし、衛生行政部門にて改めて届出をする必要はないとした（第21条）。

外商投資企業が中国にて設立した食品生産企業は、必要となる食品生産許可証を獲得する以外、さらに、中国の食品安全国家基準又は地方基準に基づいて食品生産を行う必要がある。食品生産企業は、生産を実施する前において、衛生行政部門が公布した食品安全基準を調べ、生産する食品について相応の安全基準がない場合には、本弁法の規定に基づいて企業基準を制定し、届出をしなければならなくなった（全23条）。

## 7、『クロスボーダー貿易における人民元決済試験ポイント管理弁法』

（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会 2009年7月1日公布 2009年7月1日施行）

貿易により一層の利便を図り、クロスボーダー貿易における人民元決済試験ポイントにおける活動をスムーズに展開させ、企業及び商業銀行の行為を規範化し、関連する業務リスクの発生を抑止するため、『銀行法』に基づいて本弁法が制定された。主な内容は以下のとおり。

（1）試験ポイント地区（上海市及び広州、深圳、珠海、東莞の広東省4都市）の省級人民政府は、現地の関連部門に協力して、クロスボーダー貿易の人民元決済を行う試験ポイント企業を推薦し、人民銀行が財政部、商務部、税関総署、税務総局及び銀行監督管理委員会など関連部門と共に審査認可を行い、最終的に試験ポイント企業リストを確定する。試験ポイント企業に確定した企業は、人民元によりクロスボーダー貿易の決済を行うことを選択することができる（第4条）。

（2）国内企業が輸出貿易への従事過程において人民元を使用して決算することを促進するために、本弁法では、人民元により決済を行った輸出貿易については、関連規定に基づいて輸出商品還付（免税）政策を享受することを規定した。具体的な輸出商品還付（免税）管理弁法については、国务院の税務管轄部門により制定されるものとした。これについて、企業として注意する必要があると思われる。（第17条）

(3) 試験ポイント企業が、クロスボーダー貿易において人民元決済をする場合、外貨消込み管理に組み込まれないため、通関及び輸出商品還付（免税）の手続きを行う際に、外貨消込書を提供する必要はなくなり、輸出入に関する手続きが簡素化された（第18条）。

本弁法の実施により、国際的な金融危機に見舞われている現状において、米ドルやユーロなど主要な国際決算貨幣を用いることによる為替レート変動の影響をある程度避けることができ、現在の国際金融危機が企業による輸出入にもたらすマイナス影響を抑止することができるほか、輸出入の決算方式を簡素化し、国内企業による輸出入業務の促進に有利となると思われる。したがって、外資企業は注目するべきであろう（第27条）。

### 三、司法解釈

#### 1、『企業破産案件を正確に審理し市場経済秩序を保護するために司法保障を提供することに関する若干問題に関する最高人民法院の意見』

（最高人民法院 2009年6月12日公布 2009年6月12日施行）

『中華人民共和国企業破産法』（2007年6月1日施行）をより一層徹底して施行し、企業による破産行為を合法的かつ秩序立ったものとするため、2008年8月18日に公布された、『行方不明者又は財産状況が明らかでない債務者について債権者が破産申請をする清算案件について以下に処理するかに関する最高人民法院の認可回答』を踏まえ、最高人民法院は、2009年6月12日に本意見を公布した。最高人民法院民二庭の責任者によれば、本意見の公布は、企業債務リスクを防止及び緩和し、困難に直面している企業を救い、市場における企業行為を規範化し、市場の運行秩序を保ち、国際金融危機によるダメージに有効的に対応し、経済の安定的な発展を保障することを目的としているという。本意見の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 法に基づいて企業の破産案件を受理し、破産生産プロセスを通じて、秩序に照らして企業を市場から退出させる。特に、破産により債務から逃れるものの、破産清算の申請条件に合致する非誠実企業についても、法定の破産清算プロセスに組み入れ、財産の不当処理行為を取消及び否定すること、ならびに出資人らの関連する主体责任を追及することにより、これら債務者の破産して債務から逃れるとの目的を実現させず、市場におけるこれら債務者の主体資格を剥奪するとした。このようにすることに

より、市場環境の浄化が図られ、誠実・信用の原則に則る企業を保護し、企業破産により社会経済にマイナス影響がもたらされないようにするとした（第2条）。

(2) 司法による破産再編及び和解プロセスを通じて困難を抱える企業を救う作用を十分に発揮し、企業資源の配置を優良化し、社会産業構造を調整する。人民法院は、企業に対し、科学的、客観的且つ正確な分析を通じて判断し、強制認可裁量権を適切に行行使して企業利益が衝突している各当事者に対し調和を図り、再編・和解案を受け入れるよう促し、再編計画に反対している債権者又は出資人が再編において少なくとも破産清算において元来獲得し得る弁償を獲得できるよう保証する。また、本意見は、上級人民法院に対し、監督職責を果たすよう要求し、利害関係者が再編プロセスにおいて反映する問題について、真剣に審査をし、問題が事実であると判明した場合には、速やかに是正しなければならないとした（第7条）。

(3) 『中華人民共和国企業破産法』の各規定及び制度を正確かつ徹底して執行し、債権者の利益を全面的に保護するとした。人民法院が企業破産案を審査する過程で、出資が真実でない、出資金をみだりに引き出す、会社財産の不当処理などの行為を発見した場合、債務者の法定代表者、財務管理職員、その他経営管理職員及び出資人などに対して釈明をするか、又は相応の罰金、訓戒及び拘留など強制措置を講じて、債務者に対して人民法院に対し真実の資料を提供するよう求め、もし、債務者が法律及び行政法規に違反し、更には清算行為を妨害する行為をした場合には、人民法院は捜査機関に関連する状況を通報することができるとした（第14条及び第16条）。

(4) 破産プロセス及び執行プロセスの機能を正確に認識し、2つのプロセスを有効にリンクさせるとした。破産清算プロセスにおいて、関連する債務を一括して公平に弁済することを保証するため、企業破産法では、人民法院が破産申請を受理した後、債務者の財産に採用する全ての保全措置及び執行プロセスはいずれも解除及び中止されなければならない。これを受けて本意見では、破産プロセスと執行プロセスの有効的なリンクに言及し、異なる法院、異なる審判部門及び異なるプロセスの間において協調と協力が必要であるとし、全ての債権が公平に弁済を受けられなければならないと強調した。これには一般の債務弁償プロセスに対する排他性も存在する（第18条）。

多くの企業の資金チェーンが断裂し、経営状況が著しく悪化している現在の状況下で、外資企業が本意見を適用する場合、特に以下の点に注意が必要となる。

(1) 合法的且つ秩序のある市場からの退出メカニズムを厳格に遵守し、債務者が企

業を捨て、債務を逃れることにより中国政府の関連部門から処罰を受け、市場における主体資格を取消され、出資人としての責任を追及されることを避けなければならない（第2条）。

(2) 本意見第16条によれば、人民法院は債務者が行方不明であるか若しくは財産の状況が不明である破産案件を審理する場合、債務者及びその関連する管理職員が清算に協力的でないケースでは、既知の債権について公平に弁済し、清算プロセスの終結を裁定した後、債権者に対し、別途訴訟を提起して、責任を負うべき有限責任会社の株主、股份有限公司の董事及び持分支配株主及び実際の支配者など清算義務人の債務者に対する債務に弁済責任を負うよう要求することができると告知しなければならないとした。この点について、清算行為の不当により、株主の責任が問われ、外資企業グループのグローバル経営にマイナス影響がもたらされないように、外資企業の管理層は注意をする必要がある。

(3) 債権者の破産清算プロセスを有効的に利用し、債権回収を実現することができる。（全22条）

## 2、『毒物製造物品犯罪案件の適用法律に関する若干問題に関する最高人民法院、最高人民検察院、公安部の意見』

（最高人民法院 2009年6月23日公布 2009年6月23日施行）

毒物犯罪の世界的な広がりを受け、ここ数年、中国国外の毒物製造拠点からの毒物原材料化学品への違法な需要が高まっており、中国の化学品が非法ルートに流入するリスクが日増しに増大している。このような状況に照らし、国際麻薬乱用撲滅デーの直前である2009年6月26日、最高人民法院、最高人民検察院及び公安部が共同で本意見を公布した。

「意見」は3条からなり、毒物製造犯罪の認定問題、毒物製造犯罪の容疑者及び被告人が犯罪行為を主観的に認知していたかどうかについての認定問題や、毒物製造犯罪にかかる量刑の基準問題について、それぞれ規定している。

## 3、『当面の形勢下における労働紛争案件の審理に関する最高人民法院の指導意見』

（最高人民法院 2009年7月6日公布 2009年7月6日施行）

現在、国際金融市場の動揺と世界経済の衰退の影響を受け、企業の経営困難、赤字

経営、給与の欠配や閉鎖などの原因により各種労働紛争案件の発生が大幅に増えており、民事審理活動に困難をもたらしている。最高人民法院は、このような情勢下において労働紛争案件の審理活動を行う指針として、本意見を公布した。本意見の主な内容は以下のとおりである。

(1) 本意見は、「労働者の合法的な権益を保障し、使用者の生存発展を維持する」ことを強調しており、現有の『労働契約法』第1条の立法趣旨である「労働者の合法権益を保護する」と比べ、昨今の経済情勢の下で、使用者の生存発展を維持することを明確に意図したものと言える（第1条）。

(2) 企業による自覚的な義務の履行及び社会的責任の負担を規範化する一方、従業員に対し、確かに経済的な困難を抱える場合に企業が講じる合理的な対応について、従業員に理解するよう呼びかけた。従業員と企業との間の協議を通じた労働時間の短縮、職務交代にかかる研修・訓練、一時帰休、報酬協議など様々な措置を講じて、労働関係の安定化を積極的に図るべきであるとした（第2条）。

(3) 法律の規定に基づいて労働契約を解除するよう労働関係の双方当事者を指導し、労働者による信用誠実を逸した辞職行為が使用者による生産経営秩序に影響することを防止すると同時に、使用者による違法な労働契約の解除により労働者の合法的な権益が侵犯されるのを避けるとした（第7条）。

(4) 本意見において、労使関係の解決に何度も言及し、訴訟調整機能を十分に発揮しなければならないとした。可能な限り、調停及び和解との方法を採用し、各当事者の利益バランスを模索し、案件の解決を図らなければならないとした。

労働雇用に関する法律及び政策の調整は、外資企業にとって大変重要であり、政策の動向を速やかに把握することは、企業の人的資源の優良化及び再配置に有利であると言える。本意見の規定する内容によれば、外資企業の管理者としては、以下の点に注意が必要と思われる。

(1) 本意見の条文に若干の調整が加えられていることに鑑み、労働雇用制度において、立法機関は使用者の生存・発展を重視し始めていることがわかる。

(2) 本意見の第7条では、労働者による信用誠実を逸した辞職行為について初めて規定がされたが、これは、誠実信用を逸した一部の労働者による企業の経営秩序を無視した転職・離職などの行為に対し、一定の警告作用を果たすと思われる。

(3) 労働紛争案件の審理過程において、審判機関は利益のバランスを図るため、法

に基づいて労働者の合法權益を保護すると同時に、企業の生存・発展を促進し、労使双方に利益がもたらされるよう努力をしなければならないとした。このため、人民法院は、できる限り、調停及び和解の方式により紛争を解決し、司法的な強制措置を講じることには慎重となることが予想される。これもまた、今後の一定期間における労働紛争案件の審理に対し、一つの方向性を示すものとなるだろう。

(4) 本意見は、最高人民法院が公布施行した「当面の形勢下における」指導意見であり、名称からもわかるように、本意見にはある程度の臨時性及び過渡性があるものと思われる。(全文 13 条)

#### 4、『当面の形勢下における民商事契約紛争事件の審理にかかる若干問題に関する最高人民法院の指導意見』

(最高人民法院 2009 年 7 月 7 日公布 2009 年 7 月 7 日施行)

2009 年 5 月 13 日『「中華人民共和国契約法」の適用に関する若干問題に関する最高人民法院の解釈(二)(以下「解釈(二)」という。』が施行されたが、国際金融危機の蔓延により引き起こされる民商事案件が増加している状況に適応し、また、マクロ経済形勢の変化によりもたらされた審理における実務問題に対応し、解釈(二)の確実な施行に歩調を合わせるため、最高人民法院は本意見を公布した。解釈(二)と比べると、主として、以下の点に変化が見られる。

(1) 情勢の変更原則を慎重に適用することを特に強調し、取引の安定性及び安全性を維持する。

情勢の変更は、当事者が締結時に予見できない市場システム固有のリスク以外のリスクを指し、世界的な金融危機及び国内のマクロ経済情勢の変化は、市場主体が防ぎきれない突発的な過程ではなく、緩やかに変化する過程である。変化の過程において、市場主体は、市場リスクに対しある程度の予見及び判断ををすべきである。したがって、人民法院は、情勢変更の原則を慎重に適用し、契約各当事者の利益を合理的に調整するとした(第 2 条及び第 3 条)。

(2) 法により違約金金額を合理的に調整し、違約責任の問題を公平に解決する。

多くの企業が経営上の困難を抱える現状において、違約金の金額が違約によりもたらされた損失を超える場合、契約法に規定される信義誠実の原則及び公平の原則に従い、補償を主目的とし、懲罰を加味するとの違約金本来の性質を堅持し、違約により

もたらされた損失に照らして、契約履行の程度、当事者の過失、予期の利益、契約締結における当事者間の力関係、様式契約或いは条項内容のいずれを適用するか等多くの要素を総合的に考慮し、公平の原則と信義誠実の原則に基づき総合的に比較し、判断しなければならないとした（第7条）。

(3) 得べかりし利益損失のタイプを正確に理解し、損失計算の原則を統一する。

人民法院が得べかりし利益損失を計算し、認定する場合、予見の規則、減損の規則、損益相殺の規則及び過失相殺の規則などを総合的に運用しなければならないとし、非違約側が主張する得べかりし利益の賠償総額から違約側が予見できない損失、非違約側の不当により拡大した損失、非違約側が違約により獲得した利益、非違約側にも過失があったことによりもたらされた損失及び必要となる取引コストを控除するとした（第10条）。

(4) 強制性規定を正確に適用し、民商事契約の効力を穏当に認定する。

契約各当事者による取引の安定性を保証し、輕易に契約無効と認定しないためには、『契約法』第52条第(5)号の「法律及び行政法規に違反する強制性規定」を正確に理解・識別し、適用する必要がある。もし、強制性規定により規制されるのが、あるタイプの契約行為ではなく、当事者の「市場進出」資格であるか、又は規制されるのが、ある種の契約の履行行為であり、ある種の契約行為ではない場合、人民法院は、当該タイプの契約の効力について認定をする際には、慎重に進めなければならない、必要に応じて、関連する立法部門の意見を仰ぐか、又は上級人民法院に指示を仰がなければならないとした（第16条）。

本意見の施行により、外資企業、特に現在、石油、コークス及び有色金属などの市場属性が活発で、長期間にわたり価格の変動が比較的大きい大型商品目的物及び株券及び先物取引などのリスク投資型金融製品目的物にかかる契約を履行しているケースで、相手側の当事者が情勢変更の原則を利用して、契約の変更又は解除を要求してきた場合には、人民法院は本意見に基づいて約定遵守側の保護に重点を置いて厳格に審査するが、約定遵守側としての外資企業はさらに個々のステップにおいて、関連する資料を証拠として保管し、価格の変動は情勢の変更によるものではなく、市場リスクによるものであることを証明し、自らの利益に損害がもたらされないようにすることが大切である（全17条）。

## 制度情報

### 2009年8月～2009年9月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

#### 一、全人大レベル

##### 1、『中華人民共和国人民武装警察法』

(全国人民代表大会常務委員会 2009年8月27日公布、同日施行)

一部の地方で、集団による治安事件が発生したが、中国人民武装警察は社会治安の安定において重要な作用を発揮してきた。本法は、人民武装警察部隊の性質、指導指揮体制及び安全防衛任務の執行範囲及び職責、義務及び権利、保障措置、監督検査及び法律責任などの内容について、明確に規定した。(全7章38条)

#### 二、国務院レベル

##### 1、『環境アセスメント計画条例』

(国務院 2009年8月17日公布 2009年10月1日施行)

2002年に公布施行された『中華人民共和国環境アセスメント法』は、環境アセスメント計画と建設プロジェクトにかかる環境アセスメントについて規定しているが、同法は環境アセスメント計画プロセス、具体的な内容及び根拠について具体的に規定していないため、環境アセスメントが本来持つべき作用を果たせないという状況をもたらしている。これについて、国務院は『中華人民共和国環境アセスメント法』に基づいて本条例を制定し、環境アセスメント計画について実務に適し操作性の高い規定をした。その主な内容は以下のとおり。

(1) 環境、生態メカニズム、人々の健康に発生する可能性のある総合的な影響及び長期的な影響ならびに計画の実施による経済的利益、社会的利益及び環境利益の間及び現在の利益と長期的な利益の間の関係を踏まえて、環境アセスメントを計画・実施しなければならない(第8条)。

(2) 環境アセスメントの根拠を、環境アセスメントの技術指導原則及び環境アセスメントの技術規範であると明確に指摘し、当該指導原則及び規範は、国務院の関連部門が制定する(第9条)。

(3) 計画実施区域の重点汚染物の排出総量が、国または地方の規定する総量規制指標を超過する場合、当該計画実施区域内に当該重点汚染物の排出総量の建設プロジェクトにかかる環境アセスメント文書に対する審査認可を暫時停止しなければならない(第30条)。

経済及び社会の持続可能な発展を確実に保障するため、中国でも環境保護への重視が高まっている。汚染が著しい企業及び業界の活路を根本から断つことが、環境アセスメント計画実施の本旨である。本条例の実施は、外国投資者による中国投資に以下のような影響をもたらす可能性がある。①外国投資者の投資プロジェクトに対する審査認可機関による審査認可が更に厳格になる。②外国投資者が計画区域の環境アセスメント結論を参考として、計画区域環境アセスメントについて総合的且つ長期的な判断を行うことにより、投資プロジェクトの長期的発展に適合した区域を選んで投資をすることが可能となる。③建設プロジェクトの環境アセスメント報告を作成する際に、投資者は所在区域が計画する環境アセスメント結論及び論証を参考とすることができる。(全6章36条)

## 2、『船舶による海洋汚染防止管理条例』

(国務院 2009年9月2日公布 2010年3月1日施行)

船舶及びこれに関連する作業活動による海洋環境汚染の防止活動をよりよく行うため、国務院は、これまでの『船舶による海域汚染防止管理条例』を全面的に改正し、本条例を制定した。本条例の主な内容は以下のとおり。

(1) 船舶による汚染事故に対する緊急処理について、本条例では、中国の管轄海域にて発生した汚染事故又は中国の管轄海域の汚染をもたらす可能性のある事故が発生した場合、ただちに相応の応急案を発動し、措置を講じて汚染をコントロールし、取り除くとともに、最寄の海事管理機構に対して報告をしなければならない(第37条)。

(2) 船舶による汚染事故が発生した場合、一般的に、海事管理機構に対して、船舶に関する情報、船舶所有者に関する情報、事故発生の時間及び場所などの状況、事故原因、汚染物質の種類及び数量などの内容を報告しなければならない。船舶汚染事故の報告を行った後に更に新たな状況が発生した場合、速やかに海事管理機構に補足報告しなければならない(第38条)。

(3) 船舶による汚染事故により海洋環境に損害をもたらした場合の責任負担問題について、本条例では、海洋環境に汚染損害をもたらした責任者は、危害を排除し、損失を賠償しなければならないが、当該損害が完全に第三者の故意又は過失によりもたらされた場合には、第三者が危害を排除し賠償責任を負う（第 50 条）。

外国籍船舶の所有者及び商品の所有者、代理人は、本条例の以下の内容について注意をする必要がある。

1,000 トン以下の、油類物質以外を積載する船舶を除き、本条例に基づき、中国の管轄する海域内で航行する船舶について、その所有者は関連する規定に基づき、船舶による油汚染がもたらす損害についての民事責任保険に加入するか、又は相応の財務担保を取らなければならない。

中国の管轄する海域にて海上運輸の恒久性油類物質商品を受け取る商品の所有者又は代理人は、船舶の油汚染損害賠償基金を納めなければならない。（全 9 章 78 条）

### 三、部門レベル

#### 1、『2009 年中小商業貿易企業の融資担保及び信用保険手当にかかる政策に関する活動を着実に実行することに関する商務部弁公庁の通知』

（商務部弁公庁 2009 年 8 月 3 日公布 2009 年 8 月 3 日施行）

中小商業貿易企業が金融危機を乗り越え、その融資能力を高め、中小商業貿易企業のリスク防止能力を増強するため、中央政府は 2009 年 5 月に中小商業貿易企業発展特定項目資金を設立し、2009 年の特定項目資金の重点は、中小商業貿易企業の融資担保費用補助及び国内貿易信用保険費用補助に用いることを決定した。本通知は、中小商業貿易企業の融資担保及び信用保険手当政策の確実な実施について、よりいっそう強く要求するものである。

(1) 中小商業貿易企業の融資担保及び信用保険手当政策の確実な実施を重視するよう、各地商務主管部門に対して要求し、担当部門及び担当者を明確にして当該作業に責任を負わせ、作業計画及び実施細則を早急に制定する（第 1 条）。

(2) 各地の商務主管部門に対し、現地政府の補助金、作業経費及び関連政策を整備するとともに、中小企業局、人民銀行分（支）行、銀行監督管理局、保険監督管理局及び信用担保協会などの部門との間で積極的に意思の疎通を図って協力し、業務連絡関係及び作業協力メカニズムを確立することを要求した（第 2 条）。

(3) 各地商務部門に対し、8月1日から9月30日までの半月サイクルで、商務部（市場秩序司）に対して作業進捗状況にかかる報告書を送付することを要求した。また、各地における2項目の手当にかかる政策の確実な実施に関する作業計画及び実施細則については、8月31日までに商務部（市場秩序司）に届け出なければならないとした（第6条）。

本通知の内容から、中小商業貿易企業発展特定項目資金に対する支持政策や、中小商業貿易企業の発展をサポートするとの国の決意を読み取ることができる。中小商業貿易企業の発展特定項目資金の施行1年目は、中小商業貿易企業の融資担保及び信用保険手当にかかる政策を重点としている。関連する報道によれば、将来的にサポート力が更に強力となることが期待される。

外商投資の中小商業貿易企業は、本政策に注目し、今回のチャンスを掴み、現地の商務部門及び条件に合致する担保機関及び信用保険機関との間で連絡を密にし、上に述べた手当を取得することをめざし、条件に合致する担保機関を通じて企業融資ルートを拡大し、条件に合致する信用保険機関を通じて国内信用保険に加入し、中国の販売市場をよりいっそう打開することが期待できる。（全6条）

## 2、『消費金融会社試験ポイント管理弁法』

（中国銀行業界監督管理委員会 2009年7月22日公布 2009年7月22日施行）

中国国内の民間消費需要を増大させ、内需拡大により経済成長を図るために、銀行監督委員会は、国外の消費金融業務の経験を参考とし、試験ポイント地区で消費金融業務を先行して展開することを決定した。本弁法の趣旨は、消費金融会社の設立と業務展開について枠組み規定をするものであり、本弁法の主な内容は、以下のとおり。

(1) 消費金融会社は、公衆の預金を吸収せず、主として自己資金を以って中国国内居住者個人のため消費を目的とする貸付けを提供する（第2条）。

(2) 銀行監督委員会の認可を受けた国内外の金融機構は、消費金融会社の出資人となることができる。国外の金融機構は、中国国内に代表処を設立して2年以上であるか、又は既に支店を設立している場合、中国市場に対して十分な分析及び研究を行い、なお且つ国又は地区の金融監督管理当局において既に銀行監督委員会との間で良好な監督管理合作メカニズムを確立していなければならない（第6条）。

(3) 消費金融会社の登録資本の最低限度額は3億元人民幣又は等値の自由兌換可能

貨幣でなければならず、一括して払込まなければならない（第8条）。

（4）消費金融会社が従事する個人貸付業務の範囲は主として、個人耐用消費品貸付けの取扱い及び一般用途の個人消費貸付けの取扱いであり、不動産及び自動車の個人貸付は含まれない（第16条）。

消費金融会社の業務は、中国において新しくスタートした新興の分野であり、現在のところ、試験段階にある。条件に合致する国外金融機構は、消費金融会社を設立投資することができる。消費金融会社への投資は、中国の消費者市場の特徴及び本弁法における消費金融会社の業務範囲などにかかる規定を踏まえて、全面的に考慮する必要があると思われる。中国に潜在する巨大な消費市場は、国外の金融機構にとって見ればチャンスであると言えるが、その一方で、中国では現在のところ、個人の信用システムが確立されていないため、公衆の預金を吸収することが許されていない状況下で、消費金融会社による個人ローンに対する審査及び貸付金回収についていずれもある程度の困難とリスクが存在すると思われる。（全39条）

### 3、『商業銀行評判リスク管理ガイドライン』

（中国銀行業界監督管理委員会 2009年8月25日公布 2009年8月25日施行）

国際金融危機により世界的な経済不況がもたらされたが、それと同時に、金融監督部門の監督レベルを更に向上させる必要性が生まれた。これを受けて中国銀行監督会は、現在の商業銀行の評判リスク管理面での不足を補うため、銀行の監督管理分野における国際的な実務経験に鑑み、商業銀行による評判リスク管理体制の充実化についてガイドラインを示した。本ガイドラインの主な内容は以下のとおり。

（1）評判リスク管理をコーポレートガバナンス及び全面リスク管理体制に組み入れ、評判リスク管理メカニズムを確立し、関連制度を制定するとともに、リスク管理メカニズム及び関連制度についての具体的な内容を詳細に規定した（第3条、第5条）。

（2）評判リスク管理の最終責任者は董事会であり、董事会は、銀行の戦略目標に合致し且つ銀行全体に適用するリスク管理政策を制定し、銀行全体の評判リスク管理体制を確立し、銀行全体のリスク管理の全体状況及び有効性を監視することに責任を負うことを明確にした（第4条）。

（3）商業銀行の評判リスクにかかる監督管理を強化し、相応の職能部門又は職位を確定し、商業銀行の評判リスク管理に対し、監督・測定及び評価に責任を負わせ、商業銀行の評判リスク管理状況を、市場参入の考慮要素にするとした（第8条、第9条）。

(4) 中国国内に法により設立された内資商業銀行、中外合弁銀行及び外商独資銀行は本ガイドラインの適用を受ける。政策性銀行、金融資産管理会社、都市信用社、農村信用社、農村合作銀行、信託会社、財務会社、金融ファイナンシャル会社、自動車ファイナンス会社、マネーマネージメント会社及び外資銀行支店などその他銀行業界金融機関は、本ガイドラインに照らして執行する（第 11 条）。

評判リスク統制は、商業銀行及び一般企業のリスク統制ならびに内部統制の確立・充実のために非常に重要である。本ガイドラインでは、中外合弁銀行及び外商独資銀行は必ず本ガイドラインの要求に照らして評判リスク管理メカニズムを確立し、関連制度を充実したものとしなければならないと要求するにとどまっているものの、外資銀行支店及びその他のタイプの外資企業はいずれも本ガイドラインの要求に照らして、評判リスク統制メカニズム及びその他のリスク統制メカニズムを確立することができる。更に重要なのは、リスク統制のための各制度を有効的に実施し、企業のリスク統制能力を高めることができる点にある。（全 13 条）

#### 4、『食品流通許可証管理弁法』

（国家工商行政管理総局 2009 年 7 月 30 日公布、同日施行）

『食品安全法』によれば、食品流通に従事する企業は食品流通許可証を取得しなければならないと規定されているが、各地の工商行政管理機関は許可証に関する具体的な手続き根拠がないため、食品流通許可が正式に開始されていないのが現状である。本弁法では、食品流通許可証の申請条件及び具体的な手続きなどについて詳細な操作性規定を行ったものである。本弁法の施行後、外資企業は本弁法の規定に基づいて各地の工商行政管理機関の業務窓口にて許可証に関する手続きを行うことが可能となった。本弁法の主な内容は以下のとおりである。

(1) 経営場所、設備施設、人員の配置及び食品安全管理制度などの方面から、「食品流通許可証」の申請・受領条件及び相応の申請資料を明確にし、企業による申請と、工商行政部門による審査認可に対し明確な根拠を提供した（第 9 条、第 10 条）。

(2) 食品経営企業の新設、食品経営範囲の増加及び支店機構による食品経営の従事など異なる状況下における許可申請人を明確にした（第 10 条）。

(3) 詐欺及び賄賂など不当な手段により食品流通許可を取得する行為について、既に取得済みの「食品流通許可証」の取り消しや、申請者は 3 年以内に食品流通許可を

申請することができないなどの処罰を含む厳しい処罰を規定した（第 23 条）。

食品生産許可を取得した食品生産企業がその生産場所において自らが生産した食品を販売するケースや、飲食サービス許可を取得した飲食サービス企業がその飲食サービス場所において自らが加工する食品を販売するケースについては、流通許可を取得する必要はないとした。中国国内にて食品の卸売及び小売に従事する外商投資商業企業は、『外商投資商業領域管理弁法』の規定に合致する必要がある以外、更に本規定により現地の工商行政管理機構にて『食品流通許可証』の手続きをする必要がある。食品の卸売及び小売に従事する外商投資商業企業は、本弁法について以下の点に注意すべきである。

(1) 外商投資商業企業が、異なる地区において複数の分公司（店舗）を設立して食品卸売又は小売に従事する場合、各分公司（店舗）の所在地にある工商行政管理機関にてそれぞれ「食品流通許可証」を申請・受領する。

(2) 本条例第 33 条は、許可証を取り消された食品生産経営企業の直接責任者は 5 年以内は食品経営管理の業務に従事できないとの制限性規定をすると同時に、食品経営企業がこの類の人員を招聘して管理業務に従事させることも禁止し、さもなければ食品経営企業許可証を取り消すとした。食品経営に従事する外商投資企業ならびにその管理職員は、本規定に特に注意することが必要であろう。（全 44 条）

## 5、『一部の業界の広告費及び業務宣伝費にかかる税引き前控除政策に関する通知』

（国家税務総局 2009 年 7 月 31 日公布、2008 年 1 月 1 日施行）

『企業所得税法実施条例』第 44 条には、「企業に発生した、条件に適合する広告費及び業務宣伝費支出は、国务院の財政及び税務主管部門に別段の定めのある場合を除き、当該年度の販売（営業）収入の 15 パーセントを超えない部分につき税前控除を許可する。超過部分は、以降の納税年度において繰り越して税前控除を許可する」と規定されている。

本通知は『企業所得税法実施条例』第 44 条の例外状況について明確に規定した。

(1) 化粧品製造、医薬製造及び飲料製造企業に発生した広告費及び業務宣伝費支出が当年の販売（営業）収入の 30%を超えない部分については、税引き前控除を行う（第 1 条）。

(2) フランチャイズ経営スタイルを採用する飲料製造企業については、飲料ブラン

ドの使用側に発生した当年の販売（営業）収入の 30%を超えない広告費及び宣伝費支出について本企業において控除することもできるし、そのうちの一部又は全部を飲料ブランドの所有者もしくは管理者に集め、飲料ブランドの所有者もしくは管理者により販売費用として事実に基づいて企業所得税を課税する際に税前控除することができる（第 2 条）。

(3) タバコ企業のタバコ広告費及び業務宣伝費の支出については、『企業所得税法実施条例』第 44 条の規定を適用せず、課税する際に税前控除をしてはならない（第 3 条）。

広告費の投入が比較的大きい化粧品製造、医薬製造及び飲料製造に従事する外商投資企業について、本通知の優遇政策によれば、広告費及び業務宣伝費の税前控除額の比例を引き上げることにより、企業の税収負担を引き下げることができる。しかしながら、本通知は期間限定付きであり、通知における優遇政策は 2008 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日までの間のみ有効とされているため、上記 3 業界の外商投資企業にとっては注目すべきである。（全 4 条）

## 6、『アニメ産業の発展をサポートすることに関する税收政策問題に関する通知』

（財政部、国家税務総局 2009 年 7 月 17 日公布、2009 年 1 月 1 日施行）

アニメ産業が新機軸を打ち出し、発展することを奨励・サポートするため、財政部と国家税務総局は本通知を共同公布し、条件に合致するアニメ産業について一定の税収上の優遇政策を講じるとした。その主な内容は以下のとおりである。

(1) 2010 年 12 月 31 日まで、増値税一般納税者であり、認定を受けたアニメ企業が自ら研究開発して生産したアニメソフトについては、17%の税率にて増値税を課税し、その増値税額が実際の販売額の 3%を超える部分については、課税と同時に還付を行う政策を実行する（第 1 条）。

(2) 規定範囲内のアニメソフトの輸出については、増値税を免除する。認定を受けたアニメ企業がアニメ直接製品を自主開発及び生産する際に確かに輸入する必要がある商品については、輸入関税及び輸入環節増値税の免除という優遇政策を享受することができる（第 1 条及び第 4 条）。

(3) 認定を受けたアニメ産業がアニメ製品を自主開発及び生産する場合には、ソフト産業発展振興を図る国による所得税優遇政策の享受を申請することができる（第 2

条)。

(4) アニメ産業がアニメ製品開発のために規定される労務を提供する場合、2010年12月31日までの間、3%の税率に照らして営業税の課税を減免することができる(第3条)。

『外商投資産業指導目録』及び文化領域への外資導入に関する政策に基づき、中国国内にて設立された外商投資アニメ企業は『アニメ企業認定管理弁法(試行)』の規定する条件及びプロセスにより、アニメ企業として認定されることを申請することができる。認定を受けた外商投資のアニメ企業は、本通知の規定に基づいて増値税、営業税及び所得税など優遇及びサポート政策を享受することができる。

日本はアニメ産業大国として、多くの優秀なアニメ企業を擁している。中国のアニメ産業に投資することを計画しているか若しくは既に投資している日本企業は、本通知及びアニメ企業の認定関連規定に注目する必要があると思われる。

このほか、本通知に規定する増値税及び営業税の優遇政策は、2010年12月31日までの期限付きであることに注意が必要である。(全6条)

## 7、『非居住者の享受する 税収協定待遇管理弁法』

(国家税務総局 2009年8月24日公布 2009年10月1日施行)

非居住者の享受する税収協定待遇の管理を強化するため、本弁法は、非居住者企業及び非居住者個人が税収協定待遇を享受するために履行を必要とする審査認可又は届出手続きを詳細に規定している。主な内容は以下のとおり。

(1) 本弁法にいう非居住者は、中国国内の税収関連法律規定にて定義される「非居住者」の条件に合致しなければならないばかりでなく、税収協定にて定義される「非居住者」の条件に合致しおなければならない(第5条)。

(2) 非居住者が、税収協定中の配当金条項、利息条項、特許使用費用条項及び財産収益条項待遇を享受する場合、税収協定待遇を享受するための審査認可を主管税務機関にて申請しなければならない(第7条)。

(3) 同一の非居住者が同一項目の取得について複数の待遇を享受する必要がある場合、税収協定待遇を享受するための審査認可を受けた後3西暦年度内(本年度を含む。)は、同一の主管税務機関に対し同一の所得について重複して審査認可にかかる申請をしなくてもよい(第10条)。

(4) 非居住者が税収協定中の営業利潤条項、独立個人労務条項、非独立個人労務条項待遇を享受する場合、主管税務機関にて届出をしなければならない（第 11 条）。

(5) 中国で納税義務が発生した非居住者が税収協定待遇を享受できるのにもかかわらず未だ享受していない場合、なお且つその享受すべき税収待遇を享受していないために税金を多く納めた場合、その納税日から 3 年以内に主管税務機関に対し、税収協定待遇の享受にかかる申請を補うことができる（第 21 条）。

中国において配当金、利息、特許権使用費用、財産収益、営業利益及び労務所得などを取得した日本企業及び個人は、本弁法の規定に基づき、中国の主管税務機関にて審査認可又は届出手続きを履行した後、日中間の税収協定に基づいて中国の税収関連法律に規定される納税義務の履行義務を軽減又は免除されることができるので注意が必要がある。

また、本規定により、税収協定待遇の申請手続きが統一され、請負工事作業及び労務を提供する非居住者企業が本弁法に基づいて届出を行えば、「非居住者企業による請負工事作業及び労務提供において享受する税収協定待遇報告書」に記入しなくともよいとされた。（全 45 条）

## 8、『完成車の特徴を構成する自動車部品の輸入管理弁法』の廃止に関する決定

（税関総署、国家発展改革委員会、財政部、商務部 2009 年 8 月 28 日公布 2009 年 9 月 1 日発効）

2009 年 8 月 15 日、工業情報化部及び国家発展改革委員会は 10 号令を公布し、これまでに公布されている『自動車産業発展政策』中の「輸入管理」部分について修正を加え、2009 年 9 月 1 日から、第 60 条にある「完成車及び部品の輸出にかかる具体的な管理弁法は、税関総署が関連部門とともに制定し、国务院の承認を受けたのちに実施する」との規定の執行を停止するとした。そして、上に述べた自動車産業の調整及び発展の必要性から、税関総署、国家発展改革委員会、財政部及び商務部は『完成車の特徴を構成する自動車部品の輸入管理弁法』を廃止した。

本弁法の廃止を受けて、2009 年 9 月 1 日から、中国に輸出される完成車の特徴を構成する自動車部品について、部品を類別した後、相応の使用税率に照らして関税及び輸入環節増値税を計算・課税する。『完成車の特徴を構成する自動車部品の輸入管理弁法』にある総合的な特徴に関する自己測定、届出及び査定に関する規定は執行を停

止された。同弁法が廃止されたことにより、中国の自動車部品市場の対外開放がよりいっそう進むため、自動車部品を輸入して生産する企業のコストが相応に引き下げられることが期待できる。

## 9、『クロスボーダー貿易にかかる人民幣決算による輸出商品税還付（免税）に関する事項に関する国家税務局の通知』

（国家税務総局 2009年8月25日公布 2009年8月25日施行）

2009年7月1日に中国人民銀行及び国家税務局など6部門が公布した『クロスボーダー貿易における人民元決済試験ポイント管理弁法』によれば、クロスボーダー貿易における人民元決済について外貨消込管理に組み入れないことが規定されたため、通関及び輸出商品にかかる税還付（免税）にかかる手続き時に外貨消込書を提出する必要はないとされた。本通知は、クロスボーダー貿易にかかる人民元決算試験ポイントとなる企業による輸出商品税還付（免税）について、よりいっそう実務にかなった規定となった。主な内容は以下のとおり。

(1) 『クロスボーダー貿易における人民元決済試験ポイント管理弁法』の規定によれば、クロスボーダー貿易にかかる人民元決済試験ポイントとなる企業が輸出商品について税還付（免税）時には輸出外国為替消込書を提出する必要はないものの、依然として、所轄の税務機関に別途に申告しなければならない（第1条）。

(2) 試験ポイントの税務機関は、輸出商品にかかる税還付（免税）申請を受理した後、輸出外国為替消込書を審査・確認せず、ならびに関連する情報について比較しない（第2条）。

(3) 税務機関は、試験ポイントとなる企業に対し、関連するデータ及び資料の提供ならびに台帳制度の確立を要求することができ、追跡監督管理を強化し、必要であれば、試験ポイントとなる企業に対し、関連状況を書面により説明するよう要求することもでき、試験ポイント企業のクロスボーダー貿易決算に関するデータ及び資料を提供するように銀行部門に要請し、比較分析をすることもできる（第3条）。

本通知からわかるように、クロスボーダー貿易にかかる人民元決済について外貨消込管理に組み入れないことは、試験ポイントとなる企業による輸出商品についての税還付に対して審査が行われないことを意味するものではない。試験ポイントとなる企業は、クロスボーダー貿易にかかる人民元決済業務について、自ら台帳制度を確立し、

関連するデータ及び資料を記録し、人民元決算の真実性を証明し、税務機関による追跡監督管理に対応しなければならないと思われる。(全5条)

## 10、『個人所得税の若干政策執行問題を明確にすることに関する国家税務局の通知』

(国家税務総局 2009年8月17日公布 2009年8月17日施行)

「ダブルペイ」、董事報酬など個人所得税の課税政策をよりいっそう明確にするために、国家税務総局は本通知を公布した。その主な内容は、以下のとおり。

(1) 「ダブルペイ」による税計算方法の執行を停止することを通知した。即ち、使用者が年末に従業員に対し1か月分余分に賃金を支払う場合について、1か月の賃金及び給与所得として個人所得税を課税するというやり方を取り消すとした(第1条)。

(2) 会社にて任職せず、雇用関係にない董事報酬について、労務報酬所得項目に照らして課税する。これと反対に、会社(関連会社を含む。)にて任職し、雇われると同時に董事及び監事を兼任している場合、董事報酬、監事報酬と個人の賃金収入を合併し、統一して、賃金及び給与所得項目に照らして個人所得税を納入する(第2条)。

(3) 外商投資企業の董事(長)が会社の直接管理職務を担当している場合、または名義上は直接管理職務を担当してはいないものの実際には日常管理業務に従事している場合には、董事(長)の身分を以って取得した董事報酬収入と従業員としての身分を以って取得した賃金及び給与所得について、それぞれ個人所得税を課税しないと(第2条)。

外資企業が董事及び従業員について税収計画を行う際には、「ダブルペイ」計税方法及び董事報酬にかかる計税方法に対する本通知の調整に注意する必要がある。年一度の一括性賞与がなく、年末にダブルペイがあるだけの納税者に対しては、年末のダブルペイは年一度の一括性賞与にかかる配賦計税方法に照らして執行するとした。年末ダブルペイ及び年一度の賞与のいずれも支給される納税者に対しては、これら2項目の収入を合併し、年一度の一括性賞与にかかる配賦計税方法を適用するとした。会社のその他職務を兼務する董事及び監事が取得する董事報酬、監事報酬及び個人賃金収入を合併し、統一で賃金、給与所得の所得項目に照らして個人所得税を納入するとした。(全4条)

## 11、『中華人民共和國税関による税収保全及び強制措置暫定弁法』

(税関総署 2009年8月19日公布 2009年9月1日施行)

『税関法』は、税関による税収保全措置及び強制措置について、原則的な規定をす  
るにとどまり、保全措置及び強制措置の具体的な実施方法について更に踏み込んだ規  
定がされていない。これを受けて、税関による税収保全措置及び強制措置を規範化す  
るため、本弁法では、税収の保全措置及び強制措置の実施プロセス、法律文書及び法  
的責任について更に詳細に規定した。主な内容は以下のとおり。

(1) 輸出入商品の納税義務者が、所定の納税期間において、その課税商品及びその  
他財産を明らかに移転したり、隠匿した形跡がある場合、税関は先ず、規定に基づき、  
納税義務者に対して担保の提供を要求しなければならず、規定の期間内に要求と  
おりに担保を提供できない場合、認可を受けた後に、税関は税収保全措置を講じることが  
できるとした(第3条)。

(2) 保全措置及び強制措置を講じることができないか、若しくは措置を講じた後に  
税金を満額徴収することができない場合、税関は法により人民法院に対し強制執行を  
申請しなければならないとした(第16条)。

本弁法の施行後、輸出入商品の納税義務者に対する税関の保全措置及び強制措置が  
プロセス上、よりいっそう規範化されることが予想される。外資企業が税関により保  
全措置及び強制措置を実施された場合、規定されるプロセスに照らして執行するよう  
税関に対して要求することができる。

税関は、外資企業の口座、預入れ残高を調査により明らかにすることができないた  
めに支払い措置を暫時停止することができないケースに限り、課税額に相当する商品  
又はその他財産を外資企業から差し押さえることができるとされている。また、外資  
企業の商品又はその他財産そのものが分割できず、差し押さえることが可能なその  
他の財産もない場合において税関が差し押さえる外資企業の商品又はその他財産価値  
は、一般的に課税額を超えてはならないとされる。外資企業が規定される納税期間内  
に既に納税しており、税関が税収保全措置を解除せず、又は保全措置を講じたもの  
の強制措置が不適切であったために外資企業の合法的な権益が損害を被った場合、税関  
に対して損害賠償を要求することができる。これらの点を十分に把握した  
うえで、税関による保全措置及び強制措置に対応することが必要であろう。(全25  
条)

#### 四、司法解釈

##### 1、『訴訟と非訴訟の共同運用によって矛盾・紛争を解決するメカニズムの確立、健全化に関する若干意見』

(最高人民法院 2009年7月24日公布、同日施行)

国際金融危機などの影響を受け、労働紛争及び貿易紛争などにかかる訴訟、案件の執行などが増えている中で、矛盾・紛争を根本的に解決し、案件の徹底解決を図るため、最高法院は本意見を公布した。その趣旨は、紛争解決の各種メカニズムを健全化し、調停手段を運用して訴訟上の困難及び執行上の困難などという問題の解決を図るというものである。本意見の主な内容は以下のとおりである。

(1) 人民法院は、業界協会、社会組織、企業事業者などが紛争の調停に関する職能及びメカニズムを確立・健全化することを奨励・サポートし、非訴訟手段による紛争解決メカニズムの新機軸を打ち出すことを奨励する(第10条)。

(2) 行政機関、人民調停組織、商事調停組織、業界調停組織又はその他調停職能を有する組織を経て調停合意に達した民事契約性の協議については、調停組織及び調停員による署名捺印の後、当事者は管轄権のある人民法院に対しその効力を確認する申請をすることができる。非訴訟と訴訟の共同運用による紛争解決メカニズムを確立した(第20条)。

(3) 法院により効力を確認された調停協議については、当事者双方に送達されたのちに法律上の効力を発し、一方の当事者は法により人民法院に強制執行を申請することができる(第25条)。

昨今、外資企業における労働紛争が頻発している。中国における現行の司法体制の下、労働紛争については、法院における訴訟の前に、労働仲裁機構による審理が必要とされている。実務において、労働紛争処理の根拠及び認定については、法院と仲裁機構との間で若干異なる点があり、一つの労働紛争案件について「三審」(仲裁を1回、法院での一、二審を合計すると三回となる)を経る必要があるため、企業に大きな負担を強いることになる。本意見第5条では、労働及び人事紛争など仲裁機構による意思の疎通と協調をすることを法院に要求している。このことから見て、今後において、法院と労働仲裁機構との間の、労働紛争処理に対する認識により一層統一が図られ、労働紛争処理にかかる企業のコストをある程度引き下げることが期待できる。

外資企業は非訴訟ルートを通じて紛争の処理を図ることができる。仲裁協議がなかったとしても、外資企業は仲裁委員会に対して調停を申し立てることができる。外資企業は更に商事調停組織及び業界調停組織など調停組織を選択して、調停を行うことができる。もし、調停協議に合意できれば、外資企業はプロセスに照らして、法院に対し調停協議の効力の確認を申請した後、管轄権のある法院に対し調停協議の強制執行を申し立てることができる。(全 30 条)

## 2、『都市・鎮の不動産賃貸借契約にかかる紛争案件の審理の具体的な応用法律の若干問題に関する最高人民法院の解釈』

(最高人民法院 2009 年 7 月 30 日公布 2009 年 9 月 1 日施行)

中国契約法などの法律の不動産賃貸借に対する規定は原則的なものにとどまっているため、実務において不動産賃貸借にかかる紛争の新たな問題に対応することができないのが現実である。そのため、各人民法院によるこの種の紛争案件の審理に対して指導を入れるため、最高人民法院は本解釈を公布した。本解釈の主な内容は以下のとおり。

(1) 建設工事計画許可証を取得していないか、又は建設工事計画許可証の規定とおりに建設されていない不動産及び認可を受けていないか、又は認可内容とおりに建設されていない臨時建築物について、貸主が借主との間で締結した賃貸借契約は無効であることを明確にした。また、取引の安定性を維持するため、一審法廷弁論の終了前に取得した工事計画許可証又は主管部門の認可を受けて建設された不動産については、有効と認定すべきであるとした(第 2 条、第 3 条)。

(2) 借主による内装で形成された付着物及び付着に至らない内装物の処分について、詳細に規定した(第 9 条から第 13 条)。

(3) 借主が不動産の優先購入を主張した場合に、人民法院がその主張を支持しない 4 つの状況を規定した(第 24 条)。

外資企業が都市・鎮の計画区域内で工場建物及び営業場所を賃借する場合、本解釈を踏まえ、以下の点に注意が必要となる。

(1) 賃貸借契約が無効とされることを避けるため、賃貸借契約の締結前において外資企業は、貸主が賃貸不動産について合法的な権利証を有しているかを審査し、仮に、貸主が建設工事計画許可証を取得していないか、又は建設工事計画許可証の規定とお

りに不動産を建設していない場合、一般的に言って、合法的な不動産権利証を取得することはできない。

(2) 外資企業が賃借する不動産について、賃貸借契約を締結した後、一定の時間を経た後に引き渡される場合には、貸主との間で、当該不動産の賃貸借契約について届出登記をしておくことが必要である。仮に、貸主が当該不動産について複数の賃貸借契約を締結していたとしても、その他の借主が当該不動産を占有していないうちに届出登記を済ませておけば、まだ届出登記をしていないその他の借主に対抗することができ、借主が当該不動産の使用権を行使することができる。

(3) 外資企業が賃借不動産に内装工事を施す場合、貸主の同意を得なければならない。付着物について紛争が発生することを避けるため、付着物の処分について貸主との間で詳細な約定をしておくことが望ましい。

(4) 賃借不動産が司法機関又は行政機関から法により差押られたり、もしくは賃借不動産の権利所属に紛争が存在するか、もしくは賃借不動産に法律及び行政法規の不動産使用条件にかかる強制規定に違反する状況が存在する場合、借主は法により賃貸借契約の解除を請求することができる。(全 25 条)

## 制度情報

### 2009年10月～2009年11月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

#### 一、全人代レベル

##### 1、『中華人民共和国駐外外交人員法』

(全国人大常委 2009年10月31日公布、2010年1月1日施行)

本法は、駐外国の外交人員を適用対象として公布された初めての法律である。本法では、駐外国の外交人員の職責、条件、義務及び権利を明確にし、その職責及び肩書き、派遣、召還及び帰還に関する制度を規定した。また、本法では、駐外国の外交人員の任用条件についても以下のとおり明確に規定した。

(1) 中華人民共和国国籍を保有し、満23歳以上であり、業務を全うするために必要な専門知識、業務能力及び言語能力などの条件を有すること(第6条)。

(2) 外国における長期滞在権又は永住権を有する者、外国籍であるか若しくは外国における長期滞在権又は永住権を有する配偶者がいる者、犯罪により刑事処罰を受けたことのある者等は駐外国の外交人員として任用してはならないとした(第7条)。(全10章48条)。

#### 二、国務院レベル

##### 1、『セキュリティサービス管理条例』

(国務院 2009年10月13日公布 2010年1月1日施行)

本条例は、セキュリティサービスを提供する事業者及びガードマンに対する管理を強化し、セキュリティサービスを規範化することを目的として施行された。その主な内容は以下のとおり。

(1) セキュリティサービスは、①専門のセキュリティサービス会社が顧客に対し、門番、巡回及び防護などサービスを提供するスタイルと、②機関、団体、企業、事業者及び不動産管理会社が自ら人員を採用して自らの管理区域内において行う安全防護活動に類別されるとした(第2条)。

(2) 自らガードマンを採用して行う安全防護活動を規範化・合法化するため、本条

例では、ガードマンを自ら採用する事業者について、①法人資格を有すること、②規定に合致するガードマンを採用すること、③健全なセキュリティサービス管理制度、職務責任制度及びガードマン管理制度を確立することを要求した（第13条）。

(3) 自らガードマンを採用する事業者に対する公安機関の監督を強化するため、条例では、自らガードマンを採用する事業者に対し、セキュリティサービスを開始した日から30日以内に、所在地区の市級人民政府の公安機関に届出をすることを要求した。ガードマンを採用してセキュリティサービスを行う必要がなくなった場合には、セキュリティサービスを停止した日から30日以内に、届出をした公安機関に対し、届出抹消の手続きをしなければならない。また、本条例施行前に自らガードマンを採用している事業者は、本条例施行の日から3ヶ月以内に公安機関に対して届出をしなければならない（第14条及び第51条）。

外資企業は自らガードマンを採用することもできるし、セキュリティサービス会社との間でセキュリティサービス契約を締結し、セキュリティサービス会社からガードマンを派遣してもらってセキュリティサービスに従事させることも可能である。本条例の施行後において、上に述べた2とおりのセキュリティサービスを採用する場合に、外資企業は以下の点に注意が必要である。

(1) 外資企業が自らガードマンを採用する場合、ガードマンとの間で労働契約を締結し、ガードマンのために社会保険費用を納付し、セキュリティサービスの安全上のリスクに照らして、ガードマンに傷害保険をかけなければならない。セキュリティサービスの開始及び終了時には規定に基づき公安機関にて届出をしなければならない。

(2) 外資企業がセキュリティサービス会社との間でセキュリティサービス契約を締結する場合、サービス項目、内容及び双方の権利義務、特にガードマンの賃金、社会保険及び傷害保険費用の負担について明確に規定するべきである。

自らガードマンを採用する方式と、セキュリティサービス会社からガードマンの派遣を受ける方式を比較した場合、公安機関への届出をしなかったり、条件に合致しないガードマンを採用したり、又は規定とおりにセキュリティサービスの過程において監視カメラの画像や警報記録を保存しなかった場合、行政処罰を受ける可能性がある。

自らガードマンを採用する場合には、一定の管理責任と法律上のリスクを負担しなければならないため、本条例の施行後において、セキュリティサービス会社からセキュリティサービスの提供を受ける方式を採用する事業が増えることが予想される。

(全 52 条)

## 2、『中小企業の発展をより一層促進することに関する国務院の若干意見』

(国務院 2009 年 9 月 19 日公布 2009 年 9 月 19 日施行)

国務院は、中小企業が直面している融資困難などの際立った問題に焦点を当て、中小企業の発展をサポートするための一連の政策及び意見を公布した。主な内容は以下のとおり。

(1) 中小企業の発展に不利となる法律法規及び規則制度を廃止又は改正し、中小企業に関する政策や法律体系をより一層充実したものとし、中小企業の発展が望める良好な環境作りをする。融資性担保にかかる管理弁法を早急に制定し、『借款通則』を改正し、中小企業の類別基準を改め、小企業に対するサポート政策を打ち出した。また一方で、独占業界に対する改革をよりいっそう推進し、中小企業が独占業界に参入するハードルを引き下げることがを要求した (第 1 条)。

(2) 金融危機のダメージを比較的強く受けている中小企業に対し、段階的に社会保険費用の納付を猶予したり、又は社会保険費用の企業側納付比率を軽減するなどの政策を 2010 年末まで延長し、規定に基づき、一定期間における社会保険手当又は職位手当及び職場研修手当などを支給するとした (第 4 条)。

(3) 財政部及び税務総局は、関連部門とともに、中小企業の発展をサポートするための税収政策を制定する。2010 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日までの間、年間の課税所得税額が 3 万元を下回る (3 万元を含む。) 小型薄利企業を対象に、その課税所得税額について、所得の 50% に照らして減額して計算する。中小企業が投資する国家奨励類項目については、『国内投資項目について免税しない輸入商品目録』に記載される商品を除き、必要となる自家用設備の輸入、ならびに契約に基づいて設備とともに輸入される技術及び周辺パーツ及び予備パーツについて、輸入関税を免じる (第 11 条)。

『中小企業促進法』の規定により、外商投資企業も本意見にある優遇政策を享受することができることとされた。外商投資企業は、本意見の以下の点に注意する必要がある。

(1) 本意見第 1 条では、中小企業の類別基準を今後修正するとの内容が規定されている。中小企業の類別基準は、主として、企業従業員の数、売上額及び資産総額などを指標としているが、今後改正される中小企業の類別基準では、これら指標に対す

る調整が行われる可能性があるため、外資企業は改正後の中小企業類別基準に注意する必要がある。

(2) 本意見第 11 条に規定される税収上の優遇政策により、外商投資中小企業の負担が直接的に軽減される。そのうち、企業所得税、自家用設備の輸入及び契約に基づいて設備に付随して輸入された技術及びユニットパーツ及び予備部品の輸入関税ならびに都市鎮土地使用税について一定の減免措置を講じている。

(3) 本意見では、中小企業が抱える融資困難及び担保困難の問題について、実効性の高い対応方法を多く提起している。例えば、銀行に対し、小企業に金融サービスを提供するための専門部門を設置することを要求し、中小企業を貸付対象とする中小金融機構の発展を推進し、金融機関が小企業に対して貸付を行う際に適切な補助措置を講じ、外商による中小企業への投資における融資ルートを拡大するとした。一方では、財産の抵当制度及びローン抵当物の認定方法ならびに中小企業の信用担保体系をよりいっそう充実させることを通じて、外商投資中小企業の融資方式を充実させるとした。

(4) 本意見に規定される一部の措置については、金融機関、地方政府からの具体的な規定の制定又は改正が待たれるものもあるため、外商投資企業は本意見第 29 条に規定される政策の動向について引き続き注目する必要がある。(全 29 条)

### 三、部門レベル

#### 1、『外商持分支配及び外商独資旅行社の設立にかかる暫定規定』などの規則の廃止に関する決定』

(国家観光局 商務部 2009 年 10 月 11 日公布 2009 年 10 月 11 日施行)

2009 年 5 月 1 日に施行された『旅行社条例』は、外商投資旅行会社の条件について規定したが、これと『外商持分支配及び外商独資旅行社の設立にかかる暫定規定』、

『外商持分支配及び外商独資旅行社の設立にかかる暫定規定』の改正』及び『外商持分支配及び外商独資旅行社の設立にかかる暫定規定』の補足規定』の内容に合致しない点が出てきた。このため、新法優先の原則に基づき、国家観光局及び商務部は『外商持分支配及び外商独資旅行社の設立にかかる暫定規定』等の規則を廃止した。本決定の施行に伴い、外商投資旅行社に以下のような影響がもたらされた。

(1) 『外商持分支配及び外商独資旅行社の設立にかかる暫定規定』が廃止された後、

外商持分支配及び外商独資旅行者の外国側投資者について、旅行経營業務にかかる資質及び年間の売上額などの制限がなくなった。

(2) 外商投資の旅行社（外商持分支配及び外商独資を含む。）の最低登録資本について、人民幣 250 万元から人民幣 30 万元まで引き下げられた。

本決定の施行後、外商投資旅行社の登録資本及び国外投資者の条件などが引き下げられた。外国投資者は『旅行社条例』の関連規定に基づき、國務院の旅行行政主管部門が交付した「旅行社業務經營許可証」及び外商投資企業の認可証書を取得した後、工商行政主管部門にて設立にかかる登記手続きをし、外商投資旅行社を設立し、旅行サービスに従事することができる。

しかしながら、『旅行社条例』の第 23 条に基づき、外商投資旅行社が「海外旅行」業務に従事することは依然として許可されていない。國務院の規定、中国が締結した自由貿易協定もしくは『中国大陸、香港及びマカオとの間でより一層緊密な経済貿易関係を確立するための手配』に別段の定めがある場合を除き、外商投資旅行社が中国大陸住民の海外旅行業務、香港特別行政区及びマカオ特別行政区及び台湾地区への旅行業務に従事してはならない。

## 2、『税収協定における「受益所有者」を如何に理解し認定するかに関する国家税務総局の通知』

（国家税務総局 2009 年 10 月 27 日公布 2009 年 10 月 27 日施行）

非居住者企業又は個人が二重課税回避協定を悪意に利用して脱税したり、又は税の申告漏れをすることを避けるために、本通知では、二重課税回避協定における締結相手側の居住者が配当、利子及び特許権使用費など条項に規定される税収協定にかかる待遇の享受を申請した場合において、“申請人が確かに「受益所有者」であるか否か”を如何に認定するかについて詳しく規定した。主な内容は以下のとおりである。

(1) 「受益所有者」の意味を明確に規定した。「受益所有者」は、所得又は所得から発生する権利もしくは財産に対して所有権及び支配権を有する者であり、一般的に、実質的な経営活動に従事する個人、会社又はその他全ての団体である（第 1 条）。

(2) “申請人が確かに「受益所有者」であるか否か”を判定する場合、具体的な案件の実際の状況を踏まえて、申請人が実質的な経営活動に従事しているか否かを分析し、判定しなければならない。本規定では、「受益所有者」としての認定に不利となる 7

つの要素を列挙している。例えば、「所得により発生する財産又は権利を除き、申請人がその他の経営活動をしていないか又はその他の経営活動をほとんどしていない場合には「受益所有者」として認定されるのは難しいとされている（第2条）。

日中租税条約第10条、第11条及び第12条の規定によれば、中国において発生し、日本国居住者に支払う配当、利子及び特許権使用費用については、日本国内で課税することができる。但し、これら配当、利子又は特許使用費用について、中国国内で中国法に基づいて課税することもできる。受取人が当該配当、利子又は特許権使用費用の受益所有者であれば、課税額は配当、利子又は特許権使用費用総額の10%を超えないとされている。したがって、受益所有者として認定されることが、10%の優遇税率を享受するためのキーポイントとなる。

本通知の公布後、国家税務総局は配当、利子及び特許権使用費用など条項に規定される租税条約にかかる待遇の享受を申請する外国企業又は個人の身分に対する審査を行なう場合、外国企業又は個人が所得に関する実質的な経営活動に従事しているか否かならびに相応の経営リスクを負担しているか否かについて特に重点を置いて審査することになる。申請者が租税条約にかかる待遇の享受を申請する場合、本通知の規定に基づき、自らが「受益所有者」であることを証明できる資料を提出する必要がある。（全3条）

### 3、『商標代理管理弁法』

（国家工商行政管理総局 2009年11月11日公布 2009年11月11日施行）

商標代理市場を規範化し、商標代理市場に対する監督を強化するため、国家工商行政管理総局は、本弁法を公布した。主な内容は以下のとおりである。

（1）商標代理組織がみだりに弁事処を設立して商標代理行為に従事することを防止するため、本弁法では、商標代理組織が工商行政管理部門にて申請登記をし、「企業法人営業許可証」又は「営業許可証」を取得しなければならないと規定した（第4条）。

（2）商標代理組織の再委託行為によって、委託人が登録しようとする商標に関する資料の漏洩又は紛失が発生することを避けるため、本弁法では、商標代理組織は、その他事業者又は個人に対し、商標代理活動を委託してはならず、上に述べた活動のために如何なる便宜も提供してはならないと規定した（第5条）。

（3）商標代理組織が、同一の商標案件において双方当事者からの委託を同時に受け

ることにより委託人の利益を損害することを避けるため、本弁法では、商標代理組織が同一の商標案件において双方の当事者からの委託を受けてはならないと規定した（第7条）。

『中華人民共和国商標法』及び『商標法実施条例』の規定に基づき、中国に居住場所又は経営場所を有さない外国人又は外国企業が中国において商標登録を申請したり、その他商標に関する手続きをする場合、国の認可を受けた商標代理資格を有する商標代理機構に対して手続きの代理委託をしなければならない。特に、代理機構の分支機構に対して商標登録手続きなどを委託する場合、分支機構の「営業許可証」の中に相応する経営範囲が含まれているか否かを審査する必要があると思われる。

登録商標は、企業の重要な無形財産であり、申請過程における秘密保持が非常に重要である。もし、申請過程において、商標代理組織が情報を漏洩した場合、他者が悪意により先駆け申請をし、商標登録申請人に損失をもたらすことが考えられる。しかし、この時点では登録商標について登録が完了していないため、申請人の損失を確定することは難しい。本弁法によれば、商標代理機構が委託人の商業秘密を守る義務を規定しているものの、紛争の発生を避ける為、外国企業が商標代理組織との間で商標代理契約を締結する場合、商標代理組織の秘密保持義務及び秘密保持義務に違反した場合における損害賠償額などについて明確に約定しておくことをお勧めする（全18条）。

#### 4、『「食品表示管理規定」の改正に関する国家品質監督検査検疫総局の決定』

（国家品質監督検査検疫総局 2009年10月22日公布 2009年10月22日施行）

『食品安全法』及び『食品安全法実施条例』における食品表示に関する規定を完全に実施するため、国家品質監督検査検疫総局は、2008年9月1日に施行された『食品表示管理規定』（「原規定」という。）を改正した。主な改正内容は以下のとおりである。

(1) 原規定では、食品表示ラベルには生産者の名称及び住所のみを表示することが要求されていた。改正後の『食品表示管理規定』（以下「新規定」という。）では、生産者の名称及び住所を表示するだけでなく、生産者の連絡方法も表示しなければならないとされた（第2条）。

(2) 原規定では、包装食品ラベルには純含有量を表示することが要求されていた。

新規定では、包装食品ラベルには、純含有量以外に、関連規定に基づいて規格も表示しなければならないとされた（第4条）。

原規定と比べ、新規定では、食品表示の内容を更に詳細に規定したと言える。外商投資食品生産企業は、本決定の内容を詳細に確認して、食品表示の内容を調整しなければならない。

新たな食品表示を正式にスタートさせる時期について、国家品質監督検査検疫総局は、一部の食品生産者が一定の数量の原規定の要求に合致した食品包装の在庫を有することを考慮し、一定期間の過渡期を設けるとしている。国家品質監督検査検疫総局が公布した『新たに改正された「食品表示管理規定」の施行に関する事項に関する公告』によれば、食品生産者が2010年6月1日前に生産加工した食品は、原規定の要求に合致するラベル包装を引き続き使用することもできるし、販売ユニットにおいてラベルを追加貼付したり、補足説明を付すという形式により元の表示内容を充実させ、ラベルに記載された全ての内容が新たに改正された『食品表示管理規定』に合致することを保証できればよいとされた。2010年6月1日より、生産加工された食品の表示内容及び形式について、新たに改正された『食品表示管理規定』の要求に完全に合致しなければならない点に注意が必要である。（全9条）

## 5、『適格な国外機構投資者の中国国内における証券投資外貨管理規定』

（国家外貨管理局 2009年9月29日公布 2009年9月29日施行）

外資企業の中国における直接投資を奨励し、国外投資者が中国国内の証券投資を行ないやすくするため、投資限度額の申請手続きの簡素化など関連事項について、国家外貨管理局は、2002年に公布・施行した『適格な国外機構投資者の中国国内における証券投資外貨管理暫定規定』（以下「暫定規定」という。）を改正した。本規定の主な内容は、以下のとおり。

(1) 『暫定規定』第8条では、適格な国外機構投資者が申請する投資限度額は、8億米ドルを超えてはならないと規定されていたが、本規定第7条では、投資限度額を10億ドルまで引き上げるとした（第7条）。

(2) 本規定では、適格な国外機構投資者が委託管理人にて、人民元口座及び外貨口座を含む自己資金口座、顧客資金口座及び開放式基金口座を開設することを許可した（第10条）。

(3) 投資限度額の譲渡及び転売などの行為を禁止した。適格な国外機構投資者にこのような行為があった場合、外貨管理局はこれを処罰し、その投資限度額を減額調整することができる（第 23 条）。

本規定にある適格な国外機構投資者とは、国外の基金管理機構、保険会社、証券会社及びその他資産管理機構を指し、その他の外国企業及び機構を含まないことに注意が必要である。本規定において様々な性質及び種類の資金口座の開設を許可されているものの、自己資金口座、顧客資金口座及びその開放式中国基金口座の間では資金を振替えてはならないこと、同一の適格な国外機構投資者の複数の開放式中国基金口座間においても資金の振替をしてはならないと規定されていることに、適格な国外機構投資者としては注意が必要であろう。本規定は、適格な国外機構投資者による中長期にわたる投資を奨励しているため、限度額の審査認可において、外貨管理局は年金、保険基金、共同基金、慈善基金、寄贈基金、政府及び貨幣管理当局などのタイプの機構投資者の申請を受理することを優先的に考慮することが予想される。（全 27 条）

## 6、『国内企業の内部構成員による外貨資金集中運営管理規定』

（国家外貨管理局 2009 年 10 月 12 日公布 2009 年 11 月 1 日施行）

国内企業による外貨資金の使用効率をよりいっそう向上させ、国内企業による外貨資金の運営管理レベルを向上させるため、国家外貨管理局は『多国籍企業による外貨資金の内部運営管理にかかる問題に関する国家外貨管理局の通知』（匯発 [2004] 104 号）及び『企業グループ財務会社による一括払いの外貨決済・売却業務の展開にかかる問題に関する国家外貨管理局の通知』（匯発 [2008] 68 号）など外貨資金の集中運営管理に関する文書を相次いで公布した後、本規定を公布した。本規定は、現有の外貨資金の集中運営に対する制限を緩和し、外貨資金の集中運営に関する管理法規を規範化し、外貨資金の集中運営に対する審査認可プロセスを簡素化した。主な内容は以下のとおり。

(1) 外貨資金の集中運営管理に従事できる「内部構成員」とは、親会社及びこれが持分の 51%以上を支配する子会社、親会社及び子会社が単独又は共同で持分を 20%以上保有する会社もしくは支配する持分が 20%に満たないものの筆頭株主の地位にある会社、親会社及び子会社の傘下にある事業法人又は社会団体法人を指す。同一の国外親会社による持分支配を受けている国内企業の内部構成員についても、本規定の

適用を受ける（第2条及び第28条）。

(2) 企業が外貨資金の集中運営ルートを通じて外貨決済を行い、現行の外貨資本金の決済政策に潜在するリスクを回避することを防止するため、国内企業の委託する借入資金を外貨決済に用いることはできないと明確に規定したほか、これを質入して人民元を借り入れてはならないと明確に規定した（第6条）。

(3) 受託銀行が、貸付又は返済にかかる資金を貸付人の資本金外貨口座又は経常項目にかかる外貨口座と借入人の外貨委託貸付専用口座との間で振替手続きをする場合、国家外貨管理局及びその支分局から認可を受ける必要はないとした（第11条）。

本規定施行の後、外貨資金の集中運営を行うことができる外資企業の範囲が拡大された。同一の外国会社が中国国内に設立した複数の外資企業間では、本規定に基づいて外貨資金を相互に短期貸付をしたり、外貨プーリング管理の申請・実施することができるとされた。外貨資金の集中運営管理により、各外資企業間の外貨資金利用効率を引き上げ、財務コストを引き下げることができる。

また、外資企業による外貨プーリング業務に対する制限も緩和され、原則として、外貨プーリングに参加する国内企業の内部構成員及びプーリング業務を提供する銀行（財務会社）の間で協議合意し、委託貸付にかかる法律的な枠組みを遵守すれば実施することができるとされた（全31条）。

## 7、『個人による金融商品売買等の営業税に係る若干の免税政策に関する財政部及び国家税務総局の通知』（財政部、国家税務総局 2009年9月27日公布 2009年1月1日施行）

本通知は、国外の事業者又は個人による国内事業者又は個人への役務提供、個人による外貨など金融商品の売買、個人による不動産の無償贈与ならびに土地使用権営業税の免税優遇政策について規定したものである。その中で、外商投資企業と外国企業は、以下の内容に注意する必要があると思われる。

(1) 中国国内の事業者又は個人による中国国外における建築業又は文化体育業（放送・放映を除く。）における役務の提供については、一時的に営業税の徴収を免除する（第3条）。

(2) 国外事業者又は個人が国外において国内事業者又は個人に対し提供する完全に国外において発生した『営業税暫定施行条例』所定の役務については、営業税を徴収

しない（第4条）。

中国国外において中国国内企業に役務を提供する外国企業ならびに中国国外において役務を提供する外商投資企業にとってみれば、本通知はこれらの企業がこれまでに直面していた二重課税の問題を直接的に解決し、税収上の負担を引き下げることにつながると言える。

2009年1月1日から施行されている『営業税暫定条例実施細則』第4条には、役務を提供する場所が国内もしくは国外にあるかに関わらず、役務を提供又は接受する事業者又は個人が国内にいる場合には、いずれについても営業税を納入しなければならないと規定されている。即ち、外国企業が国外において中国国内企業に役務を提供する場合、ならびに中国国内企業が国外にて役務を提供する場合、中国の税務機関にて営業税を納付しなければならないとされていることから、これらの企業は二重課税の問題に直面する可能性が存在していた。本規定が公布された後は、中国の税務機関はこれら企業の上記役務については営業税を課税しないことになる。（全7条）

## 8、『登録商標専用権の質権登記プロセスに関する国家工商行政管理総局の規定』

（国家工商行政管理総局 2009年9月24日公布 2009年11月1日施行）

本規定では、登録商標専用権の質権登記プロセスを明確にし、企業による登録商標専用権の質権登記のために操作性の高い規定を提供したものである。主な内容は以下のとおり。

(1) 質権設定者と質権者は、書面による契約を締結し、商標局にて質権登記にかかる手続きをしなければならない。中国において常住場所又は営業場所を有さない外国人又は外国企業は、必ず、商標代理機構に委託して手続きをしなければならない（第2条）。

(2) 質権設定者は、類似する商品又はサービス上に登録された類似する商標について、一括して質権登記にかかる手続きをしなければならない（第3条）。

(3) 商標局は、質権登記簿を作成し、関係者が閲覧を申請することができるようにする（第15条）。ここにいう「関係者」の範囲及び調査内容の範囲については、依然として明確に規定されていない。

『物権法』の規定に基づき、登録商標専用権の質権登記は、質権成立の必要条件とされている。外商投資企業は、取引側との間で商標専用権にかかる質権契約を締結し

た後、本規定の要求に基づき、商標専用権の質権登記をした場合に、質権が成立する。外商投資企業は、以下の問題に注意すべきである。

(1) 外商投資企業が、相手側が提供した商標専用権の質権設定を接受する場合、質権設定者による類似する商品又はサービス上に登録された類似する商標について、一括して質入物件として質権契約に記載し、ならびに一括して質権登記にかかる手続きをしなければならない。

(2) 外国企業及び外資企業が中国国内企業を買収する場合、商標局の質権登記簿により、買収先企業の登録商標にかかる質権登記の状況を調べ、買収先企業の無形資産状況を把握し、買収案を決定する際に参考とすることができる。

(3) 既に使用を許可されている商標について質入することができるか否かについて、本規定及び現行法では明確に規定されていない。質入後の登録商標を質権者が競売したり転売した場合に、使用を許可されている商標使用人の権利に影響することも考えられる。したがって、紛争の発生を避けるため、既に使用を許可されている商標を質入したり、使用を許可されている商標について質入を受け入れる場合、事前に使用を許可されている商標使用人に通知し、その同意を得ることが望ましい。(全 17 条)

## 9、『対外請負工事資格管理弁法』

(商務部 住宅都市鎮建設部 2009年9月28日公布 2009年11月1日施行)

本弁法は、対外請負工事資格申請条件、プロセス及び資格証書の管理などについて規定をした。主な内容は以下のとおり。

(1) 対外請負工事事業者は、法人資格及び相応の資質又は業績を有さなければならない。工事建設類の事業者はその資質に相応した登録資本を有さなければならない。非工事建設類事業者の最低登録資本は、人民幣 2,000 万元とする (第 5 条)。

(2) 対外請負工事事業者は、商務部門に対し所定の申請書類を提出し、対外請負工事資格証書を取得しなければならない (第 7 条及び第 8 条)。

(3) 対外請負工事事業者が対外請負工事資格を取得する場合、登録所在地の省級商務主管部門にて労務提携予備金を納めなければならない (第 11 条)。

対外請負工事に従事する外商投資企業は、本弁法における対外請負工事資格に関する規定に注意する必要がある。商務部門は、対外請負工事資格の申請人が相応の資質及び業績を有するか否かを審査する他、更に、過去 3 年間において申請人に重大な違

約行為や重大な違法経営記録があるか否かについても審査を行なう。外商投資企業については、更に過去3年間連続して外商投資企業連合年度検査に合格していなければならないとしている。即ち、外商投資企業は少なくとも3年以上業務に従事しなければ、対外請負工事資格の申請条件を有さないことになる。

本弁法の施行前に既に対外請負工事資格を獲得している事業者について、本弁法では一定の過渡期を設定し、これら事業者は、本弁法の施行日から6か月以内に、商務主管部門にて「資格証書」の交換・受領を申請しなければならないとしている。もし、申請時において本弁法に規定される相応の条件に合致しない場合には、本弁法の施行日から3年以内に相応の条件に合致するよう改善しなければならないとし、元の「資格証書」は3年間の改善猶予期間においては有効であるとされている（全27条）。

#### 四、司法解釋

##### 1、『会社の強制清算案件の審理作業に関する最高人民法院の座談会議事録』

（最高人民法院 2009年11月4日公布 2009年11月4日施行）

現行法（『中華人民共和國公司法』第10章及び『「中華人民共和國公司法」の適用に関する若干問題に関する最高人民法院の規定（2）』）には、会社の強制清算について基本的な規定はされているものの、操作性に乏しい。本議事録は、現行法を踏まえ、強制清算の申請及び受理などについてより一層具体的に規定したものである。その主な内容は、以下のとおり。

（1）強制清算の申請事由を有する当事者（債権者又は株主）は、会社の主な弁事機構の所在地にある裁判所に対し強制清算の申請を行なうことができる。会社の主な弁事機構の所在地が不明確であったり、これを巡る紛争が存在する場合、会社の登録登記場所の裁判所により受理する。受理する裁判所の級別は、会社登記機関の級別により確定する（第2条）。

（2）会社の強制清算案件の申請費用は、強制清算の対象となる財産総額を基数とし、財産案件の受理費用基準×0.5に照らして計算する。当該申請費用は、申請人が事前に納める必要はなく、裁判所が被申請人の財産から優先して徴収する。強制清算プロセスから破産プロセスに入る場合には、破産案件の申請費用を別途徴収しない。強制清算案件の1件あたりの申請費用が人民幣30万元を超える場合には、超過部分は徴収せず、既に徴収している場合には被申請人に返還する（第20条）。

(3) 強制清算グループの構成員は、裁判所より指定する。裁判所は、会社株主、董事、監事、高級管理職員ならびに「人民法院仲介機構管理人名簿」及び「人民法院個人管理名簿」中の仲介機構又は個人の中から指定することができる（第22条）。

(4) 強制清算プロセスは、強制清算される会社に関わる審理未完了の民事訴訟の進行に影響しない。人民法院が強制清算の申請を受理した時に強制清算される会社に関わる審理未完了の民事訴訟については、元の受理法院が引き続き審理するが、法に基づき、元の法定代表者を清算グループの責任者に変更しなければならない（第30条）。

(5) 強制清算の過程で、会社財産が債務の完済に足りないことを発見した場合、必ずしも破産清算プロセスに入らなければならないということはない。清算グループと債権者が協議して債務完済案を作成し、債務を完済した場合、債務の完済後において、法院に対して清算プロセスの終了を裁定するよう申請することができる。このようなケースを除き、会社の財産が債務の完済に足りない場合には、清算グループは人民法院に対し破産宣告の申請をしなければならない（第32条）。

中外合弁経営企業の董事会が合弁会社の解散を決議した後、中国側株主と外国側株主間の経営管理上の意見の相違から任意清算がスムーズに進行しないケースが多く見られる。合弁会社の解散決議が審査認可機関の認可を受け、又は法院の裁定を経て解散した後、清算グループを速やかに設置することができないか、もしくは清算グループの設置後において、清算を故意に遅らせたり、違法な清算を行なったために清算プロセスを速やかに終了させて合弁会社を抹消することができず、外国側株主の利益に損失をもたらすことが往々に発生している。このような状況について、『会社法』の規定によれば、外国側株主は、法院に対し、強制清算を行なうよう申請をすることができる。外国側株主が会社の強制清算を申請する場合、本議事録における強制清算プロセス及び実体規定に注意が必要である。

(1) 会社財産を隠匿、移転することにより外国側株主の利益に損失をもたらすことを避けるため、外国側株主は強制清算を申請すると同時に、会社財産について財産保全措置を申請することが望ましい。

(2) 破産清算プロセスと異なり、強制清算プロセスの開始後において、強制清算プロセス開始前に既に開始され、且つ終了していない会社の債権債務に関する訴訟及び強制執行を停止しない。

(3) 外国側株主が強制清算を申請する場合、被申請人の主要財産、帳簿及び重要文

書などが滅失したり被申請人側の人員が行方不明になる等の原因により、人民法院が清算不能又は全面的な清算ができないことを理由に強制清算プロセスを終了した場合、外国側株主は、別途訴訟を起こす方法により、支配株主など実際に会社を支配する主体に対し関連する権利を主張することができる。(全 40 条)

## 制度情報

### 2009年12月～2010年1月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

#### 一、全人代レベル

##### 1、『中華人民共和国権利侵害責任法』

(全国人民代表大会常務委員会 2009年12月26日公布 2010年7月1日施行)

本法は、一般権利侵害責任の構成と権利侵害をした場合の責任の負い方を規定するとともに、製造物責任、医療損害責任及び環境汚染に対する責任など7種類の特殊な権利侵害責任の構成と認定方式について各々章を設けて規定したものである。本法は民事主体の合法権益の保護に密接に関係している。主な内容は以下のとおり。

(1) 本法は、労務派遣形式の下での派遣従業員の職務行為により、他者に損害をもたらした場合、派遣先企業が権利侵害責任を負う。しかし、労務派遣機関側に過失がある場合には、労務派遣機関が相応の補足責任を負わなければならない(第34条)。

(2) インターネットユーザーが、インターネットサービスを利用して、権利侵害行為を行った場合、権利侵害を受けた者は、当該インターネットサービスを削除したり閲覧不能とするなど必要となる措置を講じるよう、インターネットサービス提供者に対して通知する権利を有する。(第36条)。

(3) 全ての製品に対してリコール制度を普遍的に適用することを、法律により初めて規定した。流通過程に入った製品に欠陥が見つかった場合、生産者及び販売者は、速やかに警告及びリコールなどの救済措置を講じなければならない(第46条)。

(4) 医療器械、薬品及び消毒薬剤の欠陥により患者に損害をもたらした場合、患者は医療器械、薬品及び消毒薬剤の生産者に対して賠償を請求するか、もしくは医療機関に対して賠償を請求することができる(第59条)。

(5) 環境汚染による権利侵害紛争において、汚染者は法律に規定される責任免除又は軽減の状況ならびにその行為と損害との間に因果関係がないことについて挙証責任を負わなければならない。被汚染者は、汚染者に存在する汚染行為及び損害の事実に対してのみ挙証責任を負う(第66条)。

本法は、現行の法律法規中に規定された権利侵害責任に関する規定を総括した一方

で、新しい規定も盛り込んでいる。外資企業としては、以下の点に注意すべきである。

(1) 外国企業常駐代表機構（以下「代表処」という。）は、労務派遣機関からの派遣従業員が代表処の業務を執行する過程において他者に損害をもたらした場合、代表処が当該他者に対して権利侵害責任を負わなければならない、労務派遣機関に過失があることが証明された状況下においてのみ、労務派遣機関が相応の補足責任を負うとされていることに注意が必要である。

(2) 本法は、製品リコール制度を従来の自動車や食品など一部の業界に限らず、普遍的に普及させることを規定した。これについて、あらゆる製品の生産者及び販売者は注意が必要である。各業界ごとのリコール手続きについては、各業界の主管部門による詳細な規定の公布が待たれるところである。

(3) 企業の商標権及び名誉権がインターネット上で侵害された場合、損失の拡大を避けるため、インターネットサービス提供者に対し、書面により、当該内容を直ちに削除・閲覧不能とするなどの必要な措置を講じるよう通知する権利を有する。インターネットサービス提供者が必要な措置を講じなかったために損失が拡大した場合には、企業は、損失拡大部分について実際に権利侵害を行ったインターネットユーザーとともに連帯責任を負うよう、インターネットサービス提供者に対して要求することができる。

(4) 医療器械、薬品及び消毒薬剤の生産者は、自らが生産する医療器械、薬品及び消毒薬剤の欠陥により患者から訴訟を提起される可能性があることに注意すべきである。医療器械、薬品及び消毒薬剤の生産者が医療機関に製品を提供する際には、製品自体の品質が基準に達することを確実に保証する以外に、製品の説明書中に使用上の注意事項をわかり易い表現で明記すべきである。（全 12 章 92 条）

## 2、『中華人民共和国再生可能エネルギー法（改正案）』

（全国人民代表大会常務委員会 2009 年 12 月 26 日公布 2010 年 4 月 1 日施行）

再生可能エネルギー産業の発展を加速させるため、本改正案は、2006 年 1 月 1 日から施行された『中華人民共和国再生可能エネルギー法』に規定される再生可能エネルギーによる発電についての全額買取制度及び再生可能エネルギー資金制度の実施過程において発生する問題を踏まえ、条文の一部を改正した。修正の主な内容は以下のとおり。

(1) 再生可能エネルギーの開発利用を促進し、電力網企業が再生可能エネルギーによる発電を全て買取を確実に保証するため、再生可能エネルギーによる発電について全額買取保証制度を実行する。再生可能エネルギーの全額買取保証制度に関する具体的な方法については、今後、国務院エネルギー主管部門、国家電力監督管理部門及び国務院財政部門より共同で制定される予定である（第 14 条）。

(2) 国家財政部門は、再生可能エネルギー基金を設立し、再生可能エネルギーの開発利用を目的とする科学技術研究をサポートし、再生可能エネルギーの開発利用設備の現地化生産を促進するためなどに用いる。再生可能エネルギーの発展基金の徴収・使用・管理に関する具体的な方法については、国務院財政部門が国務院エネルギー主管部門ならびに価格主管部門と共同で制定する（第 24 条）。

本改正案に規定される再生可能エネルギー産業に対する以下のサポート政策について、中国において再生可能エネルギー産業への投資又は投資を計画している外国投資者は注目すべきである。

(1) 再生可能エネルギーによる発電について、全額買取保証制度を確立した。改正前の再生可能エネルギー法には買取制度が規定されていたものの、施行過程において電力網企業に対して具体的な最低の買付比率が規定されていなかったため、全額買取制度が確実に実施されるには至っていなかった。本改正案では、再生可能エネルギーによる発電についての全額買取保証制度を確立し、その具体的な方法を制定する予定である。これにより、再生可能エネルギーによる発電の全額買取に関する電力網企業の具体的な責任を明確に規定されることが見込まれる。これにより、再生可能エネルギーによる発電企業が速やかに資金を回収し、再生可能エネルギーの開発に従事することを保証することが可能となったと言える。

(2) 国家財政年度において手配された特定項目資金と法に基づいて徴収される再生可能エネルギー電気価格の付加収入を合わせて、再生可能エネルギー発展基金を設立するとした。改正前の再生可能エネルギー法に規定されていた特定項目資金のリソース及び限度額が固定されていなかったため、再生可能エネルギーの開発と利用を長期的且つ安定的にサポートするには至らなかった。再生可能エネルギー発展基金が確立し、その徴収・使用・管理に関する具体的な方法が公布された後、基金によるサポートプロジェクトに合致する再生可能エネルギー生産企業は、基金による補助を申請することができ、資金面における長期的且つ安定的なサポートを獲得できる。（全 8 章 33 条）

## 二、国務院レベル

### 1、『外国の企業又は個人による中国国内における組合企業設立の管理弁法』

(国務院 2009年11月25日公布 2010年3月1日施行)

本弁法は、『組合企業法』の関連行政法規として、外国企業又は個人が中国国内において組合企業を設立する行為を規範化するものである。主な内容は以下のとおりである。

(1) これまで外国企業及び個人は、中国の個人との間で合弁又は合作の方式により企業を設立することはできなかった。本弁法施行後、外国企業及び個人は中国法人及びその他組織と共に組合企業を設立することができるだけでなく、中国の個人と共に組合企業を設立できるとされた(第2条)。

(2) 外国企業又は個人が中国国内にて組合企業を設立することは、外商投資の方式の一つにあたることから、外商投資に関する産業政策に合致しなければならないとした(第3条)。

(3) 外商投資設立による組合企業については、商務主管部門における審査認可を受ける必要はなく、工商行政管理部門にて設立にかかる届出登記をすればよいとされた。本弁法により、外国企業又は個人による組合企業の手続きプロセスを簡素化されたとと言える(第5条)。

(4) 「外国の企業又は個人による中国国内における、投資を主たる業務とする組合企業の設立について国に別段の定めのある場合には、当該定めによる」とする弾力性のある規定を設けた(第14条)。

本弁法の施行により、外国投資者の中国における投資に以下のような影響がもたらされると思われる。

#### (1) 投資方式の多様化

本弁法の施行後、外国企業又は個人が、中国国内にて投資する場合、外商投資有限責任会社を設立するという方式のほか、組合企業を設立するという方式を選択することも可能となる。

#### (2) 設立手続きの簡素化

外商投資有限責任会社を設立する場合に比べ、組合企業の設立は、商務主管部門による審査認可を必要としない等手続き上比較的簡単であると言える。但し、企業登記

機関に対し、『中華人民共和国組合企業登記管理弁法』に規定される文書及び外商投資産業政策に合致するとの内容の説明書を提出しなければならない。

(3) 投資者は無限責任を負う。

組合企業と外商投資有限責任公司では、投資者による責任負担方式が異なることに注意が必要である。外商投資有限責任公司の外国側投資者は、出資額を限度として会社に対して有限責任を負うが、組合企業の場合には、有限責任組合員を除き、一般組合員として組合企業に対して無限の連帯責任を負わなければならないことに注意が必要である。

(全 16 条)

## 2、『人的資源社会保障部財政部都市・鎮企業従業員の基本養老保険関係の移転接続暫定弁法を転送することに関する国務院弁公庁の通知』

(国務院弁公庁 2009 年 12 月 28 日公布 2010 年 1 月 1 日施行)

都市・鎮の企業従業員の基礎年金の移転をスムーズにリンクさせることを確実に保証するため、本弁法は、基礎年金の移転手続きをする際の資金の処理、移転・継続のプロセス及び基礎年金を受領する窓口などについて詳細に規定した。その主な内容は、以下のとおり。

(1) 本弁法は、年金加入者が省を跨いで就業する場合について、その基礎年金関係を新しい年金加入地に移転することができるとしたほか、当該加入者の各地における基礎年金加入年数を通算することを明確にした (第 3 条)。

(2) 基礎年金口座は、個人口座と社会統一基金の 2 つの部分から構成され、それぞれ、従業員個人と使用者により費用を納めることになっている。本弁法では、基礎年金加入者が省を跨いで就業し、基礎年金を移転する場合、個人口座の残高については全額移転することができ、社会統一基金の部分については、その総和の一部を加入地に移転することができるとした (第 4 条)。

(3) 複数の地域で流動的に就業し、基礎年金に加入していた者が定年退職した場合、一つの年金加入地にて基礎年金を受取らなければならないと規定した。本弁法は複数の地域で流動的に就業していた労働者が年金受給条件に合致した時の取扱いについて、明確に規定した (第 6 条)。

(4) 基礎年金をスムーズに移転することを確実に保証するため、本弁法では、移転・

接続手続き及び社会保険主管部門による手続き期限について明確に要求した(第8条)。

本弁法は、労働者が省を跨いで流動的に就業する過程における基礎年金の移転・継続について制度面からの整備を行ったものであると言える。本弁法の施行により、労働者の就業と企業による雇用に以下のような影響がもたらされると思われる。

(1) 労働者側から見れば、本弁法の施行後、労働者が省を跨いだ基礎年金の加入期間を通算することが可能となった。都市・鎮従業員の基本年金に関する規定によれば、都市・鎮従業員は基本年金に満15年以上加入しなければ、定年退職後に年金待遇を享受することはできないとされている。本弁法の施行前において、労働者が省を跨いで就業する場合、基本年金の加入期間を通算することはできなかった。本弁法の施行後においては、異なる省での加入期間を通算することが可能となったため、省を跨いで就業する場合において、加入期間の不足により年金の受給条件を満たすことができないのではないかとする年金加入者の懸念を解消することができると思われる。

(2) 企業側から見れば、本弁法の施行により全国範囲内の就業者の流動が促進されるため、全国範囲において優秀な人材を採用することが可能となると言える。また、中国国内に多くの営業拠点を置く外資企業にとっても、全国的な業務手配のための企業内部の人事異動などの面でメリットがあると言える。(全13条)

### 三、部門レベル

#### 1、『企業結合申告弁法』

(商務部 2009年11月21日公布 2010年1月1日施行)

本弁法は、『独占禁止法』及び『企業結合にかかる申告基準に関する国務院の規定』にて規定される企業結合にかかる申告基準及び申告資料の内容について、より一層具体的な規定をしたものである。その主な内容は以下のとおりである。

(1) 『企業結合申告基準に関する国務院の規定』では、企業結合において申告を必要とするか否かを判断する際に、営業額を基準とすると規定しているが、その具体的な語義については画定していない。そのため、本弁法では「営業額」と「中国国内における」との具体的な語義を画定した(第4条)。

(2) 『企業結合にかかる申告基準に関する国務院の規定』においては、集中に参加する経営者の営業額を経営者の申告基準として、企業結合にかかる申告を必要とする基準を規定しているが、営業額の計算方法は規定されていない。この状況を受けて、本

弁法では、営業額の計算範囲及び計算方式について詳細に規定した（第4条、第5条、第6条、第7条）。

(3) 『独占禁止法』及び『企業結合にかかる申告基準に関する国務院の規定』のいずれにも、どの経営者が申告義務を負うのかについて規定されていない。本弁法では、結合方式によって、申告義務を負う者を明確にするとともに、申告義務を負う者が申告を行わない場合、集中に参加するその他の経営者が申告することができるとした（第9条）。

(4) 経営者が申告書類を準備し易くするため、本弁法では、企業結合にかかる申告書類及び書類の内容について詳細な規定をした。この中で、集中が関連市場における競争状況にもたらす影響に関する説明資料について、集中取引の概況、関連する市場の画定、集中に参加する経営者の関連市場における市場占有率及びその市場に対する統制力などの項目を含まなければならないと明確に規定した（第10条）。

(5) 企業結合にかかる情報の秘密保持を確実に保証するため、申告者は、申告文書及び資料の公開バージョン及び秘密保持バージョンを同時に提出しなければならない。申告者は、申告文書及び資料中の商業秘密情報及びその他秘密保持情報についてその旨を注意書きしなければならない（第12条）。

本弁法は、外国企業又は外資企業による企業結合にかかる申告手続きに対して、操作性の高いガイドラインを示したものであると言える。本弁法は、経営者の営業額の計算範囲について明確に規定し、集中に参加する経営者のそれぞれの営業額については、当該経営者自身の営業額を計算するのみではなく、当該経営者の関連会社の営業額もまた計算範囲に入れなければならないとした。したがって、関連会社を持つ企業が合併、持分買収、資産買収などを行う場合、本弁法に規定される営業額の計算範囲に注意をする必要がある。

また、本弁法は、企業結合にかかる申告文書及び資料についても、詳細な説明をしており、企業結合にかかる申告書類の準備に根拠を提供している。申告書類を漏れなく準備するため、正式な申告を行う前に、集中に参加する経営者は、企業結合にかかる申告に関連する問題について、商務部と面談することもできる。（全18条）

## 2、『企業結合審査弁法』

（商務部 2009年11月24日公布 2010年1月1日施行）

本弁法では、企業結合に対する商務部の審査プロセス及び経営者の陳述及び弁明権について相応の規定をした。主な内容は以下のとおりである。

(1) 商務部は、当事者の陳述及び弁明を聴取し、関連する政府部門、行政協会、経営者及び消費者又は個人の意見を聞き、公聴会を開催して関連する各当事者の意見を聞き取るなどの方式により企業結合にかかる審査を実施することができる（第5条、第6条、第7条）

(2) 商務部による審査の結果、企業結合が競争を排除、制限する効果を有するか又は有する可能性があると思なした場合、反対意見を結合に参加する経営者に告知するとともに、経営者に対し、書面による抗弁意見を提出する期限を与えなければならない（第10条）。

(3) 商務部による審査の過程において、集中に参加する経営者は取引案に対し調整した制限性条件を提起し、企業結合が有するか又は有する可能性のある競争排除又は競争制限の効果を消去又は減少させることができる（第11条、第12条及び第13条）。

(4) 禁止されない企業結合については、商務部は集中が競争に対して発生させる不利な影響を減少させる制限性の条件を付加することができる（第14条）。

本弁法公布前において、商務部は内部規定に基づいて企業結合に対する審査を行ってきた。本弁法の公布は、商務部が企業結合にかかる審査を公開且つ公正に行うのに役立つと思われる。本弁法では、公聴会の開催プロセスについて明確に規定した。企業結合にかかる審査の過程において、外国企業又は外商投資企業は公聴会の場で陳述したり弁明することができるほか、関連する専門家を招いて進言してもらいことも可能である。これにより、商務部の審査部門と積極的に意思の疎通を図り、合併や資産買収などの行為を認可するよう商務部門を説得することも可能である。また、商務部門と意思の疎通を図ることにより、企業結合に対する商務部門の意見をタイムリーに理解することも可能となるため、適時に取引方式を調整することができる（全17条）。

### 3、『企業による従業員福利費用の財務管理強化に関する通知』

（財政部 2009年11月12日公布 2009年11月12日施行）

企業による従業員福利費用の財務管理を強化するため、財政部は、『企業財務通則』などの規定に基づいて、本通知を公布し、従業員の福利費用の範疇及び従業員の福利

費用として管理に組み込まれない項目について、明確に規定した。その主な内容は以下のとおり。

(1) 本通知では、従業員の賃金、賞与、手当、賃金総額に組み入れて管理する補助、従業員の研修経費、社会保険、補足養老保険費用（年金）、補足医療保険ならびに住宅積立金については、従業員の福利費用としての財務管理を行わないことを明確にした。また、従業員の福利費用として財務管理を行うことのできる5つの具体的な状況についても明確に規定した（第1条）。

(2) 企業は、月ごとに基準に照らして現金方式により住宅手当、通勤手当又は自動車購入手当、通信手当、祝祭日手当及び統一して食事を提供していないために月ごとに支給した昼食手当については、従業員の福利費用に組み入れて管理してはならず、従業員の賃金総額に組み入れなければならない（第2条）。

(3) 企業は、従業員の福利費用の収支項目、基準及び審査認可プロセスを明確にし、法に基づいて従業員の福利費用の管理制度を確立し、内部の審査認可プロセスを履行し、従業員に対して福利費用を支給する（第6条）。

今後、現金方式により従業員に対して支給する通勤手当及び通信手当などの各種手当については、従業員の福利費用に組み入れてはならず、従業員の賃金総額に組み入れなければならないため、外資企業の財務管理担当者は、本通知に注目すべきである。

また、本通知は従業員の福利費用にかかる財務管理上の規定であり、税収上の政策ではないため、課税所得税額を計算する場合、税収関連法律及び行政法規の規定に基づいて納税額を計算しなければならないことに注意が必要である。（全8条）

#### **4、『個人による外国為替決済・売却業務に対する管理をより一層完全にすることに関する国家外貨管理局の通知』**

（国家外貨管理局 2009年11月19日公布 2009年11月19日施行）

中国では、個人の外国為替決済及び国内の個人による外国為替購入について、1年度あたりの総額管理を実施しており、年度総額はいずれも5万米ドルとされている。個人が分割などの方式により年度あたりの総額管理を回避することを避けるため、国家外貨管理局は本通知を公布し、限度額を回避する行為に対する監督を強化した。その主な内容は以下のとおりである。

(1) 複数の人物に外貨購入をさせたり、頻繁に外貨購入を行うなどの分割方式によ

り個人が外国為替決済及び国内における年度総額管理を回避する行為の具体的な特徴を詳細に規定した（第1条）。

(2) 個人の手持ちの現金により決済する場合、年度あたりの決済総額を超えているか否かによって、異なる手続き方式を規定した。本年度において既に年度あたりの決済総額を超えている個人が手持ちの外貨を決済する場合には、取引の真実性を証明するため、取引額に関する証明資料を提出しなければならない（第3条）。

(3) 個人の経常項目下の非経営性外貨購入資金のリソースについて制限を加え、人民幣現金、本人又は直系親族の人民元口座及び銀行カード内の資金のみを使用して経常項目下の非経営性の外貨購入を行うことを明確に規定した（第4条）。

本通知は、個人が分割方式により外国為替決済を行う行為の主な特徴を列挙し、その特徴に合致する個人に対し、銀行は具体的な状況に基づいて手続きを行わないことができ、真実性について確認するか又は要求に従い外貨管理局に報告するなどの方法により処理することとした。真実性について確認した結果、外国為替決済が真実であり、個人による合理的な範囲内の外国為替決済であることが確認された場合に限り、銀行及び外貨管理局は規定に基づいて取り扱うとした。

（全7条）

## 5、『企業年金個人所得税徴収管理に関する問題に関する国家税務総局の通知』

（国家税務総局 2009年12月10日公布 2009年12月10日施行）

企業年金とは、企業及びその従業員が『企業年金試行弁法』の規定に基づき、法に基づいて基本養老保険に加入したうえで、さらに自発的に加入する補足養老保険である。企業年金は、企業による納入部分、従業員個人による納入部分及び年金基金の投資運営による収益部分の3つの部分から構成される。本弁法は、企業年金の個人納入部分、企業納入部分にかかる個人所得税の計算方法について明確に規定した。主な内容は以下のとおり。

(1) 企業年金の個人納入部分については、従業員の個人賃金に組み入れられるため、所得税を納付しなければならず、個人の当月の賃金について個人所得税を計算する前に控除してはならない（第1条）。

(2) 企業年金の企業納入部分で個人口座に振込む部分については、個人の1ヶ月の賃金の一部（正常な賃金と合算しない）と見なし、如何なる費用も控除せず、「賃金

所得」項目に照らして当期の個人所得税額を計算し、企業が費用を納入する際に源泉控除する（第2条）。

(3) 年金設置条件のために個人口座に振替えられた企業納入費用のうち、個人に帰属することができない部分について、既に源泉控除された個人所得税は返還されなければならない（第3条）。

企業年金は、養老保険を補う方式の一つであり、企業に対して強制的な納入を求めるものではない。条件のある外資企業は、従業員のための社会保険費用を納入完了した後、更に企業年金を納入・積立することができる。

本通知では、企業年金の個人納入部分については、個人所得税を納入する必要があるという政策を再度述べている。また、企業年金の発展を奨励するため、企業納入部分の税金計算方法にある程度の優遇を与え、企業納入部分が個人口座に振込まれた部分については、従業員の1ヶ月の賃金報酬として単独で個人所得税を徴収し、正常な賃金と合算して個人所得税を徴収しないとしている。（全7条）

## 6、『非居住者企業の持分譲渡所得にかかる企業所得税管理を強化することに関する国家税務総局の通知』

（国家税務総局 2009年12月10日公布 2008年1月1日施行）

非居住者企業の持分譲渡所得にかかる企業所得税の管理をよりいっそう規範化し、強化するため、本通知は、非居住者企業の持分譲渡による所得の計算方法及び持分譲渡による所得税の納付義務を回避する行為に対する処理方法について、具体的に規定した。

(1) 持分を保有される企業が未処分利益又は税引後に積み立てた各種基金等を有する場合には、持分譲渡人は、持分に伴い当該出資者の留保利益権の金額を一括して譲渡するものとし、持分譲渡代金の中から控除してはならないことを明確に規定した（第3条）。

(2) 国外投資家（実際の支配者）が組織形式の濫用等の手配を通じて中国居住者企業の持分を間接譲渡し、かつ、合理的な商業目的を有さず、企業所得税の納税義務を回避する場合には、所轄の税務機関は、脱税手段として用いられることもある国外の持分支配会社の存在を否定し、国外投資家に対し持分譲渡に関する所得税を課税することができるとした（第6条）。

(3) 非居住者企業がその関連者に対し中国居住者企業の持分を譲渡する場合において、その譲渡代金が独立企業間取引原則に適合せず課税所得額を減少させるときは、税務機関は、合理的な方法に従い調整をする権限を有するとした（第7条）。

本通知の内容から、中国の税務部門は非居住者企業の持分譲渡所得にかかる企業所得税に対して監督を強化していることが判る。したがって、外国企業が中国居住者企業における自らの持分を譲渡する場合、以下の点に注意する必要がある。

(1) 持分譲渡契約に約定する持分譲渡代金に、持分を保有される企業の未処分利益を含まない状況下において、もし、外国企業が持分譲渡代金及び未処分利益を一度に取得した場合、未処分利益を持分譲渡所得に組入れて合わせて企業所得税を課税する。

(2) オフショア会社を設立して中国居住者企業に投資する外国投資者は、本通知の規定によれば、このような外国投資者がオフショア会社の持分を譲渡することを通じて中国居住者企業における持分を間接的に譲渡するという行為は、中国の税務機関から企業所得税の納付義務を故意に回避する行為として見なされる可能性がある。中国の税務機関は、オフショア会社の存在を否定し、中国居住者企業における持分の譲渡にかかる企業所得税を当該外国投資者から直接徴収する可能性もあるので注意が必要である。

(全 10 条)

## 7、『企業の国外における所得にかかる税収の相殺・免除に関する通知』

(財政部 国家税務総局 2009年12月25日公布 2008年1月1日施行)

本通知は、企業の国外所得税収を相殺・免除する場合の国外課税所得額、相殺・免除可能な国外所得税額及び国外所得税の相殺・免除限度額の範囲ならびに計算方法について詳細な規定をしたものである。その主な内容は、以下のとおり。

(1) 国外課税所得額は、国外における収入総額から国外収入の取得に関わる合理的な各支出を控除した後の額とする。各収入及び各支出については、中国企業所得税法及び实施条例に関する規定に基づいて確定する（第3条）。

(2) 本通知は、相殺・免除限度額の計算をやすくするため、国外税額の相殺・免除限度額の計算方式を明確に規定した。企業が当年度において実際に相殺・免除する国外にて既に納付した間接負担の所得税額は、相殺・免除限度額を超えてはならない（第8条及び第9条）。

(3) 本通知に規定される状況に合致する場合、企業が申請し、所轄の税務機関による認可を受ければ、本通知に規定される簡易方法を採用して、既に国外で実際に納付済みの企業所得税について相殺・免除可能な税額を計算することができる(第10条)。

企業は、国外で既に納税するか又は間接的に負担した所得税額を相殺・免除する際には、以下の点に注意すべきである。

(1) 相殺・免除可能な国外所得税額が相殺・免除限度額を超える場合、当年においては相殺・免除限度額を以って国外所得税の相殺・免除限度額として相殺・免除をし、相殺・免除限度額を超えた部分については、次年度から5納税年度以内に、相殺・免除できる。

(2) 当該通知の規定によれば、日本は、法定税率が中国より明らかに高い国外所得リソース国となる。企業が日本から取得した営業利益所得及び相殺・免除条件に合致する配当所得については、企業が申請し、税務主管機関より認可を受ければ、本通知に規定される簡易方法を採用して、既に国外で納付済みの企業所得税について相殺・免除可能な税額を計算することができる。

(全16条)

#### 四、司法レベル

##### 1、『特許権の侵害紛争案件の審理に応用する法律に関する若干問題に関する解釈』

(最高人民法院 2009年12月28日公布 2010年1月1日施行)

最高人民法院は、『特許法』及びその実施条例の関連規定に基づき、特許権に対する司法実践の過程に関わる特許権保護範囲の確定、部品に関する権利侵害についての賠償金額の確定などについて、よりいっそう明確な解釈を行った。本解釈の主な内容は以下のとおり。

(1) 本弁法は、特許権証書に記載された権利要求の内容に基づいて、特許権の保護範囲を確定することを厳格に要求している。説明書又は附属図表中にのみ記載され、権利要求中に記載されていない技術案については、特許権の保護範囲には含まれない(第1条及び第5条)。

(2) 権利侵害であると訴えられた意匠デザインが、権利人の意匠デザイン特許製品と類似するか否かについて、裁判所は、意匠デザインの総合的な視覚効果に対して一般消費者が混同を起ささないか否かを審査しなければならないとした(第10条及び

第11条)。

(3) 本弁法は、発明及び実用新案特許権を侵害する製品が、別の製品の部品である場合ならびに意匠デザイン特許権を侵害する製品が包装物である場合における賠償金額の確定方法について合理的に規定した(第16条)。

(4) 本解釈では、相手側が知的財産権の侵害警告を受け取った後、一定の条件に合致する場合には、権利侵害をしていないことを確認するための訴訟を提起することができる(第18条)。

外資企業が特許権に関わる紛争を処理する場合には、以下の点に注意が必要である。

(1) 特許権者が特許権の侵害に関する訴訟を提起する場合、特許権証書に記載された権利要求を超える訴訟請求について、裁判所はこれを支持しないとしたため、注意が必要である。

(2) 本解釈では、部品による権利侵害の賠償方法を規定しているものの、実務においては、完成品により獲得する利益のうち部品が如何ほどの役割を果たしているのかを確定することは難しい。部品による権利侵害のリスク発生を避けるため、企業は、部品買付契約を締結する前に、部品が特許権を享受しているか若しくは特許権者による授権を受けているかについて、部品のサプライヤーに確認すべきである。

(3) 特許権者が権利を濫用して相手方に対して随意に特許権を侵害したという警告を発し、相手側の名声を損なうことを防止するため、本解釈では、相手方が知的財産権の侵害に関する警告書を受取った後、裁判所に対し、自らが特許権者の権利を侵害していないことを確認するための訴訟を提起することができるとした。したがって、今後、特許権者は、特許権の侵害に関する警告を発する前に、相手側による侵害行為が、特許権保護範囲にあてはまるか否かについて、一定の調査・分析をする必要がある。(全20条)

## 制度情報

2010年2月～2010年3月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

### 一、全人代レベル

#### 1、『中華人民共和国全国人民代表大会および地方各級人民代表大会選挙法』の改正に関する全国人民代表大会の決定』

(全国人民代表大会 2010年3月14日公布 2010年3月14日施行)

現行の『中華人民共和国全国人民代表大会および地方各級人民代表大会選挙法』は、1952年に制定されもので、これまでに6回改正されている。今回改正された最も重要な内容は、都市と農村において、同じ人口比率により全人代の代表を選出することである。中国では都市化が絶え間なく進んでおり、都市と農村の構成比率にかなり大きな変化が生じていることを踏まえて、今回の改正は、現在の都市と農村とでは異なる人口比率により全人代の代表を選出していた規定を改正し、整備するものとなっている。

今回の改正により、第6条には「全国人民代表大会代表の配分は、全国人民代表大会常務委員会が、各省、自治区、直轄市の人口に基づいて、各代表所が代表する都市・農村の人口比率を同じにする原則および各地区、各民族、各方面の代表人数の適正化保証についての要求に基づいて配分する」と規定され、当該新規定は、制度の上で、都市および農村の住民が平等な選挙権を享受することをより一層保障する内容となっている。(全文23条)

#### 2、『中華人民共和国著作権法』の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定』

(全国人民代表大会常務委員会 2010年2月26日公布 2010年4月1日施行)

今回の改正決定により、現行の『著作権法』が若干調整された。その中でも、専門の条項を設けて、「著作権に質権を設定する場合、質権設定者および質権者は、國務院の著作権行政管理部門にて質権設定登記手続きをする。」と明確に規定した。本条の規定は、決して新しいものではない。著作権の質権設定については、国家版權局により、1996年に『著作権質権設定契約登記弁法』が公布されており、著作権契約の質権

設定登記について詳しく規定されている。今回の改正により、著作権の質権設定登記規定の法律効力の等級が上がった。(全2条)

## 二、国務院レベル

### 1、『中華人民共和国特許法実施細則』の改正に関する国務院の決定』

(国務院 2010年1月9日公布 2010年2月1日施行)

2009年10月1日、改正特許法が正式に施行された。改正特許法(以下、「特許法」という。)の関連制度の実施に合わせて、国務院は、2002年に改正された現行の『中華人民共和国特許法実施細則』を改正した。主な改正内容は、以下のとおり。

(1) 特許法第20条に規定されている秘密保持審査の施行を保障するため、秘密保持の審査方式および期限について詳しく規定した。(第4条、第5条)

(2) 改正により、職務発明創造に対する奨励について法定の基準を規定された。特許権を授権された事業者が発明者、考案者と約定をせず、それが法により制定した規則制度に職務発明創造に対する奨励方式および金額を規定していない場合、特許権を公告した日から3ヶ月以内に、発明者または考案者に対して奨励金を支払う。特許発明の奨励金は1件あたり3000元を下回ってはならない。実用新案または意匠特許権の奨励金は、1000元を下回ってはならない。(第28条)

今回の改正は、特許法が定める特許の審査、特許の審査手続を調整し、授権条件を細かく規定、補充している。外国企業および外資企業は、以下の点に注意が必要である。

(1) 技術法案の実質的な内容が中国国内で完成された発明または実用新案について、外国に対して特許を直接申請するか、または関連する国外の機関に特許の国際申請を提出する場合、まず国務院特許行政部門に請求し、なおかつ当該技術法案を詳しく説明しなければならない。

(2) 職務発明創造の奨励および報酬の方法および金額について、使用者は、発明者、考案者と単独で約定することができ、法により制定されている規則制度に規定してもよい。職務発明創造の奨励および報酬金額を約定するときには、本改正決定により規定された法定基準を参照することができる。(全51条)

## 三、部門レベル

### 1、『外国企業常駐代表機構の登記管理をより一層強化することについての国家工商行

## 政管理総局および公安部の通知』

(国家工商行政管理総局 公安部 2010年1月4日公布 2010年1月4日施行)

近年、一部の代表機構が無断で登記事項を変更し、虚偽の証明証明文書を提出して登記を詐取し、規定に違反し経営活動に従事する問題などに関連して、国家工商行政管理総局および公安部は共同で本通知を公布し、代表機構の管理を強化した。主な内容は以下のとおり。

(1) 登記申請資料の資料の厳格化。これまで、日本企業の常駐代表機構の設立または代表機構の名称変更時には、以下の提出が求められていた。①法務局が公証し、駐日中国大使館が認証した本社の会社謄本②本社と業務取引のある銀行が発行した資本信用証明。今後、代表機構の設立または代表機構の名称変更には、本社の会社謄本の公証、認証手続きだけでなく、銀行が発行した資本信用証明書についても公証、認証手続きが必要となる(第1条)

(2) 登記証の有効期限を1年とする。『外国企業常駐代表機構の登記管理弁法』(以下、「管理弁法」という。)の規定にかかわらず、代表機構の登記証の有効期限は1年とする。実務においては、一部の地方(北京市など)の工商登記部門が有効期限を3年または10年とする登記証を交付した例もある。本通知により、今後、各地方の工商登記部門は、管理弁法の「登記証の有効期限を1年とする」規定を厳格に執行し、登記証の有効期限を統一する必要がある。(第2条)

(3) 代表の人数は、4名以内に厳格に規制する。代表機構の経営活動への従事を規制するため、本通知は代表機構の代表の人数を当該機構の業務活動を行うに適切な人数とし、代表機構の代表(首席代表を含む)の人数は一般に4名を超えてはならないことを明確に要求している。本通知が公布される前に、代表の人数が4名を超えていた代表機構について、原則として代表の抹消は許可するが、代表の追加は許可しない。(第3条)

本通知が公布されたことにより外国企業常駐代表機構には以下のとおり影響する可能性がある。代表機構には注意が必要である。

(1) 現有の登記証の有効期間が1年以上である代表機構は、有効期間が満了する前に、工商機構にて代表機構の名称、所在地、代表などの事項について変更登記をする際に、工商部門により有効期間を1年とする登記証への交換発行を要求される可能性がある。

(2) 登記証の有効期間が1年に統一された後、代表機構は、毎年、工商登記機関にて

登記の延長手続きをするほか、質量技術監督部門、税務機関（国家、地方税）、外貨管理局などの部門にて登記情報の変更手続きが必要となる可能性がある。

(3) 北京市工商部門に問合せたところ、本通知が公布される前に、代表の人数が4名を超えていた代表機構に対して、規定数を超えている代表の人数を自主的に抹消するよう強制的に要求することはないが、今後、首席代表、代表の変更または交代が必要になり、工商部門にて変更登記手続きをするときには、工商部門は規定数を超える代表の抹消を強制的に要求し、これにしたがわない場合、変更登記手続きを許可しないということであった。(全5条)

## 2、『外商投資組合企業登記管理規定』

(国家工商行政管理総局 2010年1月29日公布 2010年3月1日施行)

本規定は、外商登記組合企業の設立、変更、登記抹消手続きおよび提出書類に対する要求を詳しく規定している。主な内容は以下のとおり。

(1) 外商投資組合企業は、外商投資産業の政策に合致しなければならない。今後、外商投資主管部門商務部門に対して、事前審査・許可を申請する必要はないが、外商投資組合企業の設立を申請し、外商投資組合企業の経営範囲を変更する場合、申請者は工商登記機関に対して、外商投資産業の政策に合致する説明をしなければならない。

(第3条、第12条、第22条)

(2) 外国人組合員は、中国国内にて法により獲得した人民幣により出資することができるが、外貨管理部門が発行した資本項目外貨業務許可書などの関連する証明文書を提出する必要がある。(第14条)

(3) 現金出資のほか、外国人組合員は、実物、知的財産権、土地使用権その他の財産権を出資することができ、外国人就業許可書を取得した外国人一般組合員は、さらに役務を出資することもできる。現金出資の比率および非現金出資の比率に規制はない。(第十五条)

外国企業または個人は、組合企業を設立する形式により『外商投資産業指導目録』が定める禁止類項目に従事してはならないだけでなく、組合企業を設立する形式により、『外国投資産業指導目録』に記載されている項目のうち、「合資に限る」、「合作に限る」、「合資、合作に限る」、「中国側の持分支配」、「中国側の相対持分支配」と注記があるもの、および外資比率について要求のある奨励類および制限類に投資することは

できない。これについて、組合企業の設立を通して投資を予定している外国企業または個人は注意が必要である。

また、本管理規定は、投資を主要業務とする外商投資組合企業が国内で投資する場合、国家の外商投資に関連する法律、行政法規、規則にしたがって手続きをすることを規定している。現在、国家は外国企業または個人が中国国内で投資を主要業務とする組合企業を設立することについて具体的に規定していない。工商外企字（2010）31号文書の規定により、投資を主要業務とする組合企業について具体的な規定がない状況においては、当該類型の企業については、省、自治区、直轄市および計画単列都市、副省級市の工商行政管理部門が登記を審査・許可している。（全9章68条）

### 3、『租税協定に関連する条項を執行する問題についての国家税務総局の通知』

（国家税務総局 2010年1月26日公布 2010年1月26日施行）

本通知は、『租税協定における特許権使用料に関する条項にかかわる問題の執行についての国家税務総局の通知』（以下、「国税レター（2009）507号」という。）で言及されているノウハウに係わる使用権を譲渡する過程で生じた技術サービス料について、租税協定の特許権使用料に関する条項と常設機構の営業利潤に関する条項のいずれを適用すべきかについて、さらに解釈を加えている。主な内容は、以下のとおり。

（1）ノウハウに係わる使用権の譲渡に関連する技術サービス活動は、技術譲渡の一部とみなし、これにより生じる所得は、租税協定の特許権使用料の範囲に属する。（第1条）

（2）技術を許可した側が技術を使用する側に対して、従業員を派遣してサービスを提供し、かつサービスを提供する時間が租税協定の常設機構についての規定に基づいて定めた基準を満たす場合、常設機構を構成する状況において、常設機構に帰属する部分のサービス収入については、租税協定の営業利潤についての条項の規定にしたがって執行しなければならない（第1条）

特許権使用料および営業利潤に適用される税金の計算基準は異なる。日本企業は、中国企業に対して、ノウハウ使用権を譲渡する過程において、技術サービス料に如何に課税するかという問題については、国税レター（2009）507号および本通知の関連規定を参照して、日中租税条約（総称は、『所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』）に定め

る特許使用権についての条項、または営業利潤についての条項のどちらを適用するか判断しなければならない。

最終的には、特許使用権についての条項または営業利潤についての条項のどちらかを適用して納税するが、主に以下の2点によりどちらの条項を適用するか決定される。

①技術を許可する側が従業員を派遣して技術サービスを提供する時間が日中租税条約第5条に規定されている常設機構の認定基準に達しているかどうか。②常設機構を設立している場合、技術サービス所得が当該常設機構と実際に関係があるかどうか。

2009年以来、税務機関の非居民企業の常設機構の認定はますます厳しくなっており、非居民企業は注意する必要がある。(全3条)

#### 4、『環境行政処罰弁法』

(環境保護部 2010年1月19日公布 2010年3月1日施行)

本弁法は、2003年11月5日に改正された『環境保護行政処罰弁法』を再度改正、補充したものである。主な内容は、以下のとおり。

(1) 連続的な違法行為は、新しい環境における違法行為とみなされることがある。弁法は、是正命令の期限が過ぎても当事者が要求に基づいて改正せず、違法行為が継続するかまたは連続する状態にある場合、新しい環境における違法行為と認定されることがある。(第11条)

(2) 建設停止命令、製造または使用停止命令、付帯施設の建設期限の命令など、8つの行政命令形式について明確に規定した。同時に、行政命令には行政処罰手続きについての規定を適用しないことを規定している。(第12条)

(3) 当事者の陳述、申立ておよびヒヤリングの権利について明確に規定した。(第48条、第49条)

本弁法は、主に環境行政処罰の手続き性規定であり、外資企業には、以下の2点にご注目いただきたい。

(1) 行政処罰と行政命令の区分に注意する。行政命令は行政処罰手続きに適用されない。当事者は行政命令について、陳述、申立ておよびヒヤリングを行う権利はない。当事者は、是正を命じる行政命令を受けた後、命令の期限内に是正するものとし、これにしたがわない場合、新しい環境における違法行為とみなされる可能性がある。

(2) 行政処罰の決定を受けた後、当事者は、陳述、申立ておよびヒヤリングの権利

を十分に利用して、処罰機関とコミュニケーションをとる必要がある。(全8章82条)

## 5、『新化学物質環境管理弁法』

(環境保護部 2010年1月19日公布 2010年10月15日施行)

本弁法は、2003年10月15日に施行された『新化学物質環境管理弁法』を改正し、これに補充したものである。主な内容は、以下のとおり。

(1) 中国国内(保税區および輸出加工区を含む)で従事する「新化学物質の研究、製造、輸入および加工使用活動」を環境管理の範囲に含むことを明確にした。(第3条)

(2) 新化学物質の製造、輸入数量または使用目的により、企業による登記申請を、通常申請、簡易申請および科学研究届出申請に分け、また申請の要求をそれぞれ規定した。(第9条乃至第14条)

(3) 新化学物質の登記証の所有者および加工使用者は、相応のリスク統制措置を講じなければならない。(第31条、第32条)

本弁法は、新化学物質の登記申請制度を整備し、それに続く監督管理業務を強化するものである。化学物質の製造、輸入、加工使用、科学研究活動に従事する企業は、関連する活動に従事する前に、現行の『中国既存化学物質リスト』と照らし合わせて、従事している活動が新化学物質に係わるかどうか確定しなければならない。新化学物質にかかわる場合は、本弁法の規定に基づいて、申請の登記および報告をし、相応のリスク統制措置を講じ、行政処罰を回避する必要がある。(全6章52条)

## 6、『外国企業常駐代表機構稅收管理暫定施行弁法』

(国家稅務總局 2010年2月20日公布 2010年1月1日施行)

『企業所得稅法』、『營業稅暫定施行條例』、『增值稅暫定施行條例』の改正にあわせて、本弁法は、外国企業常駐代表機構の所得稅、營業稅および增值稅の納付について規定し、同時にこれまで代表機構の租稅徵收管理に適用されてきた國稅發[1996]165号文書、國稅發[2003]28号文書および國稅函[2008]945号文書を廢止した。主な内容は以下のとおり。

(1) 本弁法は、代表機構に対して、規定に基づいて帳簿を設け、四半期が終了した日から15日以内に主管稅務機關に事實のとおり企業所得稅および營業稅を申告し、納付することを明確に要求している。增值稅については、『增值稅暫定施行條例』およ

びその実施細則が規定する納税期限までに、主管税務機関に対して事実のとおり申告、納付しなければならない。(第6条)

(2) 帳簿が不健全で、収入または原価費用を正確に計算できず、事実のとおり申告するすべのない代表機構について、税務機関は、以下の2つの方法により課税所得額を査定する権限を有する。①経費支出により収入を換算する。②収入総額による。(第7条)

(3) 本弁法は、代表機構の最低査定利潤率を10%から15%に引上げることを規定している。(第8条)

代表機構が本社の自社製品の製造、製造および販売のために、中国にて市場の状況を把握し、市況にかかわる資料を提供し、連絡業務その他の予備的、補助的活動にのみ携わる場合、従来は免税の申請をすることが可能であった。しかしながら、本弁法の実施後、各地方は代表機構の企業所得税免税の申請を受理、審査許可せず、本弁法の規定に基づいてすでに免税を許可している代表機構を整理する。

本弁法は、上述の査定において、課税所得額は、企業所得税所得額の計算にのみ使われると規定している。代表機構に、増値税、営業税などの課税行為が発生した場合、増値税および営業税に関連する法規に基づいて納付すべき税金を計算し、納付しなければならない。(第9条)

## 7、『非居民企業所得税査定徴収管理弁法』

(国家税務総局 2010年2月20日公布 2010年2月20日施行)

本弁法は、非居民企業の所得税課税所得額の査定方法、各類型非居民企業の利潤率などについて詳しく規定している。主な内容は以下のとおりである。

(1) 本弁法は、非居民企業が法により帳簿を設置し、合法的かつ有効な証憑に基づいて記帳する義務を明確に規定している。(第3条)

(2) 非居民企業の会計帳簿が不健全であり、資料が欠けているために帳簿の調査が難しいか、またはその他の原因により正確に計算し、事実のとおりその課税所得額を申告できない場合、税務機関は、以下の3つの方法を採用して、非居民企業の課税所得額を査定する権限を有する。①収入総額による。②原価コストによる。③経費支出により収入を換算する。(第4条)

(3) 本弁法は、非居民企業が従事する各業務類型について、それぞれ利潤率を規定

しており（最低利益率は15%）、これを非居民企業の課税所得額の査定、計算に用いる。（第5条）

（4）非居民企業が中国国内の顧客に役務を提供することにより取得する収入は、提供されるサービスがすべて中国国内で発生する場合、企業所得税はすべて中国国内で申告、納付しなければならない。（第7条）

非居民企業は、本通知の内容に注目すべきであろう。本通知は、非居民企業の課税所得額の査定、徴収方法および査定利益率について明確に規定しているほか、以下の状況においては、非居民企業の課税所得は税務機関の調整を受ける可能性があるとして規定している。

（1）非居民企業が中国の居民企業との間で設備または商品販売契約を締結し、同時に設備の据付け、組立て、技術研修、指導、監督サービスなどの役務を提供し、当該商品販売契約に役務サービス収入額が記載されていないか、または計算した料金が合理的でないとき

（2）非居民企業が中国国内の顧客に提供したサービスが中国の国内外の両方で同時に発生し、税務機関がかかる国内外の収入区分の合理性および真実性に疑いをもつとき（全12条）

## 8、『増値税一般納税者資格認定管理弁法』

（国家税務総局 2010年2月10日公布 2010年3月20日施行）

2008年に改正された『増値税暫定施行条例』、『増値税暫定施行条例実施細則』は、一般納税者の基準、増値税控除の範囲などの内容を改正している。本弁法は、増値税制度の改革に合わせて国税総局が公布したもので、一般納税者の認定基準、認定手続きおよび認定期限を明確に規定した。主な内容は以下のとおり。

（1）一般納税者資格認定の強制申請基準を明確に規定した。増値税納税者の年間課税売上額が財政部および国家税務総局が規定する小規模納税者基準を超える場合、本弁法第5条に規定した一般納税者資格認定手続きを行わない3つの事由を除き、主管税務機関に一般納税者資格認定を申請しなければならない。（第3条、第5条）

（2）次に掲げる条件に合致する場合、一般納税者資格認定を申請するかどうかを選択することができる。①一般納税者資格の強制申請基準に合致しないとき、②納税者に固定的な製造経営場所があるとき、③国家の統一的会計制度の規定に基づいて帳簿

を備け、合法かつ有効な証憑により計算することができ、正確な税務資料を提供できるとき（第4条）

（3）国家税務総局が別に規定を定める場合を除き、納税者はひとたび一般納税者に認定された後、小規模納税者に転換してはならない。（第12条）

今後、増値税の一般納税者資格認定および認定後の資格管理には、本弁法の規定が適用される。外資企業は、増値税納税者として、本弁法の認定基準に基づいて、自社が一般納税者資格認定の強制申請をすべき条件を備えているか再度判断する必要がある。条件を具備している場合は、本弁法に規定されている手続きに基づいて認定を申請することが要求される。

このほか、一般納税者資格認定の強制申請をすべき条件に合致しないが、本弁法に規定されている特定の条件に合致する場合、一般納税者資格の認定を申請することができる。ただし、一般納税者の認定を申請した後、一般的な状況においては小規模納税者に転換できない。（全14条）

## 9、『2010年全国対外投資協力活動に関する商務部の指導的意見』

（商務部 2010年2月26日公布 2010年2月26日施行）

本指導的意見は、2010年の中国企業対外投資協力発展目標および2010年の対外投資の重点活動を明確にしたものである。主な内容は以下のとおり。

（1）2010年の全国対外投資協力の主要目標は、非金融部門の対外直接投資460億米ドル、対外請負工事は急速な成長を維持し、対外役務協力を安定的、健康的に発展させる。（第2条）

（2）2010年に対外投資領域において重点的に奨励されている業種には、製造業、先進技術、新エネルギーを扱う業種、およびサービス外注業などがある。対外請負工事には、コンサルティングサービスをはじめとする業務を対外投資と結びつけ、企業による技術密集型、資本密集型の国外工事項目の引き受けを支持する。（第3条）

（3）2010年の対外投資発展目標を実現するために、対外投資、対外請負工事および対外役務協力にかかる法規の整備を強化する。各地方に対して、地方促進政策・措置の整備を急ぎ、当該地区企業の優位性を発揮するに有利な支持政策を公布するよう要求している。（第3条）

対外投資協力を計画している外資企業、中国企業との協力を準備している日本企業は、

本指導的意見に注目する必要がある。本指導的意見で重点的に奨励されている対外投資業種および項目は、本年度の対外投資協力の重点となる。関連政府部門（外貨管理部門、税務部門）および各地方政府は、近く具体的な促進政策・措置を打ち出す可能性がある。関連企業の皆様には、引き続きご注目いただきたい。（全3条）

## 10、『融資性担保会社管理暫定施行弁法』

（中国銀行業監督管理委員会等7部門 2010年3月8日公布 2010年3月8日施行）

担保融資とは、担保者が銀行業界、金融機関などの債権者と約定をし、被担保者が債権者に対して負う融資性債務を履行しない場合、法により契約に約定した担保責任に対して担保者が責任を負う行為をいう。近年来、特に世界的な金融危機が突発して以降、一部の機構が提供した担保融資業務は、悪化していた中小企業の資金繰りの緩和に重要な役割を果たした。担保融資企業の管理を強化し、担保融資業務の規範化をはかるため、中国銀行業監督管理委員会、中国国家発展改革委員会などの7部門が共同で本弁法を公布した。主な内容は以下のとおりである。

（1）担保融資会社およびその分支機構の設立には、省級人民政府が確定した監督管理部門の審査許可が必要であり、監督管理部門が経営許可証を交付する。（第8条）

（2）本弁法は、担保融資会社の設立にあたり具備すべき条件を明確に規定している。担保融資会社の最低登録資本は、監督管理部門が当地の実際の状況により確定するが、人民幣500万元より少なくてはならない（第9条、第10条）

（3）担保融資会社を解散または取消す場合、債務返済計画にしたがって、速やかに関連する債務を返還しなければならない。担保責任が解除されるまで、会社の株主は、会社の財産または会社から取得したいかなる利益も分配してはならない。（第16条）

（4）本弁法は、担保融資会社が従事できる業務範囲を規定しており、監督管理機構の許可を取得することにより、貸付担保、引受手形担保および担保付貿易融資などの担保融資業務に従事することができるだけでなく、訴訟保全担保、契約履行担保などの業務も取扱うことができる。（第18条、第19条）

本弁法は、担保融資会社およびそれが従事する担保融資業務の規範を定めており、担保融資業の健康的な発展を持続するに有利な内容となっている。2007年に改定された『外商投資産業指導目録』の規定によると、担保融資業務は許可類に属する外商投資項目である。外国人投資家が担保融資業務への投資を準備する場合、本弁法の規定を

直接適用して、関連監督管理部門に設立の許可を申請することができる。担保融資業界への投資を予定している外国人投資家は、本弁法の担保融資会社の設立および運営についての規定に注目する必要があるだろう。（全7章54条）

## 11、『飲食サービス許可管理弁法』

（衛生部 2010年3月4日公布 2010年5月1日起施行）

2009年6月1日に『食品安全法』が実施され、食品生産経営に関する許可管理制度はいくつかの段階に分けられた。飲食サービスに従事する企業は、飲食サービス許可証を取得しなければならない。飲食サービス許可の主管部門は、衛生局から食品薬品监督管理局に変更された。ただし、飲食サービス許可の具体的な管理について操作性のある法律的依拠に乏しい。本弁法は、飲食サービスの許可申請、受理、審査の手続きおよび提出すべき資料について細かく規定している。主な内容は以下のとおりである。

（1）経営場所、経営設備、食品安全管理などの方面について飲食サービスの許可を申請する者が具備すべき基本的条件を規定している。同時に、飲食サービスの許可を申請する際に提出する資料を明確に規定している。（第9条、第10条）

（2）食品薬品監督管理部門が行政許可決定を下した後に「飲食サービス許可証」を交付する期限を規定しており、行政効率の改善に有利なものになっている（第15条、第16条）

（3）本弁法は、「飲食サービス」を明確に定義し、飲食サービス企業および主管部門が飲食サービスの許可管理範囲を判断するにあたり便宜を提供している。飲食サービスとは、リアルタイム製造加工、商業販売およびサービス性労働などを通して、消費者に対して食品および消費場所、ならびに施設にてサービス活動を提供することを指す。（第39条）

本弁法は、飲食サービスの許可申請および審査についての操作性規定を提供している。飲食サービスへの従事を計画している企業は、本弁法の規定に基づいて、食品薬品监督管理局に「飲食サービス許可証」の取得を申請しなければならない。本弁法の実施前に取得した「食品衛生許可証」は、その有効期間内は引き続き有効である。

このほか、本弁法は、飲食サービス企業の『飲食サービス許可証』が取消された場合、当該企業にて直接責任を負う主な管理者は、処罰を受けた日から5年間は飲食サービスの管理業務に従事してはならないと規定している。その他の飲食サービス企業も、

上述の飲食サービス管理業務への従事を制限された従業員を雇用して管理業務に従事させてはならず、これに従わない場合は許可証を取消される。飲食サービス企業の採用管理者は、上記の飲食サービスの管理業務への従事を制限されていないか、応募者の審査にあたり注意する必要がある。(全8章42条)

#### 四、司法レベル

##### 1、『最高人民法院 インターネット、移動通信端末、電話情報センターを利用して、猥褻な電子情報を制作、複製、出版、販売、流布する刑事案件に具体的に法律を応用することに関する若干の問題についての最高人民検察院の解釈 (二)』

(最高人民法院 最高人民検察院 2010年2月2日公布 2010年2月4日施行)

インターネットおよび電子通信手段が絶え間なく進化する中、これらを手段とした猥褻な電子情報に関わる犯罪活動も日増しに増えている。この種の刑事案件を処理する過程で、『刑法』第363条(猥褻な物品の制作、複製、出版、販売、流布により利益の取得を図った罪)および第364条(猥褻な物品を流布した罪)による犯罪構成を如何に画定するか、司法の実践において多くの問題が発生している。この種の犯罪の認定基準をより一層明確にするため、本司法解釈が施行された。主な内容は以下のとおり。

(1) 利益の取得を目的とするとき、および利益の取得を目的としないときの2つの状況において、はじめて制作、複製、出版、販売、流布した内容に14歳未満の未成年の猥褻な電子情報を含む場合について、犯罪の構成基準を細かく解釈した。(第1条、第2条)

(2) 他人が制作、複製、出版、販売、流布した情報が猥褻な電子情報であることを明らかに知っていながら、自らが所有し、管理しているウェブサイトまたはウェブページに公表することを他人に許可したか、または他人を放任したウェブサイトの開設者および直接責任を負う管理者は、本解釈が規定する数量または金額についての基準に合致する場合、猥褻な物品の流布により利益の取得を図った罪により処罰される。

(第5条)

(3) この種の犯罪の構成要件の1つである「行為者が明らかに知っている」基準について、推定可能な4つの事由を規定した。例えば、行政主管機関が書面により通知した後も猥褻な情報を流布するなどの行為を続けた場合、「行為者が明らかに知っている」と認定される。(第8条)

(4) 事業者がこの種の犯罪を犯した場合、直接の主管責任者その他の直接の責任者を処罰し、なおかつ事業者に対しても罰金を科す。(第10条)

近年、インターネットなどの電子的手段により電子情報を制作、複製、出版、販売、流布する案件に対する取締りは厳しくなっている。インターネットの経営に従事する企業は、本解釈にご注目いただきたい。利益の取得を目的とするか、または利益の取得を目的としない方法による猥褻な物品の流布には、すべて相応の罪名が認定される可能性がある。ウェブサイトの開設者、直接責任を負う管理者は、自ら猥褻な情報の流布に携わらなくとも、自らが所有し、管理するウェブサイト上にて他人が猥褻な情報を公表することを許可または放任した場合は、猥褻な物品を流布した罪に問われる可能性がある。(全13条)

# 中華人民共和国企業国有資産法

(2008年10月28日第11期全国人民代表大会常務委員会第5回会議にて採択)

## 目 次

|                          |
|--------------------------|
| 第一章 総則                   |
| 第二章 出資者の職責の履行機構          |
| 第三章 国家出資の企業              |
| 第四章 国家出資企業の管理者にかかる選択及び考査 |
| 第五章 国有資産出資者の權益に関わる重大事項   |
| 第一节 一般規定                 |
| 第二节 企業の制度改正              |
| 第三节 関連先間の取引              |
| 第四节 資産評価                 |
| 第五节 国有資産の譲渡              |
| 第六章 国有資本経営予算             |
| 第七章 国有資産の監督              |
| 第八章 法律責任                 |
| 第九章 付則                   |

## 第一章 総則

第1条 国の基本経済制度を維持し、国有経済を強固なものとし、発展させ、国有資産に対する保護を強化し、国有経済の国民経済における主導的な役割を発揮させ、社会主義市場経済の発展を促進させるため、この法律を制定する。

第2条 この法律にいう企業国有資産（以下「国有資産」という。）とは、国の企業に対する各種形式の出資により形成される權益を指す。

第3条 国有資産は国が所有し、即ち全民所有とする。国務院は国を代表して国有資

産の所有権を行使する。

第4条 国務院及び地方人民政府は、法律及び行政法規の規定によりそれぞれ国を代表して国家出資の企業に対し出資者としての職責を履行し、出資者としての権益を享有する。

国務院が確定した国民経済の基幹及び国家の安全に関わる大型な国の出資企業、重要基礎施設企業及び重要自然資源など分野における国の出資企業については、国務院が国を代表して出資者としての職責を履行する。その他の国家出資の企業については、地方人民政府が国を代表して出資者としての職責を履行する。

第5条 この法律にいう国家出資の企業とは、国が出資する国有独資企業、国有独資会社並びに国有資本による持株会社、国有資本による出資会社を指す。

第6条 国務院及び地方人民政府は、政府と企業との相互独立、社会公共管理職能と国有資産の出資者による職能が分立し、法に基づく企業の自主的経営への不干涉との原則に則り、法により出資者としての職責を履行しなければならない。

第7条 国は、措置を講じ国有資本が国民経済の基幹及び国家の安全に関わる重要業種及び重要分野に集中されることを推し進め、国有経済の配置と構造を優良化させ、国有企業の改革と発展を促進し、国有経済の全体的素質を向上させ、国有経済によるコントロール及び影響力を高める。

第8条 国は、社会主義市場経済の発展要求に適応する国有資産管理監督体制を確立して健全化させ、国有資産の価値保証と価値増加考査及び責任追及制度を確立して健全化させ、国有資産の価値保証と価値増加責任を切実に行う。

第9条 国は、国有資産基礎管理制度を確立して健全化させる。具体的な方法について、国務院の規定により制定する。

第10条 国有資産は、法律による保護を受け、いかなる団体及び個人もこれを侵害

してはならない。

## 第二章 出資者の職責の履行機構

第 11 条 国務院国有資産監督管理機構及び地方人民政府が国務院の規定により設立する国有資産監督管理機構は、本級人民政府の授権に基づき、本級人民政府を代表して国家出資の企業に対し出資者としての職責を履行する。

国務院及び地方人民政府は、必要に基づきその他の部門及び機構に対し、本級人民政府を代表して国家出資の企業に対し出資者としての職責を履行することを授権する。

本級人民政府を代表して出資者としての職責を履行する機構及び部門は、以下併せて「出資者職責の履行機構」と総称する。

第 12 条 出資者職責の履行機構は、本級人民政府を代表して国の出資企業に対し、資産収益、重大決定への参加及び管理者の選択などの出資者となる権利を法により享有する。

出資者職責の履行機構は、法律、行政法規の規定に基づき、国の出資企業の定款を制定し、或いは制定に参加する。

出資者職責の履行機構は、法律、行政法規及び本級人民政府の規定により、必ず本級人民政府より承認を受ける重大な事項について、本級人民政府に報告して承認を受けなければならない。

第 13 条 出資者職責の履行機構により派遣される株主代表は、国有資本による持株会社、及び国有資本による出資会社が招集する株主会会議、株主大会会議に参加する場合、派遣機構の指示に従い提案、意見発表及び表決権行使を行い、かつその職責履行の状況及び結果を速やかに派遣機構に報告しなければならない。

第 14 条 出資者職責の履行機構は、法律、行政法規並びに企業定款に基づき、出資者としての職責を履行し、出資者となる權益を保障して国有資産損失を防止しなければならない。

出資者職責の履行機構は、市場の主体として、企業が法により享有する権利を維持しなければならない。法により出資者としての職責を履行するほか、企業経営活動を妨害してはならない。

第 15 条 出資者職責の履行機構は、本級人民政府に対し責任を負い、出資者としての職責履行の状況を本級人民政府に報告し、本級人民政府の監督及び考査を受け、国有資産の価値保証・価値増加につき責任を負う。

出資者職責の履行機構は、国の関連規定に従い定期的に本級人民政府に対し国有資産の総量、構造、変動、収益などに関わるまとめ及び分析の状況を報告しなければならない。

### 第三章 国家出資の企業

第 16 条 国家出資の企業は、その動産、不動産及びその他の財産につき、法律、行政法規並びに企業定款により、これにかかる占有、使用、収益及び処分の権利を享有する。

国家出資の企業が法により享有する自主的経営権及びその他の合法的な権益は、法律による保護を受ける。

第 17 条 国家出資の企業は、法律、行政法規を遵守して経営管理を強化させ、経済効果を高め、人民政府並びにその関連部門及び機構が法により実施する管理監督を受け、社会公衆から監督を受け、社会責任を負い、出資者に対し責任を負わなければならない。

国家出資の企業は、法により法人管理メカニズムを確立して完全なものとし、内部監督管理及びリスク統制制度を確立しなければならない。

第 18 条 国家出資の企業は、法律、行政法規及び国务院財政部門の規定により会計財務制度を確立し、会計帳簿を設置して会計照合計算をし、法律、行政法規及び企業定款の規定により出資者に対し真実かつ完全な財務会計情報を提供しなければならない。

国家出資の企業は、法律、行政法規及び企業定款の規定により、出資者に対し利益を分配しなければならない。

第 19 条 国有独資会社、国有資本による持株会社及び国有資本による出資会社は『中華人民共和国会社法』の規定により監事会を設置する。国有独資企業は出資者職責の履行機構が国务院の規定に従い監事に対し監事会の構成を委託する。

国家出資の企業の監事会は、法律、行政法規並びに企業定款の規定により董事、高級管理者が職務を執行することを監督し、企業の財務に対し監督検査を行う。

第 20 条 国家出資の企業は、法律規定により従業員代表大会或いはその他の形式を通じて民主的管理を実行する。

第 21 条 国家出資の企業は、その出資した企業に対し、法により資産収益、重大決定への参与及び管理者の選択などにかかる出資者となる権利を享有する。

国家出資の企業は、その出資した企業に対し、法律、行政法規の規定により出資企業の定款を作成し、或いはその作成に参加することを通じて権利と責任が明確であり、有効的にバランスが取れた企業内部の監督管理及びリスク統制制度を確立し、その出資者となる権益を維持しなければならない。

#### 第四章 国家出資企業の管理者にかかる選択及び考査

第 22 条 出資者職責の履行機構は、法律、行政法規並びに企業定款の規定により、国家出資の企業における以下の人員を任免し、或いは任免を提案する。

(一) 国有独資企業の部門マネージャー、副マネージャー、財務責任者及びその他の高級管理者を任免する。

(二) 国有独資会社の董事長、副董事長、董事、監事会主席及び監事を任免する。

(三) 国有資本による持株会社、国有資本による出資会社の株主会、株主大会に対し董事、監事にかかる人選を提案する。

国家出資の企業において従業員の代表が担任となる董事、監事については、関連する法律、行政法規の規定により、従業員により民主的に選挙される。

第 23 条 出資者職責の履行機構が任命し、或いは任命を提案する董事、監事及び高級管理者は、以下の各号に掲げる条件を具備しなければならない。

- (一) 品行方正であること。
- (二) 職位の要求に合致する専門知識及び業務能力を有すること。
- (三) 職責を正常に履行する健康条件を有すること。
- (四) 法律、行政法規に規定するその他の条件。

董事、監事及び高級管理者に任職期間中に前項規定の状況に合致しない状況が発生し、或いは『中華人民共和国会社法』に規定する会社の董事、監事及び高級管理者を担任してはならない状況が発生する場合、出資者職責の履行機構は、法によりこれを免職し、或いは免職の提案を提出しなければならない。

第 24 条 出資者職責の履行機構は、任命或いは任命の提案が予定である董事、監事及び高級管理者にかかる人選について、所定の条件及び手続きに従い考察をしなければならない。考察に合格する場合、所定の権限及び手続きに従い任命し、或いは任命を提案する。

第 25 条 出資者職責の履行機構が同意しない場合、国有独資企業、国有独資会社の董事及び高級管理者は、その他の企業において兼職してはならない。株主会、株主大会が同意しない場合、国有資本による持株会社、国有資本による出資会社の董事及び高級管理者は、同類の業務を経営するその他の企業において兼職してはならない。

出資者職責の履行機構が同意しない場合、国有独資会社の董事長は、部門マネージャーを兼任してはならない。株主会、株主大会が同意しない場合、国有資本による持株会社の董事長は、部門マネージャーを兼任してはならない。

董事及び高級管理者は、監事を兼任してはならない。

第 26 条 国家出資の企業の董事、監事及び高級管理者は、法律、行政法規並びに企業定款を遵守し、企業に対し忠実及び勤勉たる義務を履行し、職権を利用して賄賂を收受してはならず、或いはその他の不法収入及び不当利益を取得してはならず、企業資産を不法に占有及び流用してはならず、職権を超えて、或いは手続きに違反して企

業の重大事項を決定してはならず、国有資産の出資者となる権益を侵害するその他の行為を有してはならない。

第 27 条 国は、国家出資の企業における管理者の経営業績にかかる考課制度を確立する。出資者職責の履行機構は、その任命する企業管理者に対し年度及び任期の考課をし、かつ考課の結果により企業管理者に対する賞罰を決定しなければならない。

出資者職責の履行機構は、国の関連規定に従い、その任命する国家出資の企業における管理者の報酬基準を確定しなければならない。

第 28 条 国有独資企業、国有独資会社及び国有資本による持株会社における主要な責任者は、法により行われる任期経済責任にかかる会計検査を受けなければならない。

第 29 条 この法律第 22 条第 1 項第 1 号、2 号に規定する企業管理者については、国务院及び地方人民政府により本級の人民政府がこれを任免すると規定される場合、その規定による。出資者職責の履行機構は、本章の規定により上記の企業管理者に対し考課、賞罰をし、かつその報酬基準を確定する。

## 第五章 国有資産出資者の権益に関わる重大事項

### 第一節 一般規定

第 30 条 国家出資の企業は、合併、分割、制度改正、上場、登録資本の増加或いは減少、債券発行、重大投資、他人のため多額な担保提供、重大財産の譲渡、多額な贈与、利益分配、並びに解散、破産申請などにかかる重大事項を行う場合、法律、行政法規並びに企業定款の規定を遵守しなければならない。出資者及び債権者の権益を損害してはならない。

第 31 条 国有独資企業、国有独資会社による合併、分割、登録資本の増加或いは減少、債券発行、利益分配、並びに解散、破産申請については、出資者職責の履行機構がこれを決定する。

第 32 条 国有独資企業、国有独資会社において、この法律第 30 条に規定する事項がある場合、この法律第 31 条及び関連する法律、行政法規並びに企業定款の規定により出資者職責の履行機構が決定する以外、国有独資企業である場合には、企業責任者が集団にて検討決定する。国有独資会社である場合には、董事会が決定する。

第 33 条 国有資本による持株会社、国有資本による出資会社において、この法律第 30 条に規定する事項がある場合、法律、行政法規並びに企業定款の規定により、会社の株主会、株主大会或いは董事会が決定する。株主会、株主大会が決定する場合、出資者職責の履行機構により派遣される株主の代表は、この法律第 13 条の規定により権利を行使しなければならない。

第 34 条 重要な国有独資企業、国有独資会社、国有資本による持株会社による合併、分割、解散、破産申請並びに法律、行政法規及び本級人民政府の規定により出資者職責の履行機構が本級人民政府に報告して承認を受けなければならない重大な事項については、出資者職責の履行機構は、決定或いは国有資本による持株会社における株主会会議、株主大会会議への参加を派遣するその株主代表に対し指示を行う前に、本級人民政府に報告して承認を受けなければならない。

この法律にいう重要な国有独資企業、国有独資会社及び国有資本による持株会社は、國務院の規定により確定される。

第 35 条 国家出資の企業による債券発行、投資などにかかる事項については、関連する法律、行政法規の規定により、人民政府或いは人民政府の関連部門、機構に報告して承認、審査許可若しくは届出を受けなければならない場合、その規定による。

第 36 条 国家出資の企業は、投資について、国の産業政策に合致し、かつ国の規定に従い実行可能性にかかる研究を行わなければならない、他人との取引において公平、有償であり、合理的な対価を取得しなければならない。

第 37 条 国家出資の企業は、合併、分割、制度改正、解散、破産申請などの重大な事項について企業労働組合より意見を聴取し、かつ従業員代表大会或いはその他の形式により従業員の意見及び提案を聴取しなければならない。

第 38 条 国有独資企業、国有独資会社及び国有資本による持株会社は、その出資企業における重大な事項について、本章の規定を参照して出資者としての職責を履行する。具体的な弁法については、國務院が規定する。

## 第二節 企業の制度改正

第 39 条 この法律にいう企業制度改正とは、以下の内容を指す。

(一) 国有独資企業から国有独資会社への改正。

(二) 国有独資企業、国有独資会社から国有資本による持株会社或いは非国有資本による持株会社への改正。

(三) 国有資本による持株会社から非国有資本による持株会社への改正。

第 40 条 企業の制度改正については、法定の手続きにより出資者職責の履行機構が決定し、或いは会社の株主会、株主大会が決定する。

重要な国有独資企業、国有独資会社、国有資本による持株会社の制度改正について、出資者職責の履行機構は、決定或いは国有資本による持株会社における株主会会議、株主大会会議への参加を派遣するその株主代表に対し指示を行う前に、制度改正方案を本級人民政府に報告して承認を受けなければならない。

第 41 条 企業の制度改正にあたり、制度改正の方案を制定し、制度改正後の企業組織形態、企業資産及び債権債務処理方案、持分権変動方案、制度改正にかかる操作プロセス、資産評価及び会計監査などに関わる仲介機構の招聘などの事項を明記しなければならない。

企業の制度改正により、企業従業員の再就職に関わる場合、更に従業員再就職方案を制定し、かつ従業員代表大会或いは従業員大会がこれを審議して承認しなければならない。

第 42 条 企業の制度改正にあたり、規定に従い資産の整理確認、財務会計検査、資産評価、資産の正確な区分確定をし、客観かつ公正に資産の価値を確定しなければならない。

企業の制度改正により、企業の現物、知的所有権、土地使用权などの非貨幣財産をもって、国有資本による出資或いは持分に換算することに関わる場合、規定に従い価格に換算される財産について評価をし、評価確認の価格をもって国有資本による出資額或いは持分額を確定する根拠としなければならない。財産につき低価格で持分に換算し、或いは出資者となる権益を損害するその他の行為を有してはならない。

### 第三節 関連先との取引

第 43 条 国家出資の企業の関連先は、国家出資の企業との間における取引を利用して不当な利益を図り、国家出資の企業の利益を損害してはならない。

この法律にいう関連先とは、本企業の董事、監事、高級管理者及びその親族、並びにこれらの者が所有し、或いは実際に支配する企業を指す。

第 44 条 国有独資企業、国有独資会社及び国有資本による持株会社は、関連先に対し資金、商品、サービス或いはその他の資産を無償にて提供してはならず、不公平な価格で関連先と取引をしてはならない。

第 45 条 出資者職責の履行機構が同意しない場合、国有独資企業及び国有独資会社は、下記の各号に掲げる行為を有してはならない。

(一) 関連先との間で財産の譲渡、貸付契約を締結する行為。

(二) 関連先のために担保を提供する行為。

(三) 関連先と共同出資して企業を設立し、或いは董事、監事、高級管理者或いはその親族が所有し、若しくは実際に支配する企業に投資する行為。

第 46 条 国有資本による持株会社、国有資本による出資会社と関連先との間における取引については、『中華人民共和国会社法』及び関連の行政法規並びに会社定款の

規定により、会社の株主会、株主大会或いは董事会がこれを決定する。会社の株主会、株主大会が決定する場合、出資者職責の履行機構により派遣される株主代表は、この法律第 13 条の規定により権利を行使しなければならない。

会社の董事会において、会社と関連先との間における取引について、決議を行う場合、当該取引に関わる董事は、表決権を行使してはならず、その他の董事を代表して表決権を行使してはならない。

#### 第四節 資産評価

第 47 条 国有独資企業、国有独資会社及び国有資本による持株会社は、合併、分割、制度改正、重大な財産譲渡、非貨幣財産をもって対外に投資し、清算或いは法律、行政法規並びに企業定款の規定により、資産評価を行う必要なその他の状況がある場合、規定により関連の資産にかかる評価をしなければならない。

第 48 条 国有独資企業、国有独資会社及び国有資本による持株会社は、法により設立される、条件に適合する資産評価機構に対し、資産の評価を委託しなければならない。出資者職責の履行機構に報告して決定を受ける事項に関わる場合、資産評価の委託機構にかかる状況を出資者職責の履行機構に報告しなければならない。

第 49 条 国有独資企業、国有独資会社、国有資本による持株会社及びその董事、監事、高級管理者は、資産評価機構に対し事実のとおりに関連状況及び資料を提供しなければならない。資産評価機構と通謀して評価価格を決定してはならない。

第 50 条 資産評価機構及びその業務人員は、関連資産にかかる評価を受託する場合、法律、行政法規並びに評価業務執行準則を遵守し、評価を受託する資産について独立、客観かつ公正に評価しなければならない。資産評価機構は、その発行する評価報告書につき責任を負わなければならない。

#### 第五節 国有資産の譲渡

第 51 条 この法律にいう国有資産の譲渡とは、国が企業に出資して形成される権益を法によりその他の団体或いは個人に移転させる行為を指す。国の規定に従い国有資産を無償にて割り当てる場合を除く。

第 52 条 国有資産の譲渡については、国有経済の配置及び構造にかかる戦略的な調整に有利であり、国有資産の損失を防止しなければならない、各取引当事者の合法的な権益を損害してはならない。

第 53 条 国有資産の譲渡については、出資者職責の履行機構がこれを決定する。出資者職責の履行機構は、全部国有資産或いは一部国有資産の譲渡を決定することにより、国が当該企業に対し支配的な地位を有しないこととなる場合、本級人民政府に報告して承認を受けなければならない。

第 54 条 国有資産の譲渡については、等価及び有償並びに公開、公平、公正の原則を遵守しなければならない。

国の規定に従い、協議により直接譲渡できる場合以外、国有資産の譲渡は、法により設立される所有権取引所において公開的に行われなければならない。譲渡側は、事実とおりに関連情報を開示して譲受側を募集しなければならない。募集において譲受側が複数となる場合、譲渡について公開価格競争による取引の方式を取らなければならない。

上場取引における持分の譲渡については、『中華人民共和国証券法』の規定により行う。

第 55 条 国有資産にかかる譲渡が法により評価を受けなければならない場合、出資者職責の履行機構がこれを認可し、或いは出資者職責の履行機構が本級人民政府に報告して承認を受けた価格を根拠として、合理的に最低譲渡価格を確定する。

第 56 条 法律、行政法規或いは国务院国有資産監督管理機構の規定により、本企業の董事、監事、高級管理者或いはその親族若しくはこれらの者が所有し、或いは実際に支配する企業が国有資産を譲渡する場合、上記の人員或いは企業が譲受に参与する

場合、その他の譲受側と同等な競売に参加しなければならない。譲渡側は国の関連規定に従い事実とおりに関連の情報を開示しなければならない。関連の董事、監事及び高級管理者は、譲渡方案の制定及び実施手配にかかる各種業務に参加してはならない。

第 57 条 国有資産を国外投資家に譲渡する場合、国の関連規定を遵守しなければならない。国の安全及び社会公共利益に危害を及ぼしてはならない。

## 第六章 国有資本経営予算

第 58 条 国は、国有資本経営予算制度を確立し健全なものとし、取得している国有資本収入及びその支出について予算管理を実行する。

第 59 条 下記の各号に掲げる国の取得する国有資本収入、並びにその収入にかかる支出については、国有資本の経営予算を編成しなければならない。

- (一) 国家出資の企業より分配を受ける利益
- (二) 国有資産譲渡収入
- (三) 国家出資の企業より取得する清算収入
- (四) その他の国有資本にかかる収入

第 60 条 国有資本の経営予算については、年度に応じて単独で編成し、本級人民政府の予算に組み入れ、本級人民政府代表大会に提出して承認を受ける。

国有資本の経営予算支出については、同年予算収入の規模に応じて決定し、赤字計上をしない。

第 61 条 国務院及び関連の地方人民政府財政部門は、国有資本の経営予算草案の編制業務につき責任を負い、出資者職責の履行機構は、財政部門に対しその出資者としての職責を履行するための国有資本の経営予算にかかる提案の草案を提出する。

第 62 条 国有資本の経営予算管理にかかる具体的な方法及び実施プロセスについては、国務院がこれを定めて全国人民代表大会常務委員会に届出る。

## 第七章 国有資産の監督

第 63 条 各級人民代表大会常務委員会は、本級人民政府が出資者としての職責を履行する状況、及び国有資産監督管理状況にかかる専門業務報告を聴取及び審議することを通じ、この法律の実施状況にかかる法律執行上の検査などを組織し、法により監督職権を行使する。

第 64 条 国務院及び地方人民政府は、その授権の出資者職責の履行機構による職責の履行状況に対し監督をする。

第 65 条 国務院及び地方人民政府の検査機関は、『中華人民共和国会計検査法』の規定により、国有資本の経営予算執行にかかる状況ならびに会計検査の監督対象となる国家出資の企業に対し、会計検査を行う。

第 66 条 国務院及び地方人民政府は、法により国有資産にかかる状況及び国有資産の監督管理業務にかかる状況を社会に対し公布し、社会公衆による監督を受ける。

いかなる団体及び個人も国有資産の損失をもたらす行為について、摘発及び告訴する権利を有する。

第 67 条 出資者職責の履行機構は、必要に応じ国有独資企業、国有独資会社にかかる年度財務会計報告書に対し、会計検査を実施することを会計士事務所へ委託することができ、或いは国有資本による持株会社の株主会、株主大会において決議をし、国有資本による持株会社が会計士事務所を招聘して会社の年度財務会計報告書に対し会計検査を実施し、出資者となる権益を維持する。

## 第八章 法律責任

第 68 条 出資者職責の履行機構が次の各号に掲げる行為のいずれか一つに該当する場合、その直接主管責任者及びその他の直接責任者に対し、法により処分を与える。

(一)法定の任職条件に従わず、国家出資の企業の管理者を任命し、或いは任命を提案する行為。

(二)国家出資の企業の資金或いは上納すべき国有資本を侵奪、差止、流用する行為。

(三)法定の権限、手続きに違反して国家出資の企業にかかる重大な事項を決定するため、国有資産の損失をもたらす行為。

(四)法により出資者としての職責を履行しないことにより国有資産の損失をもたらすその他の行為。

第 69 条 出資者職責の履行機構における業務人員が職務を懈怠し、職権を乱用し、私利を図り、なお犯罪を構成しない場合、法により処分を与える。

第 70 条 出資者職責の履行機構により派遣される株主代表は、派遣機構の指示に従い職責を履行しないことにより、国有資産の損失をもたらす場合、法により賠償責任を負う。国家公務員である場合、法により処分を与える。

第 71 条 国家出資の企業における董事、監事、高級管理者が次の各号に掲げる行為のいずれか一つに該当し、国有資産の損失をもたらす場合、法により賠償責任を負う。国家公務員である場合、法により処分を与える。

(一)職権を利用して賄賂を收受し、或いはその他の不法収入及び不当利益を取得する行為。

(二)企業の資産を侵奪し、流用する行為。

(三)企業制度改正、財産譲渡などにおいて法律、行政法規及び公正取引原則に違反し、企業財産を低価格で譲渡し、低価格で株式に転換させる行為。

(四)この法律の規定に違反して企業との間で取引を行う行為。

(五)事実のとおり資産評価機構、会計士事務所に対し関連の情報及び資料を提供しないこと、或いは資産評価機構、会計士事務所と通謀して虚偽な資産評価報告書、会計検査報告書を発行する行為。

(六)法律、行政法規及び企業定款規定に基づく決定手続きに違反して企業の重大な事項を決定する行為。

(七)法律、行政法規及び企業定款規に違反して職務を執行するその他の行為。

国家出資の企業における董事、監事、高級管理者が前項に掲げる行為により取得する収入について、法によりこれを追及して没収し、或いは国家出資の企業の所有となる。

出資者職責の履行機構により任命され、或いは任命を提案される董事、監事、高級管理者に本条第1項に掲げる行為の一つがあり、国有資産の重大な損失をもたらす場合、出資者職責の履行機構が法により免職し、或いは免職を提案する。

第72条 関連先取引、国有資産の譲渡などに関わる取引活動において、当事者が悪意で通謀し、国有資産の権益を損害する場合、当該取引は無効となる。

第73条 国有独資企業、国有独資会社、国有資本による持株会社の董事、監事、高級管理者は、この法律の規定に違反し、国有資産の重大な損失をもたらすことにより、免職される場合、免職の日より5年以内に国有独資企業、国有独資会社、国有資本による持株会社の董事、監事、高級管理者を担任してはならない。国有資産の特別重大な損失をもたらす、或いは横領、賄賂、財産占有、財産流用若しくは社会主義市場における秩序を破壊することにより、刑罰に処される場合、終身として国有独資企業、国有独資会社、国有資本による持株会社の董事、監事、高級管理者を担任してはならない。

第74条 委託を受け、国家出資の企業に対する資産評価、財産会計検査を行う資産評価機構、会計士事務所が法律、行政法規の規定及び業務執行準則に違反して虚偽な資産評価報告書或いは会計検査報告書を発行する場合、関連の法律、行政法規の規定により法律責任を追及する。

第75条 この法律の規定に違反し、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

## 第九章 付則

第76条 金融企業における国有資産にかかる管理監督について、法律、行政法規に

別途規定がある場合、その規定による。

第 77 条 この法律は、2009 年 5 月 1 日より施行する。

各省・自治区・直轄市・計画単列市財政庁（局）及び国家税務局、財政部駐各省・自治区・直轄市・計画単列市財政監察担当官弁事処、新疆生産建設兵団財務局 御中

## 再生資源増値税政策に関する財政部及び国家税務総局の通知

### 財税【2008】第 157 号

再生資源の回収利用を促進し、再生資源回収業界の健全且つ秩序ある発展を促し、資源を節約し、環境を保護し、税収の公平性及び税制を規範化するため、国務院の承認を得て、再生資源の回収と利用にかかる増値税政策を調整することを決定し、以下のとおり通知する。

一、「廃品・中古品回収経営業者が回収した廃品・中古品を販売した場合に増値税の徴収を免じる」及び「生産企業である増値税一般納税者が廃品・中古品回収経営業者から廃品・中古品を購入した場合、廃品・中古品回収経営業者が発行した税務機関官製の普通インボイスに明記された金額の 10%に照らして仕入税額を控除する」という政策を廃止する。

二、事業者及び個人が再生資源を販売する場合、『中華人民共和国増値税暫定条例』（以下「増値税条例」という。）、『中華人民共和国増値税暫定条例実施細則』ならびに財政部及び国家税務総局の関連規定に基づいて増値税を納付しなければならない。但し、個人（個人事業者を含まない。）が自ら使用した廃品・中古品を販売する場合には、増値税を免じる。増値税一般納税者が再生資源を購入した場合、増値税条例及びその細則に規定される取得済みの税控除証憑を証憑として仕入税額を控除しなければならない。従来「廃品・中古品」の表示のある専用インボイスは使用を停止し、今後においてこれを増値税の税控除証憑として仕入税額を控除することはしない。

三、2008 年 12 月 31 日までに、各地の主管税務機関は、偽造防止税制システムから「廃品・中古品事業者」の記録ファイル情報を抹消し、未発行の専用インボイスを企業から接收し、企業増値税専用インボイスの額面限度額及び最大購入数を改めて査定し、増値税専用インボイスの発売活動を行う。

四、2010 年末までに、条件に合致する増値税一般納税者が再生資源の販売により納付した増値税について、徴収した後に還付するという政策を実施する。

（一）税還付政策を適用する納税者の範囲について

税還付政策を適用する増値税一般納税者は、以下の条件を満たさなければならない。

1. 『再生資源回収管理弁法』（商務部令 2007 年第 8 号）第 7 条及び第 8 条により関連部門に届出をしなければならないと規定されている場合において、関連規定に基づいて既に届出済みであること。
2. 固定の再生資源備蓄・整理・加工場所を有すること。
3. 金融機関により決算された再生資源の販売額が再生資源の販売額全額に占める割合が 80%を下回らないこと。
4. 2007 年 1 月 1 日から、『中華人民共和国反マネーロンダリング法』、『中華人民共和国環境保護法』、『中華人民共和国税収徴収管理法』、『中華人民共和国インボイス管理弁法』又は『再生資源回収管理弁法』に違反して刑事処罰を受けたか又は県レベル以上の工商、商務、環境保護、税務及び公安機関から相応の行政処分（警告及び罰金を除く。）を受けていないこと。

## （二）税還付の比例

税還付条件に合致する納税者が 2009 年に再生資源を販売することにより納付した増値税について、70%の比例に照らして納税者に還付する。2010 年に再生資源を販売することにより納付した増値税について、50%の比例に照らして納税者に還付する。

（三）納税者が税還付を申請する場合、関連する規定により関連資料を提出する以外、以下の書類を提出しなければならない。

1. 『再生資源回収管理弁法』第 7 条及び第 8 条により関連部門に届出をしなければならないと規定されている場合において、商務主管部門が交付した届出登記証明のコピー。
2. 再生資源備蓄・整理・加工場所の土地使用権証及び不動産財産権証又はその賃貸借契約のコピー。
3. 金融機関により決算された再生資源の販売額及び再生資源販売額全額に関するデータ及び資料。納税者の商業秘密を保護するため、納税者に対し、納税者と顧客間の銀行取引の詳細な記録を提出することは要求せず、異議がある場合には、納税者組織の所在地などにて現場検証を行うことができる。
4. 2007 年 1 月 1 日から『中華人民共和国反マネーロンダリング法』、『中華人民共和国環境保護法』、『中華人民共和国税収徴収管理法』、『中華人民共和国インボイス管理弁法』又は『再生資源回収管理弁法』に違反して刑事処罰を受けていないこと、又は

県級以上の工商、商務、環境保護、税務及び公安機関などから相応の行政処分（警告及び罰金を除く。）を受けていないことに関する書面による説明。

（四）税還付業務は、財政部が現地に駐在させている財政監察担当官弁事処ならびに初期的審査及び再審査に責任を負う財政部門より本通知及び関連規定に基づいて手続きを行う。

1. 税還付の申請手続き期限について。（1）納税者は一般的に四半期ごとに税還付を申請し、申請する税還付金額が比較的大きい場合、月ごとに申請することもできる。具体的な期限は、財政部が現地に駐在させている財政監察担当官弁事処より確定する。

（2）初期的審査を担当する財政機関は、税還付の申請を受けた日から 10 業務日以内に、再審を担当する財政機関及び終審を担当する財政機関に対して同時に初期的審査意見を提出する。（3）再審を担当する財政機関は、初期的審査意見を受け取った後 5 業務日以内に、終審を担当する財政機関に対して再審意見を提出しなければならない。

（4）終審を担当する財政機構は、財政部が現地に駐在させている財政監察担当官弁事処であり、再審意見を受け取った後 10 業務日以内に終審を完了し、税還付に関する手続きを適切に行わなければならない。

2. 初期的審査を担当する財政機関は、納税者が初めて税還付を申請した場合、初期的審査意見を提出する前に、関連する条件を満たしているか否かを確認するため、職員を派遣して実地検証をしなければならない。特別な理由により実地検証ができない場合、初期的審査意見を提出した後 2 ヶ月以内に職員を派遣して実地検証をしなければならない。条件を満たさないことが判明した場合、再審を担当する財政機関又は終審を担当する財政機関に対して速やかに通知しなければならない。

3. 初期的審査及び再審を担当する財政機関は、定期的に（納税者から第一回の税還付申請を受けた日から少なくとも 12 ヶ月毎に一度）、同級公安、商務、環境保護、税務部門及び人民銀行との間で、納税者の申告内容について確認し、その結果を踏まえ、申告と合致しない問題について、厳しく処理しなければならない。初回の税還付申請日前に問題が発生した場合、納税者が以前に詐取した還付税金について追徴しなければならない。『財政違法行為処罰処分条例』の関連規定に基づいて処罰し、当該納税者が本通知に規定される税還付政策を享受する資格を取消さなければならない。初回の税還付申請日以降に問題が発生した場合、その刑事処罰及び行政処罰の発効日から本通知に規定される税還付政策を享受する資格を取消さなければならない。

五、廃棄船舶の分解及び廃棄自動車の分解企業について、本通知の各規定を適用する。

六、本通知にいう再生資源とは、『再生資源回収管理法』（商務部令 2007 年第 8 号）第 2 条にいう再生資源を指し、即ち、社会生産及び生活消費の過程にて発生した、元々の使用価値の全て又は一部を既に喪失したが、回収、加工処理により、使用価値を再び獲得することができた各種廃棄物である。上に述べた加工処理とは、洗浄、選択及び整理など簡単な加工のみを指す。

七、各級国家税務機関は、財政、公安、商務、環境保護及び人民銀行などの部門との情報伝達を強化し、重点業界に対する納税評定を強化し、有効的な措置を講じて、再生資源の生産、回収経営、加工処理など各ステップにおける税収管理を強化し、脱税ルートを塞ぎ、増値税のチェーンメカニズムが正常に運行されることを保証しなければならない。

八、本通知は、2009 年 1 月 1 日より執行する。『廃品・中古品回収経営業務に関する増値税政策に関する財政部国家税務総局の通知』（財税[2001] 78 号）、『廃品・中古品回収経営事業者及び廃品・中古品生産企業増値税の税収管理を強化することに関する国家税務総局の通知』（国税発[2004]60 号）、『中国の再生資源開発会社による廃品・中古品の回収経営業務における税収問題に関する国家税務総局の通知』（国税函[2004] 736 号）、『中国の再生資源開発会社による廃品・中古品回収経営業務に関する増値税の問題に関する国家税務総局の認可回答』（国税函[2006]1227 号）、『税関における輸入増値税専用課税書及び廃品・中古品インボイス管理の強化に関する国家税務総局の通知』（国税函[2004]128 号）の廃品・中古品インボイス管理に関する規定、『廃品・中古品の増値税管理に関する国家税務総局の通知』（国税函[2005] 544 号）、『廃品・中古品回収経営企業による増値税偽造防止税統制一機多票システムを使用して増値税専用インボイスを発行することに関する国家税務総局の通知』（国税発[2007] 43 号）は同日廃止する。

財政部、国家税務総局

2008 年 12 月 9 日

各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各部委員会ならびに各直属機構御中

内需拡大を促進し、自動車・家電「買換え」を奨励する発展改革委員会等  
部門の実施案を伝達することに関する国務院弁公庁の通知

国弁発〔2009〕44号

発展改革委員会、財政部、商務部、工業及び情報化部、環境保護部の『内需拡大を促進し、自動車・家電買換えを奨励することにかかる実施方案』を国務院が同意した。ここに伝達する。誠実に執行することを希望する。

今年に入り、国は重点産業の調整と振興計画の実施を結びつけ、中古自動車の廃車・更新の拡大に力を入れ、「自動車オートバイの農村への普及」、「家電製品の農村への普及」を奨励する等の政策を打ち出して、農村消費を力強く促進し、内需拡大の喚起、雇用の安定および拡大、経済の安定的かつ迅速な発展の維持に、重要な作用を発揮した。更に内需の拡大を促進させるため、中国の家電及び自動車産業の発展ならびに消費市場の現実に基づいて、自動車・家電製品の「買換え」を奨励する政策措置を実施することが必要である。これは消費の需要拡大を促進するとともに、資源の利用効率を高め、環境汚染を減少させ、省エネルギー・低排出を促進し、循環型経済を発展させるためにも有利となる。各関係省市人民政府及び国務院の関係部門は、指導を強化し、明確な実施細則を定め、綿密に計画し着実に実行すること。

国務院弁公庁

2009年6月1日

内需拡大を促進し、自動車・家電「買換え」を奨励する実施案

発展改革委員会 財政部 商務部

工業及び情報化部 環境保護部

更に自動車、家電製品の消費を拡大し、内需拡大を促進し、経済の安定的且つ迅速な発展を維持するため、ここに自動車・家電製品「買換え」奨励実施方案を制定する。

#### 一、自動車・家電製品の買換え奨励の重要な意義

(1) 国内需要の喚起。工業化、都市化の加速に伴い、中国の自動車・家電製品消費も急激に増加し、保有量も大幅に増え、淘汰・更新の潜在的需要も高まっている。2009年に廃棄処分される自動車量は270万台に達し、家電製品の廃棄処分量も9,000万台近くに達すると予測されている。もし更新が加速されれば、自動車・家電産業の穏やかな成長を促進することができる。

(2) 省エネルギー・排出削減の促進。中古自動車のガソリン消費率は新車に比べて5%乃至10%も高く、特に「黄色ステッカー車」のガソリン消費率は「緑色ステッカー車」に比べて30%も高く、汚染物質排出量も基準を著しく超過している。中古家電の電気消費率は新しい家電に比べて20%乃至30%も高い。自動車・家電製品の「買換え」実行は、自動車・家電のエネルギー効率を高め、環境汚染を減少させる点で有利である。

(3) 資源の有効利用。自動車・家電の中には大量の回収利用が可能な鋼鉄、非鉄金属、プラスチック、ゴム等の資源が含まれている。「買換え」を通じ、自動車、家電製品の回収解体処理システムをより早く完全なものとし、これらの資源が十分に有効利用され、循環型経済の発展を促進させることができる。

(4) 雇用の安定及び拡大。自動車・家電製品の生産は技術的要素が高く、産業連鎖が長く、自動車・家電製品の「買換え」を奨励することは、自動車・家電産業の安定的な発展に役立つのみならず、営業販売、物流、アフターサービス及び自動車の廃棄処分、不用家電の回収解体等、労働集約型業界の発展を促し、多くの雇用を創出することができる。

#### 二、基本的な考え方

財政補助方式を採用。自動車・家電製品の「買換え」を奨励し、有効的な激励メカニズムを確立し、内需、特に消費の需要を更に拡大し、省エネルギー・排出削減を促進し、循環型経済の発展を図る。「自動車オートバイの農村への普及」及び「家電製品の農村への普及」など消費拡大政策と相互リンクさせる。2011年から施行される『廃棄電器電子製品回収処理管理条例』制度の設計と相互一致させる。財政資金使用の安全有効性を確保するのみならず、簡便で実行し易いものとし、幅広い消費者に便宜をはかる必要がある。

### 三、自動車「買換え」奨励政策措置

既存の中古自動車廃車・更新補助政策の基礎の上に、更に補助の範囲を拡大させ、補助の力を高め、中古自動車の廃車・更新を加速する。2009年は、既に手配した中古自動車廃車・更新補助資金 10 億元の基礎の上に、中国中央政府より更に 40 億元の財政補助を手配する。

(1) 補助範囲。①一定の使用年限の条件を満たす中型、普通、小型貨物積載車及び一部の中型乗用車について、適切に一定の年限を前倒して廃車し、なお且つ新車に買い替えた場合に、補助を行う。②「黄色ステッカー車」を前倒して廃車し、新車に買い換える場合に、補助を行う。ただし財政部、商務部が公告した『2009年中古自動車廃車更新補助資金交付範囲及び基準』の中に規定されている車型と合致する場合においても、いずれか一種類の補助を受けられるのみとする。「黄色ステッカー車」を前倒して廃車し、新車に買い換える場合、新車が既に排気量 1,600cc 以下の乗用車を対象とした車両購入税の半減課税政策を享受しているケースについては、中古自動車廃車・更新補助を受けることはできない。

(2) 補助基準。条件に合致する中古自動車廃車・更新の一台当たりの補助金額は、原則的には同型車両の一台当たりの車両購入税を上回らないものとする。具体的な基準は以下のとおり。中型貨物積載車 6,000 元。小型貨物積載車 5,000 元。小型貨物積載車 4,000 元。中型乗用車 5,000 元。普通乗用車 4,000 元。小型乗用車 3,000 元。そ

の他の車型 6,000 元。

中央政府は上記の補助基準に基づき、地方政府より補助資金についての操作を行わせる。地方政府は「黄色ステッカー車」の車型年限及び都市管理等の要素に基づき、補助基準を調整することができる。

(3) 資金補助のプロセス。『中古自動車廃車・更新補助資金管理暫定弁法』の関連規定に基づき、車両所有者は、廃車にする自動車を廃車自動車回収解体資格を有する業者へ売渡し、回収解体業者は車両所有者に対して廃車自動車回収証明書を発行する。車両所有者は廃車自動車回収証明書、登録抹消証明書、更新車両購入インボイス及び有効な身分証明書を証憑として、補助資金の受取りを申請する。

#### 四、家電製品「買換え」奨励政策措置

現在、中国の多くの地区において不用家電の回収処理システムが確立されていないことに鑑み、2009年にまず、不用家電製品の回収処理システムの基礎がある程度整備されている省市において家電「買換え」を試行し、機が熟した後に全国に拡大・推進する。2011年は『廃棄電器電子製品回収処理管理条例』の要求に基づき、家電回收利用生産者責任制を確立する。2009年には20億元の資金調達を行い、家電「買換え」補助に使用した。補助資金は、中国中央政府の財政部及び試行省市の財政部門が共同で負担する。

(1) 試行範囲。北京、天津、上海、江蘇、浙江、山東、広東及び福州、長沙の9省市にて家電製品「買換え」を試行する。

(2) 補助範囲。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5種類を含む家電製品。

(3) 補助対象。①補助範囲内の旧家電を売り渡し、尚且つ新家電を購入した消費者へ補助を与える。②補助範囲内の旧家電を回収して解体処理業者へ送る運送費用に対

して補助を与える。

(4) 補助の基準。買換え補助は家電販売価格の10%を超えないものとし、品種により補助の上限を確定する。回収運送費には定額補助を実行する。具体的な基準は別途制定する。

#### (五) 操作フロー

1、実施する主体を確定する。家電販売業者及び家電回収業者は、入札方式により確定する。解体処理業者は、試行する省市の人民政府が、現存する解体処理業者の中から確定する。試行期間中、原則として各試行省には1乃至2業者を選び、試行都市からは1業者を選ぶ。解体処理業者は国の環境保護に関する法律法規の要求に合致していなければならない。

2、旧家電の買上。消費者は、インターネット又は電話を通じて旧家電の売渡しを申出る。回収業者は、消費者の家まで旧家電を受取りに行き買上げ、消費者に対して国が統一印制した家電買換え証憑を発行する。試行省市の人民政府関連部門は、実際状況を踏まえて旧家電回収の指導価格を公布する。

3、新家電の購入。消費者は、家電買換え証憑を以って落札した家電販売業者から新しい家電を購入する。家電販売業者は、新家電の販売価格から補助金額を差引いた価格で消費者へ販売する。財政部門は、販売業者の関係記録及び証憑に基づき補助を行う。家電生産企業は、消費者に対して「買換え」家電製品の規格、タイプ及び参考価格を公告する。

4、不用家電の解体処理。回収業者が買上げた旧家電を解体処理業者へ売渡し解体処理を行う。解体処理業者は、回収業者に対して運送費用の立替払いを行い、インボイスを発行する。財政部門は、解体処理業者の実際の回収量に基づき、回収運送補助基準に照らして運送費補助を支給する。回収後に再び市場に流通した旧家電については補助しない。

(6) 補助資金の申請・受領。家電販売業者は新家電販売インボイスの控えと対応する家電買換え新証憑を証拠として、現地の財政部門へ補助資金の申請・受領を行う。不用家電の解体処理業者は買上げインボイスのカーボンコピー及び関係記録を証拠として、現地の財政部門にて運送費補助の申請・受領を行う。

## 五、組織・実施

財政部は、商務部、工業及び情報化部、環境保護部等の部門は共同で、家電製品「買換え」財政補助資金管理弁法を制定する。商務部は、関連部門を取りまとめ、自動車・家電製品「買換え」業務を実施する。環境保護部は、不用家電解体処理の組織的な実施と監督管理に責任を負う。工商、品質検査等の部門は、各自の職責の範囲内で監督管理を強化する。中央宣伝部には、ニュースメディアを通じた自動車・家電製品「買換え」政策宣伝及び世論監督業務の取りまとめを要請する。

試行省市人民政府は、本地区における家電回収及び解体処理業務の実施及び監督管理に責任を負い、定期的に国务院の関係部門に対して報告する。各試行地区は、本実施案の要求に従い、具体的な操作細則を制定しなければならない。財政資金面の安全性を保障すると同時に、公衆による買換えならびに補助の享受に対して便宜を計るという原則に則り、積極的に家電製品「買換え」の操作方法を積極的に模索する。

# 中華人民共和国権利侵害責任法

中華人民共和国主席令

第 21 号『中華人民共和国権利侵害責任法』は既に中華人民共和国第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 12 回会議にて 2009 年 12 月 26 日に採択され、ここに公布し、2010 年 7 月 1 日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

## 中華人民共和国権利侵害責任法

(2009 年 12 月 26 日第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 12 回会議にて採択)

### 目録

- 第一章 一般規定
- 第二章 責任構成及び責任方式
- 第三章 責任を負わない状況及び責任を軽減する状況
- 第四章 責任主体の特殊規定
- 第五章 製品責任
- 第六章 自動車交通事故責任
- 第七章 医療損害責任
- 第八章 環境汚染責任
- 第九章 高度危険責任
- 第十章 飼育動物の損害責任
- 第十一章 物件損害責任
- 第十二章 附則

### 第一章 一般規定

第 1 条 民事主体の合法的權益を保護し、権利侵害責任を明確にし、権利侵害行為を予防し、権利侵害行為に制裁を加え、社会の調和と安定を促進するため、本法を制定する。

第 2 条 民事權益を侵害した場合、本法に基づいて権利侵害責任を負わなければならない。

本法にいう民事権益には、生命権、健康権、氏名権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻の自由権、監督保護権、所有権、用益物権、担保物権、著作権、特許権、商標専用権、発見権、持分権及び相続権など人身ならびに財産権益を含む。

第3条 権利被侵害者は、権利侵害者に対し権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

第4条 権利侵害者が、同一の行為により行政責任又は刑事責任を負うべき場合にも、法により権利侵害責任を負うことに影響しない。

同一の行為により、権利侵害責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならない場合において、権利侵害者の財産が支払いに足りないときは、先ず権利侵害責任を負う。

第5条 その他法律において権利侵害責任に別段の定めがある場合には、その規定に従う。

## 第二章 責任構成及び責任方式

第6条 行為者が過失により他者の民事権益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。

法律規定に基づき、行為者に過失があると推定される場合において、行為者が自らに過失がないことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第7条 行為者が他者の民事権益を損害した場合、行為者の過失の有無を問わず、法律により権利侵害責任を負わなければならないと規定されている場合には、その規定に従う。

第8条 2人以上が共同で権利侵害行為を行い、他者に損害をもたらした場合、連帯責任を負わなければならない。

第9条 他者に権利侵害行為をすることを教唆・幫助した場合、行為者とともに連帯責任を負わなければならない。

民事行為無能力者及び民事行為制限能力者に権利侵害行為をすることを教唆・幫助した場合、権利侵害責任を負わなければならない。当該民事行為無能力者又は民事行為制限能力者の監督保護者が監督保護責任を果たしていない場合、相応の責任を負わなければならない。

第 10 条 2 人以上の行為者が他者の人身及び財産の安全に危険が及ぶ行為をし、そのうちの 1 人又は数人の行為が他者に損害をもたらし、具体的な権利侵害者を確定することができる場合、権利侵害者が責任を負う。具体的な権利侵害者が確定できない場合、行為者は連帯責任を負う。

第 11 条 2 人以上の行為者がそれぞれ別に権利侵害行為をして同一の損害をもたらし、各自の権利侵害行為がいずれも全ての損害をもたらすに十分である場合、行為者は連帯責任を負う。

第 12 条 2 人以上の行為者がそれぞれ別々に権利侵害行為をして同一の損害をもたらし、責任の程度を確定することができる場合、各自が相応の責任を負う。責任の程度を確定することができない場合、均等に賠償責任を負う。

第 13 条 法律により連帯責任を負うと規定されている場合、権利被侵害者は、連帯責任者に対し一部又は全ての責任を負うよう請求する権利を有する。

第 14 条 連帯責任者は、各自の責任の程度に応じて、相応の賠償金額を確定する。責任の程度を確定することができない場合、均等に賠償責任を負う。

支払いが自らの賠償金額を超える連帯責任者は、その他の連帯責任者に対して求償する権利を有する。

第 15 条 権利侵害責任を王方式には、主として以下の方式がある。

- (1) 権利侵害行為を停止する。
- (2) 障害を排除する。
- (3) 危険を除去する。
- (4) 財産を返還する。
- (5) 原状回復する。
- (6) 損失を賠償する。
- (7) 謝罪する。
- (8) 影響を除去し、名誉回復を図る。

上記の権利侵害責任の負担方式は、単独で適用することもできるし、併せて適用することもできる。

第 16 条 他者の権利を侵害し、人身に損害をもたらした場合、医療費、看護費及び交通費など治療ならびにリハビリテーションのために支出された合理的な費用及び休業のために減少した収入を賠償しなければならない。後遺障害をもたらした場合、

さらに後遺障害の生活補助器具にかかる費用及び後遺障害賠償金を賠償しなければならない。死亡をもたらした場合、葬儀費用及び死亡賠償金を賠償しなければならない。

第 17 条 同一の権利侵害行為により多数の死亡をもたらした場合、相同の金額を以って死亡賠償金を確定することができる。

第 18 条 権利被侵害者が死亡した場合、その近親族は、権利侵害者に対して権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。権利被侵害者が事業者であり、当該事業者が分割・合併される場合、権利を継承する事業者は、権利侵害者に対して権利侵害責任を請求する権利を有する。

権利被侵害者が死亡した場合、権利被侵害者の医療費及び葬儀費用など合理的な費用を支払う者は、権利侵害者に対して賠償費用を請求する権利を有するが、権利侵害者が既に当該費用を支払った場合は除く。

第 19 条 他人の財産を侵害した場合における財産損失については、損失の発生した時の市場価格に基づき、又はその他の方式により計算する。

第 20 条 他者の人身権益に財産損失をもたらした場合、権利被侵害者がこれにより被った損失に基づいて賠償する。権利被侵害者の損失が確定できない場合において、権利侵害者がこれにより利益を獲得しているときは、その獲得した利益に基づいて賠償する。権利侵害者がこれにより獲得した利益を確定することが難しく、権利被侵害者と権利侵害者が賠償金額について協議合意できず、人民法院に訴訟を提起したときは、人民法院より実際の状況に基づいて賠償金額を確定する。

第 21 条 権利侵害行為が他者の人身及び財産の安全に危害を及ぼす場合、権利被侵害者は、権利侵害行為の停止、障害の排除、危険の除去など権利侵害責任を負うよう権利侵害者に対して請求することができる。

第 22 条 他者の人身権益を侵害し、他者に著しい精神損害をもたらした場合、権利被侵害者は精神損害賠償を請求することができる。

第 23 条 他者の民事権益が侵害に遭うのを防止又は制止するために自らが損害を被った場合、権利侵害者より責任を負う。権利侵害者が逃亡し、又は責任を負う能力がない場合において、権利被侵害者が補償を請求したとき、受益者は適切な補償を与えなければならない。

第 24 条 被害者及び行為者がいずれも損害の発生について過失がない場合、実際の状況に基づき、双方より損失を分担する。

第 25 条 損害が発生した後、当事者は賠償費用の支払方法を協議することができる。協議合意に達しない場合、賠償費用は一括して支払わなければならない。一括払いが確かに困難である場合には、分割払いをすることもできるが、相応の担保を提供しなければならない。

### 第三章 責任を負わない状況及び責任を軽減する状況

第 26 条 権利被侵害者にも損害の発生について過失がある場合、権利侵害者の責任を減じることができる。

第 27 条 損害が被害者の故意によりもたらされた場合、行為者は責任を負わない。

第 28 条 損害が第三者によりもたらされた場合、第三者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 29 条 不可抗力により他者に損害をもたらした場合、責任を負わない。法律に別段の定めがある場合には、その規定に基づいて取扱う。

第 30 条 正当防衛により損害をもたらした場合、責任を負わない。正当防衛が必要限度を超え、あるべきでない損害をもたらした場合、正当防衛者は適切に責任を負わなければならない。

第 31 条 緊急避難により損害をもたらした場合、危険事由を引起した者が責任を負う。危険が自然的原因により引起された場合、緊急避難をした者は責任を負わず、又は適切な補償を与える。緊急避難において不当な措置を講じたか又は必要となる限度を超過し、あるべきでない損害をもたらした場合、緊急避難をした者は適切に責任を負わなければならない。

### 第四章 責任主体に関する特殊規定

第 32 条 民事行為無能力者及び制限民事行為能力者が他者に損害をもたらした場合、監督保護者より権利侵害責任を負う。監督保護者が監護責任を果たした場合には、その権利侵害責任を軽減することができる。

財産に関する民事行為無能力者及び民事行為制限能力者が他者に損害をもたらした場合、本人の財産から賠償費用を支払う。不足部分は、監督保護者より賠償する。

第 33 条 完全民事行為能力者が自らの行為に対して暫時意識がなく、又はコントロールを失い、他者に損害をもたらし、これに故意・過失がある場合、権利侵害責任を負わなければならない。故意・過失がない場合には、行為者の経済状況に基づいて被害者に対し適切な補償を行う。

完全民事行為能力者が酩酊し、又は麻酔薬もしくは向精神薬を濫用し、自らの行為について暫時意識がなく、又はコントロールを失い、他者に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第 34 条 事業者の従業員が業務上の任務遂行により他者に損害をもたらした場合、事業者より権利侵害責任を負う。

労務派遣期間において、派遣従業員が業務上の任務遂行により他者に損害をもたらした場合、労務派遣を受ける派遣先企業より権利侵害責任を負う。労務派遣機関に過失がある場合には、相応の補足責任を負う。

第 35 条 個人の間で労務関係を確立し、労務を提供する側が労務により他者に損害をもたらした場合、労務を受ける側が権利侵害責任を負う。労務を提供する側が労務により自ら損害を被った場合、双方各自の過失に基づいて相応の責任を負う。

第 36 条 インターネットユーザー及びインターネットサービス提供者がインターネットを利用して他者の民事権益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。

インターネットユーザーがインターネットサービスを利用して権利侵害行為を行った場合、権利被侵害者はインターネットサービス提供者に通知し、削除・閲覧不能、インターネット接続停止など必要な措置を講じさせる権利を有する。インターネットサービス提供者が通知を受け取った後、速やかに必要な措置を講じない場合、損害の拡大部分について当該インターネットユーザーとともに連帯責任を負う。

インターネットサービス提供者は、インターネットユーザーがインターネットサービスを利用して他者の民事権益を侵害していることを知りながら必要となる措置を講じなかった場合、当該インターネットユーザーとともに連帯責任を負う。

第 37 条 ホテル、ショッピングセンター、銀行、駅及び娯楽施設など公共施設の管理者又は大衆性活動を組織する者が安全保障義務を果たさず、他者に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第三者の行為により他者に損害をもたらした場合、第三者が権利侵害責任を負う。管理者又は組織者が安全保障義務を果たさなかった場合、相応の補足責任を負う。

第 38 条 民事行為無能力者が幼稚園、学校又はその他教育機関における学習・生活期間中に人身損害を被った場合、幼稚園、学校又はその他教育機関より責任を負わなければならないが、教育・管理上の職責を果たしたことが証明できる場合には、責任を負わない。

第 39 条 民事行為制限能力者が学校又はその他教育機関における学習・生活期間中に人身損害を被り、学校又はその他教育機関は、教育・管理上の職責を果たしていなかった場合、責任を負わなければならない。

第 40 条 民事行為無能力者又は民事行為制限能力者が幼稚園、学校又はその他教育機関における学習・生活期間中に、幼稚園、学校又はその他教育機関以外の者から人身損害を被った場合、権利侵害者より権利侵害責任を負う。幼稚園、学校又はその他教育機関が管理上の職責を果たしていなかった場合には、相応の補足責任を負う。

## 第五章 製品責任

第 41 条 製品に欠陥が存在したことにより他者に損害をもたらした場合、製造者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 42 条 販売者の過失により製品に欠陥が存在したために他者に損害をもたらした場合、販売者は権利侵害責任を負わなければならない。

販売者が欠陥製品の製造者を明示することができず、欠陥製品の供給者を明示することもできない場合、販売者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 43 条 製品に欠陥が存在したために損害をもたらした場合、権利被侵害者は、製品の製造者に対して賠償を請求することもできるし、製品の販売者に対して賠償を請求することもできる。

製品の欠陥が生産者によりもたらされた場合、販売者は先行賠償後において製造者に対して求償する権利を有する。

販売者の故意・過失により製品に欠陥が存在した場合、製造者は先行賠償後において販売者に対して求償する権利を有する。

第 44 条 運送者及び保管者など第三者の故意・過失により製品に欠陥が存在し、他者に損害をもたらした場合、製品の製造者及び販売者は先行賠償後において第三者に対して求償する権利を有する。

第 45 条 製品の欠陥により他者の人身及び財産の安全に危害が及ぼされた場合、権利被侵害者は製造者及び販売者に対し、障害を排除し、危険を除去するなど権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

第 46 条 製品が流通された後に欠陥が存在することが発見された場合、製造者及び販売者は速やかに警告・リコールなど救済措置を講じなければならない。速やかに救済措置を講じなかったか、又は救済措置が不十分であり、損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第 47 条 製品に欠陥が存在することを知りながら引き続き製造・販売し、他者の死亡又は健康に著しい損害をもたらした場合、権利被侵害者は、相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。

## 第六章 自動車交通事故責任

第 48 条 自動車が交通事故を発生させ損害をもたらした場合、道路交通安全法の関連規定に基づいて、賠償責任を負う。

第 49 条 リース及び借用などのケースで、自動車の所有者と使用者が同一人物でない場合、交通事故の発生後において責任が当該自動車側にある場合、保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行う。不足部分については、自動車の使用者より賠償責任を負う。自動車の所有者が損害の発生について過失がある場合、相応の賠償責任を負う。

第 50 条 当事者間で売買等の方式により自動車を譲渡して引渡したものの、所有権の移転登記を行っていないケースで、交通事故の発生後において責任が当該自動車側にある場合、保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行う。不足部分については、譲受者が賠償責任を負う。

第 51 条 売買等の方式により譲渡した組立て自動車又は既に廃車基準に達した自動車に交通事故が発生して損害をもたらした場合、譲渡者及び譲受者が連帯責任を負う。

第 52 条 窃盗、強盗又は奪取された自動車が交通事故を発生させ、損害をもたらした場合、窃盗者、強盗者又は奪取者より賠償責任を負う。保険会社が自動車強制保険の責任限度額において緊急救助費用を立替えて支払った場合、交通事故の責任者に対して求償する権利を有する。

第 53 条 自動車の運転者が交通事故発生後に逃亡し、当該自動車が強制保険に加入している場合、保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行う。自動車が行方不明となっているか、又は強制保険に加入していないケースで、権利被侵害者の人身傷害の緊急救助費用及び葬儀費用などを支払う必要がある場合、道路交通事故社会救助基金より立替払いをする。道路交通事故社会救助基金により立替払いをした後、その管理機構は、交通事故責任者に対して求償する権利を有する。

## 第七章 医療損害責任

第 54 条 患者が診療活動において損害を被り、医療機関及びその医療職員に過失がある場合、医療機関より賠償責任を負う。

第 55 条 医療職員は、診療活動において病状及び医療措置について患者に対し説明しなければならない。手術、特別な検査及び特別な治療を行う必要がある場合、医療職員は、速やかに患者に対し医療リスク及び医療代替案などの状況を説明し、かつ、その書面による同意を得なければならない。患者に説明することが適切でない場合には、患者の近親族に対し説明をし、その書面による同意を取得しなければならない。

医療職員が上に述べた義務を果たさず、患者に損害をもたらした場合、医療機関は賠償責任を負わなければならない。

第 56 条 危篤の患者に救急措置を講じるなど緊急な状況により、患者又はその近親族の意見が得られない場合、医療機関の責任者又は授権を受けた責任者による承認を得て、相応の医療措置を直ちに施すことができる。

第 57 条 医療職員が診療活動において当時の医療レベルに相応する治療義務を果たさず、患者に損害をもたらした場合、医療機関は相応の賠償責任を負わなければならない。

第 58 条 患者が以下の状況の一つにより損害を被った場合、医療機関に過失があったものと推定する。

- (1) 法律、行政法規、規定及びその他診療規範に関連する規定に違反した場合。
- (2) 紛争に関するカルテ資料を隠匿したり、その提供を拒否した場合。
- (3) カルテ資料を偽造、改ざん又は廃棄した場合。

第 59 条 薬品、消毒剤及び医療器械の欠陥により不合格の血液を輸入して患者に損害をもたらした場合、患者は、製造者又は血液提供機関に対し賠償を請求することもできるし、医療機関に対し賠償を請求することもできる。患者が医療機関に対し賠償を請求した場合、医療機関は先行賠償後において、責任を負う製造者又は血液提供機関に対し求償する権利を有する。

第 60 条 患者が以下の状況の一つにより損害を被った場合、医療機関は賠償責任を負わない。

- (1) 患者又はその近親族が医療機関による診療規範に合致した診療に協力しない場合。
- (2) 医療職員が危篤の状態にある患者に救急措置を施すなどの状況において、既に合理的な診療義務を果たしている場合。
- (3) 当時の医療レベルでは診療が難しかった場合。

前項第 1 号の状況において、医療機関及びその医療職員にも故意・過失がある場合には、相応の賠償責任を負わなければならない。

第 61 条 医療機関及びその医療職員は、規定とおりに入院日誌、医師指示書、検査報告、手術及び麻酔の記録、病理資料、看護記録及び医療費用などカルテ資料に記入し、かつ、これらを適切に保管しなければならない。

患者が前項に定めるカルテ資料の閲覧・コピーを要求する場合、医療機関はこれを提供しなければならない。

第 62 条 医療機関及びその医療職員は、患者のプライバシーについて秘密を保持しなければならない。患者のプライバシーを披露したり、患者の同意を得ずにそのカルテ資料を開示し、患者に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第 63 条 医療機関及びその医療職員は、診療規範に違反して不要な検査を行ってはならない。

第 64 条 医療機関及びその医療職員の合法的な権益は、法律の保護を受ける。医療秩序を乱し、医療職員の業務又は生活を妨害した場合、法により法的責任を負わなければならない。

## 第八章 環境汚染責任

第 65 条 環境汚染により損害がもたらされた場合、汚染者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 66 条 環境汚染により紛争が発生した場合、汚染者は、法律に定める責任を負担しないか又は責任を軽減する状況ならびにその行為と損害との間に因果関係が存在しないことについて、挙証責任を負わなければならない。

第 67 条 2 名以上の汚染者が環境を汚染した場合において汚染者が負担する責任の大きさは、汚染物の種類及び排出量などの要素に基づいて確定する。

第 68 条 第三者の故意・過失に起因する環境汚染により損害をもたらした場合、権利被侵害者は汚染者に対して賠償を請求することもできるし、第三者に対して賠償を請求することもできる。汚染者は先行賠償後において、第三者に対して求償する権利を有する。

## 第九章 高度危険責任

第 69 条 危険度が高い作業に従事して他者に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第 70 条 民間の原子力施設において原子力事故が発生し他者に損害をもたらした場合、民間の原子力施設の経営者は権利侵害責任を負わなければならないが、損害が戦争などの状況又は被害者の故意によりもたらされたことが証明できる場合には、責任を負わない。

第 71 条 民間航空機が他者に損害をもたらした場合、民間航空機の経営者は、権利侵害責任を負わなければならないが、損害が被害者の故意によりもたらされたことを証明できる場合には、責任を負わない。

第 72 条 燃え易い、爆発し易い、劇毒である、放射性があるなど危険度の高い物を占有し、又は使用して他者に損害をもたらした場合、その占有者又は使用者は、権利侵害責任を負わなければならないが、損害が被害者の故意又は不可抗力によりもたらされたことを証明することができる場合には、責任を負わない。権利被侵害者が損害の発生に重大な過失がある場合には、占有者又は使用者の責任を軽減することができる。

第 73 条 高所、高圧及び地下掘削活動に従事し、又は高速鉄道運輸手段を使用して他者に損害をもたらした場合、経営者は、権利侵害責任を負わなければならないが、損害が被害者の故意又は不可抗力によりもたらされたことを証明することができる場合には、責任を負わない。権利被侵害者が、損害の発生について過失がある場合、経営者の責任を軽減することができる。

第 74 条 危険度の高い物質を遺失、破棄して他者に損害をもたらした場合、所有者より権利侵害責任を負う。所有者が危険度の高い物質を他者に引渡して管理させる場合、管理者より権利侵害責任を負う。所有者に故意・過失がある場合、管理者とともに連帯責任を負う。

第 75 条 危険度の高い物質を不法に占有して他者に損害をもたらした場合、不法に占有した者より権利侵害責任を負う。所有者及び管理者が、他者による不法占有を防止するために高度な注意義務を果たしたことを証明できない場合、不法に占有した者とともに連帯責任を負う。

第 76 条 許可なく危険度の高い活動エリア又は危険度の高い物質の保管エリアに進入し、損害を被った場合、管理者が既に安全措置を講じ、なお且つ警告義務を果たしていれば、責任の負担を軽減するか又は責任を負わないことができる。

第 77 条 高度な危険責任を負う場合、法律により賠償限度額が規定されている場合には、その規定に従う。

## 第十章 飼育動物の損害責任

第 78 条 飼育する動物が他者に損害をもたらした場合、動物の飼育者又は管理者は、権利侵害責任を負わなければならないが、損害が権利被侵害者の故意又は重大な過失

によりもたらされたことを証明することができる場合には、責任を負わないか又は責任を軽減することができる。

第 79 条 管理規定に違反して、動物に対し安全措置を講じず、他者に損害をもたらした場合、動物の飼育者又は管理者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 80 条 飼育を禁止されている気性の激しい犬など危険動物が他者に損害をもたらした場合、動物飼育者又は管理者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 81 条 動物園の動物が他者に損害をもたらした場合、動物園は権利侵害責任を負わなければならないが、管理上の職責を果たしていたことを証明できる場合には、責任を負わない。

第 82 条 遺棄されたか又は逃走した動物が、遺棄期間又は逃走期間において他者に損害をもたらした場合、元の動物飼育者又は管理人より権利侵害責任を負う。

第 83 条 第三者の過失により動物が他者に損害をもたらした場合、権利被侵害者は、動物飼育者又は管理者に対して賠償を請求することもできるし、第三者に対して賠償を請求することもできる。動物飼育者又は管理者は先行賠償後において、第三者に対して求償する権利を有する。

第 84 条 動物の飼育にあたっては、法律を遵守し、社会道徳を尊重しなければならない。他者の生活を妨げてはならない。

## 第十一章 物件損害責任

第 85 条 建物、構築物又はその他の施設及び置物、掛け物が脱落・墜落し、他者に損害をもたらした場合、所有者、管理者又は使用者が自らに過失がないことを証明できない場合には、権利侵害責任を負わなければならない。所有者及び管理者又は使用者は先行賠償後において、その他責任者が存在する場合には、その他責任者に対して求償する権利を有する。

第 86 条 建物、構築物又はその他施設が倒壊し、他者に損害をもたらした場合、建設業者及び工事業者より連帯責任を負う。建設業者及び工事業者は先行賠償後において、その他責任者が存在する場合には、その他責任者に対し求償する権利を有する。

その他責任者の原因により、建物、構築物又はその他施設が倒壊し、他者に損害をもたらした場合、その他責任者より権利侵害責任を負う。

第 87 条 建物から投捨てられた物品又は建物から落下した物品が他者に損害をもたらした場合において、具体的な権利侵害者を確定することが難しいときは、自らが権利侵害者でないことを証明できる場合を除き、危害を与えた可能性がある建物使用者が補償をする。

第 88 条 積重ねて置かれた物が倒壊して他者に損害をもたらし、積重ねて置いた者は、自らに故意・過失がないことを証明できない場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第 89 条 公共道路に通行を妨害する物品を積み置き、投棄し、又は遺棄・散乱させて他者に損害をもたらした場合、関係する事業者又は個人は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 90 条 林木が折れて他者に損害をもたらした場合、林木の所有者又は管理者が自らに過失がないことを証明できない場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 91 条 公共場所又は道路上に穴を掘り、地下設備を修理・据付る場合に、明確な標示を設置せずに、ならびに安全措置を講じずに他者に損害をもたらした場合、施工者は権利侵害責任を負わなければならない。

マンホールなど地下施設が他者に損害をもたらし、管理者が管理上の職責を果たしたことを証明できない場合、権利侵害責任を負わなければならない。

## 第十二章 附則

第 92 条 本法は、2010 年 7 月 1 日から施行する。

中華人民共和国主席令

第 23 号

『「中華人民共和国再生可能エネルギー法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定』は、中華人民共和国第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 12 回会議において、2009 年 12 月 26 日に採択されている。ここに公布し、2010 年 4 月 1 日から施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2009 年 12 月 26 日

**中華人民共和国再生可能エネルギー法**

(2005 年 2 月 28 日第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 14 回会議にて採択。 2009 年 12 月 26 日第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 12 回会議『「中華人民共和国再生可能エネルギー法」の改正に関する決定』に基づき改正。)

目 次

第一章 総 則

第二章 資源調査及び発展計画

第三章 産業指導及び技術サポート

第四章 普及及び応用

第五章 価格管理及び費用補償

第六章 経済インセンティブ及び監督措置

第七章 法的責任

第八章 附 則

**第一章 総 則**

第 1 条 再生可能エネルギーの開発利用を促進し、エネルギーの供給を増やし、エネルギー構造を改善し、エネルギーの安全性を保障し、環境を保護し、経済社会の持続可能な発展を実現するため、本法を制定する。

第2条 本法にいう再生可能エネルギーとは、風力エネルギー、太陽エネルギー、水力エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー及び海洋エネルギーなど非化石エネルギーを指す。

水力発電への本法適用については、国務院エネルギー主管部門より規定し、国務院に報告・申請してその承認を受ける。

低効率焼却炉での直接燃焼方式により藁類、薪、糞便などを利用することについては、本法を適用しない。

第3条 本法は、中華人民共和国の領域及び管轄するその他海域において適用する。

第4条 国は、再生可能エネルギーの開発利用をエネルギー発展の優先領域とし、再生可能エネルギーの開発利用総量目標を制定し、相応する措置を講じることにより、再生可能エネルギー市場の建設及び発展を促進する。

国は、各種所有制の経済主体が再生可能エネルギーの開発利用に参加することを奨励し、法により再生可能エネルギーの開発利用者の合法的利益を保護する。

第5条 国務院エネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギーの開発利用に対し、統一管理を実施する。国務院の関連部門は、各自の職責の範囲内で、再生可能エネルギーの開発利用に関する管理活動に責任を負う。

県級以上の地方人民政府のエネルギー管理部門は、本行政区域内における再生可能エネルギーの開発利用に関する管理活動に責任を負う。県級以上の地方政府の関連部門は、各自の職責範囲において関連する再生可能エネルギーの開発利用に関する管理活動に責任を負う。

## 第二章 資源調査及び発展計画

第6条 国務院のエネルギー主管部門は、全国における再生可能エネルギー資源に関する調査を手配し、調整し、ならびに国務院の関連部門とともに資源調査にかかる技術規範の制定を手配する。

国務院の関連部門は、各自の職責範囲内で再生可能エネルギー資源に関する調査に責任を負い、調査の結果を国務院エネルギー主管部門に報告する。

再生可能エネルギー資源の調査結果は、公布しなければならない。但し、国が秘密を保持すべきであると規定する内容を除く。

第7条 国務院エネルギー主管部門は、全国におけるエネルギーの需要及び再生可能エネルギー資源の実際の状況を踏まえ、全国における再生可能エネルギーの開発利用に関する中長期的な総量目標を制定し、国務院に報告してその承認を受けた後に執行し、公布する。

国務院のエネルギー主管部門は、前項に規定された総量目標と、省、自治区及び直轄市における経済発展ならびに再生可能エネルギー資源の実際の状況を踏まえ、省、自治区及び直轄市人民政府とともに各行政区域における再生可能エネルギーの開発利用に関する中長期的な目標を確定し、公布する。

第8条 国務院のエネルギー主管部門は、国務院の関連部門とともに、全国における再生可能エネルギーの開発利用に関する中長期総量目標及び再生可能エネルギー技術の発展状況を踏まえ、全国における再生可能エネルギーの開発利用計画を作成し、国務院に報告してその承認を受けた後に実施する。

国務院の関連部門は、全国における再生可能エネルギーの開発利用に関する中長期総量目標の実現に有利となる関連計画を制定しなければならない。

省、自治区及び直轄市人民政府においてエネルギー管理活動を行う部門は、本級人民政府の関連部門とともに、全国における再生可能エネルギーの開発利用計画及び本行政区域内における再生可能エネルギーの開発利用に関する中長期目標を踏まえ、本行政区域における再生可能エネルギーの開発利用計画を作成し、本級人民政府の承認を受けた後、国務院のエネルギー主管部門及び国家電力監督管理機構に報告・届出をし、ならびに実施を手配する。

承認を経た計画は公布しなければならない。但し、国が秘密を保持すべきであると規定する内容を除く。

承認を経た計画に修正を加える必要がある場合には、元の審査機関より承認を受けなければならない。

第9条 再生可能エネルギーの開発利用計画の作成にあたり、各地の実状に応じ、統一して計画して各方面に配慮し、合理的に配置し、秩序ある発展を図るという原則に則り、風力エネルギー、太陽エネルギー、水力エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー及び海洋エネルギーなど再生可能エネルギーの開発利用について統一手配を行う。計画内容には、発展目標、主な任務、区域配置、重点プロジェクト、

実施の進捗、周辺電力網の建設、サービスシステム及び保障措置などを含まなければならない。

編成を手配する機関は、関連する事業者、専門家及び公衆の意見を聴取し、科学的な論証をしなければならない。

### 第三章 産業指導及び技術サポート

第 10 条 国務院のエネルギー主管部門は、全国における再生可能エネルギーの開発利用計画に基づき、再生可能エネルギー産業の発展指導目録を制定し、公布する。

第 11 条 国務院標準化行政主管部門は、国の再生可能エネルギー電力網接続の技術基準及びその他全国範囲において技術要求を統一する必要がある再生可能エネルギー技術及び製品に関する国家基準を制定し、公布しなければならない。

前項に規定される国家基準において規定されていない技術要求については、国務院の関連部門は関連する業界基準を制定し、国務院の標準化行政主管部門に報告・届出をすることができる。

第 12 条 国は、再生可能エネルギーの開発利用に関する科学技術研究及び産業化への発展を、科学技術発展とハイテク技術産業の発展における優先的分野とし、国家科学技術の発展計画及びハイテク産業発展計画に組入れるとともに、資金を手配して再生可能エネルギーの開発利用に関する科学技術研究、適用モデル及び産業化発展をサポートし、再生可能エネルギーの開発利用に関する技術進歩を促進し、再生可能エネルギー製品の生産コストを引下げ、製品の品質を向上させる。

国務院の教育行政部門は、再生可能エネルギーに関する知識及び技術を普通教育及び職業教育課程に取入れなければならない。

### 第四章 普及及び応用

第 13 条 国は、再生可能エネルギーの電力網接続による発電を奨励する。

再生可能エネルギーの電力網接続による発電プロジェクトの建設にあたり、法律及び国務院の規定に基づき、行政許可を取得するか又は報告・送付して届出をしなければならない。

行政許可を取得すべき再生可能エネルギーの電力網接続による発電プロジェクトの建設にあたり、複数の者が同一プロジェクトについて許可を申請した場合、法により入札募集を通じて被許可人を確定しなければならない。

第14条 国は、再生可能エネルギー発電について保障性的な全額買取制度を実施する。

国務院のエネルギー主管部門は、国家電力監督管理機構及び国務院の財政部門とともに、全国における再生可能エネルギーの開発利用計画に基づき、計画期間において到達すべき再生可能エネルギー発電量が全ての発電量に占める比重を確定し、電力網企業が再生可能エネルギーを優先的に調整し、全額を買い取り発電することにかかる具体的な方法を制定し、ならびに国務院のエネルギー主管部門が国家電力監督管理機構とともに年度内に具体的に実施することを督促する。

電力網企業は、再生可能エネルギーの開発利用計画に基づいて建設され、法により行政許可を取得するか又は報告・送付届出済みである再生可能エネルギー発電企業との間で電力網接続協定を締結し、その電力網が網羅する範囲における電力網接続技術基準に合致する再生可能エネルギーの電力網接続による発電プロジェクトの電力網接続電力量を全額買取する。発電企業は、電力網企業に協力し、電力網の安全を保障する義務を有する。

電力網企業は、電力網の建設を強化し、再生可能エネルギー電力の配置範囲を拡大し、インテリジェンス電力網及びエネルギー備蓄などの技術を発展させ、これを応用し、電力網の運行管理をよりいっそう充実させ、再生可能エネルギー電力を吸収する能力を高め、再生可能エネルギー発電のために電力網接続サービスを提供する。

第15条 国は、電力網が網羅されていない地区における再生可能エネルギーの独立電力システムの建設をサポートし、現地における生産及び生活のために電力サービスを提供する。

第16条 国は、バイオマス燃料のクリーンでなお且つ効率の高い開発利用を奨励し、エネルギー作物の発展を奨励する。

バイオマス資源を利用して生産した天然ガス及び熱が、都市天然ガスパイプライン網及び熱パイプラインの接続に関する技術基準に合致する場合、天然ガスパイプライン網及び熱パイプラインを経営する企業は、その接続を受け入れなければならない。

国は、バイオ液体燃料の生産及び利用を奨励する。石油販売企業は、国务院のエネルギー主管部門又は省級人民法院の規定に基づき、国の基準に合致するバイオ液体燃料をその燃料販売システムに組入れなければならない。

第 17 条 国は、事業者及び個人が太陽エネルギー熱水システム、太陽エネルギー暖房・冷房システム及び太陽光発電システム等太陽エネルギーを利用するシステムを据付け、使用することを奨励する。

国务院の建設行政主管部門は、国务院の関連部門とともに、太陽エネルギーの利用システムと建築を結合させた技術経済政策及び技術規範を制定する。

不動産開発企業は、前項に規定する技術規範に基づき、建物の設計及び施工において、太陽エネルギー利用のために必要となる条件を提供しなければならない。

既に建設済みの建物について、住民はその品質及び安全に影響しないことを前提として、技術規範及び製品基準に合致した太陽エネルギー利用システムを据付けることができる。但し、当事者が別途約定している場合を除く。

第 18 条 国は、農村地区における再生可能エネルギーの開発利用を奨励し、サポートする。

県級以上の人民政府のエネルギー管理部門は、関連部門とともに、現地経済及び社会の発展、生態保護ならびに衛生面における総合統治の必要性など実際の状況に基づき、農村地区の再生可能エネルギーの発展計画を制定し、現地に即したメタンガスの応用などバイオマス資源への転化、個人住宅用太陽エネルギー、小型風力エネルギー及び小型水力エネルギーなどの技術を推進する。

県級以上の人民政府は、農村地区における再生可能エネルギーの利用プロジェクトに対して財政サポートを提供しなければならない。

## 第五章 価格管理及び費用補償

第 19 条 再生可能エネルギー発電プロジェクトの電力網接続電気価格について、国务院の価格主管部門より類型ごとに、再生可能エネルギー発電の特徴及び地区ごとの状況を踏まえ、再生可能エネルギーの開発利用の促進に有利となることならびに経済合理原則に基づいて確定し、再生可能エネルギーの開発利用技術の発展状況を踏まえて適時調整する。電力網接続電気価格は、公布しなければならない。

本法第 13 条第 3 項の規定に基づいて入札募集した再生可能エネルギー発電プロジェクトの電力網接続電気価格について、落札により確定された価格に照らして執行する。但し、前項の規定に基づいて確定した同類の再生可能エネルギー発電プロジェクトの電力網接続電気価格のレベルを上回ってはならない。

第 20 条 電力網企業が本法第 19 条の規定により確定された電力網接続電気価格に基づいて再生可能エネルギー電力量を買取るために発生する費用が、通常のエネルギー発電の平均電力網接続電気価格に照らして計算する発生費用を上回る差額については、全国範囲において、電力量の販売により徴収された再生可能エネルギー電気価格に付加して補償する。

第 21 条 電力網企業が再生可能エネルギー電量を買付けるために支払う合理的な電力網接続費用ならびにその他合理的な関連費用については、電力網企業の送電コストに組入れるとともに、販売電力価格から回収することができる。

第 22 条 国が投資又は補助して建設する公共再生可能エネルギーの独立電力システムの販売電気価格については、同一地区の分類販売電気価格を執行し、その合理的な運行及び管理費用が販売電気価格を超過する部分については、本法第 20 条の規定に基づいて補償する。

第 23 条 都市パイプラインに入る再生可能エネルギー熱力及び天然ガスの価格については、再生可能エネルギーの開発利用の促進に有利となることならびに経済合理原則に基づいて、価格管理権限に照らして確定する。

## 第六章 経済インセンティブ及び監督措置

第 24 条 国家財政は再生可能エネルギー発展基金を設立し、資金リソースには、国家財政が手配する年度特定項目資金及び法により徴収する再生可能エネルギー電気価格にかかる付加収入等を含む。

再生可能エネルギー発展基金は、本法第 20 条及び第 22 条に規定される差額費用の補償に用いるとともに、以下の事項に対するサポートに用いる。

- (一) 再生可能エネルギーを開発・利用した科学技術研究、基準制定及びモデル工事。
- (二) 農村、牧畜地区における再生可能エネルギー利用プロジェクト。
- (三) 僻地及び島における再生可能エネルギーの独立電力システムの建設。

(四) 再生可能エネルギーの資源探査、評価及び関連する情報システムの建設。

(五) 再生可能エネルギーの開発・利用設備の現地化生産の促進。

本法第 21 条に規定される電力網接続費用及びその他関連費用について、電力網企業が販売電力価格により回収することができない場合、再生可能エネルギー発展基金による補助を申請することができる。

再生可能エネルギーの発展基金の徴収・使用・管理に関する具体的な方法については、国務院の財政部門が国務院エネルギー主管部門及び価格主管部門より制定する。

第 25 条 国の再生可能エネルギー産業発展指導目録に組入れられ、貸付条件に合致する再生可能エネルギーの開発・利用プロジェクトについて、金融機関は財政利息補助のある優遇貸付を提供することができる。

第 26 条 国は、再生可能エネルギー産業発展指導目録に組入れられるプロジェクトについて、税収上の優遇を与える。具体的な方法は、国務院により規定する。

第 27 条 電力企業は、再生可能エネルギー発電に関する資料を真実とおり且つ完全に記載・保存し、電力監督機構による検査及び監督を受け入れなければならない。

電力監督管理機構が検査を行う場合、規定されるプロセスに従って進行し、検査を受ける事業者のために商業秘密及びその他秘密を保守しなければならない。

## 第七章 法的責任

第 28 条 国務院のエネルギー主管部門及び県級以上の地方人民政府のエネルギー管理部門及びその他関連部門が、再生可能エネルギーの開発・利用にかかる監督管理活動において、本法の規定に違反し、以下の行為の一つがあった場合には、本級人民政府又は上級人民政府の関連部門より是正を命じ、責任を負う主要管理者とその他直接責任者については、法により行政処分に処し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

(一) 法に基づく行政許可決定を行わなかった場合。

(二) 違法行為を発見したにもかかわらず、調査・処理をしなかった場合。

(三) 法に基づく監督管理職責を履行しないその他行為があった場合。

第 29 条 本法第 14 条の規定に違反し、電力網企業が規定とおりに再生可能エネルギー電量の買付を完成せず、再生可能エネルギー発電企業に経済損失をもたらした場合、

賠償責任を負わなければならない。ならびに、国家電力監督管理機構より期限付きで是正を命じ、是正を拒否した場合には、再生可能エネルギー発電企業にもたらした経済損失の1倍以下の罰金に処す。

第30条 本法第16条第2項の規定に違反し、天然ガスパイプライン及び熱力パイプラインの経営企業が、電力網接続の技術基準に合致している天然ガス及び熱力を接続させることを許可しなかったために、天然ガス及び熱力の生産企業に経済損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。ならびに、省級人民政府のエネルギー管理部門より期限付きで是正を命じ、是正を拒否した場合には、天然ガス及び熱力の生産企業にもたらした経済損失の1倍以下の罰金に処す。

第31条 本法第16条第3項の規定に違反し、石油販売企業が規定とおりに国家基準に合致するバイオ液体燃料をその燃料販売システムに組入れなかったために、バイオ液体燃料生産企業に経済損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。ならびに、国务院のエネルギー主管部門又は省級人民政府のエネルギー管理部門より期限付きで是正を命じ、是正を拒否した場合には、バイオ液体燃料生産企業にもたらした経済損失の1倍以下の罰金に処す。

## 第八章 附 則

第32条 本法における以下の用語の語義は、以下のとおりとする。

(一) バイオマスエネルギーとは、自然界の植物、糞便及び都市・郷村の有機廃物を利用して転成したエネルギーをいう。

(二) 再生可能エネルギーの独立電力システムとは、電力網と接続せずに単独で運行する再生可能エネルギーの電力システムをいう。

(三) エネルギー作物とは、専門的な栽培を経て、エネルギー原料として提供される草本植物及び木本植物をいう。

(四) バイオ液体燃料とは、バイオマス資源を利用して生産するメタノール、アルコール及びバイオディーゼルなど液体燃料をいう。

第33条 本法は、2006年1月1日より施行する。

## 中華人民共和国主席令

### 第 15 号

『中華人民共和国統計法』は、中華人民共和国第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 9 回会議にて 2009 年 6 月 27 日に既に採択されている。ここに、修正後の『中華人民共和国統計法』を公布し、2010 年 1 月 1 日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦涛

2009 年 6 月 27 日

## 中華人民共和国統計法

1983 年 12 月 8 日第 6 期全国人民代表大会常務委員会第 3 回会議採択

1996 年 5 月 15 日第 8 期全国人民代表大会常務委員会第 19 回会議『「中華人民共和国統計法」の改正に関する決定』改正

2009 年 6 月 27 日第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 9 回会議改正

### 目 次

第一章 総則

第二章 統計調査管理

第三章 統計資料の管理及び公布

第四章 統計機構及び統計人員

第五章 監督検査

第六章 法律責任

第七章 附則

### 第 1 章 総則

第 1 条 統計業務を科学的かつ有効に組織し、統計資料の真実性、正確性、完全性及び適時性を保障し、国情・国力の理解及び経済社会の発展への服務における統計の重要な役割を發揮させ、なお且つ社会主義現代化建設事業の発展を促進するため、本法を制定する。

第2条 本法は、各級の人民政府、県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門が実施を組織する統計活動に適用される。

統計の基本任務は、経済社会の発展状況について統計調査及び統計分析をし、統計資料及び統計コンサルティング意見を提供し、統計監督を実行することである。

第3条 国は、集中して統一された統計システムを確立し、統一指導及び分級責任の統計管理体制を実行する。

第4条 国務院、地方各級の人民政府及び各関係部門は、統計業務に対する組織・指導を強化し、統計業務のため必要な保障を提供しなければならない。

第5条 国は、統計の科学的研究を強化し、科学的な統計指標システムを健全化し、統計調査方法を弛まず改良し、統計の科学性を向上させる。

国は、統計情報化建設を計画的に強化し、統計情報の収集、処理、伝送及び共有、メモリ技術及び統計データベースシステムの現代化を推進する。

第6条 統計機構及び統計人員は、本法の規定により統計調査、統計報告及び統計監督の職権を独立して行使し、侵害を受けない。

地方各級の人民政府、政府統計機構及び関係部門並びに各事業者の責任者は、統計機構及び統計人員が法により収集し、整理した統計資料を自ら変更してはならず、如何なる方式により、統計機構及び統計人員並びにその他の機構及び人員に統計資料を偽造し、又は改ざんするよう要求してはならず、法により職責を履行し、又は統計違法行為を拒絶し、若しくは制止する統計人員に対し打撃・報復してはならない。

第7条 国家機関、企業・事業者その他の組織並びに個人経営者及び個人等の統計調査対象は、必ず本法及び国の関係規定により、真実、正確、完全かつ適時に統計調査に必要な資料を提供しなければならない。真実でなく、又は完全でない統計資料を提供してはならず、統計資料の報告を遅滞し、又は報告を拒絶してはならない。

第8条 統計業務については、社会公衆の監督を受けなければならない。いかなる事業者及び個人も、統計における虚偽を弄する等の違法行為を摘発する権利を有する。

摘発に功績のあった事業者及び個人に対しては、表彰及び報酬を与えなければならない。

第9条 統計機構及び統計人員は、統計業務において知り得た国家機密、商業秘密及び個人情報について、秘密保持しなければならない。

第10条 いかなる事業者及び個人も、虚偽の統計資料を利用して荣誉称号、物質的利益又は職務昇進を騙取してはならない。

## 第2章 統計調査管理

第11条 統計調査項目には、国家統計調査項目、部門統計調査項目及び地方統計調査項目が含まれる。

「国家統計調査項目」とは、全国的基本状況の統計調査項目をいう。「部門統計調査項目」とは、国務院の関係部門の専門的統計調査項目をいう。「地方統計調査項目」とは、県級以上の地方人民政府及びその部門の地方的な統計調査項目をいう。

国家統計調査項目、部門統計調査項目及び地方統計調査項目は、明確に分掌し、相互に連結しなければならない、重複してはならない。

第12条 国家統計調査項目は、国家統計局がこれを制定し、又は国家統計局及び国務院の関係部門が共同して制定し、国務院に届出る。重大な国家統計調査項目については、国務院に報告し審査承認を受ける。

部門統計調査項目は、国務院の関係部門がこれを制定する。統計調査対象が当該部門の管轄系統に属する場合には、国家統計局に届出る。統計調査対象が当該部門の管轄系統を超える場合には、国家統計局に報告し審査承認を受ける。

地方統計調査項目は、県級以上の地方人民政府の統計機構及び関係部門がそれぞれ制定し、又は共同して制定する。そのうち、省級の人民政府の統計機構が単独で制定し、又は関係部門と共同して制定する場合には、国家統計局に報告し審査承認を受ける。省級以下の人民政府の統計機構が単独で制定し、又は関係部門と共同して制定する場合には、省級の人民政府の統計機構に報告し審査承認を受ける。県級以上の地方人民政府の関係部門が制定する場合には、当該級の人民政府の統計機構に報告し審査承認を受ける。

第 13 条 統計調査項目の審査承認機関は、調査項目の必要性、実行可能性及び科学性について審査をしなければならず、法定条件に合致するものについては、承認する旨の書面による決定をし、なお且つ公布する。法定条件に合致しないものについては、承認しない旨の書面による決定をし、なお且つ理由を説明する。

第 14 条 統計調査項目を制定する場合には、同時に当該項目の統計調査制度を制定し、なお且つ本法第 12 条の規定により一括して報告し審査承認又は届出・記録を経なければならない。

統計調査制度には、調査目的、調査内容、調査方法、調査対象、調査組織方式、調査様式及び統計資料の報告・送付及び公布等について規定をしなければならない。

統計調査は、統計調査制度に従い実施を組織しなければならない。統計調査制度の内容を変更する場合には、元の審査承認機関の承認又は元の届出機関の届出を経なければならない。

第 15 条 統計調査表には、表番号、制定機関、承認又は届出文書番号及び有効期間等の標識を表示しなければならない。

前項所定の標識が表示されておらず、又は有効期間を超える統計調査表については、統計調査対象は記入を拒絶する権利を有し、県級以上の人民政府の統計機構は法により関係する統計調査活動を停止するよう命じなければならない。

第 16 条 統計資料を収集し、整理する場合には、周期的普遍調査を基礎として、経常的抽出調査を主体とし、全面調査及び重点調査等の方法を総合的に運用し、なお且つ行政記録等の資料を十分に利用しなければならない。

重大な国情・国力普遍調査については、国務院が統一的に指導し、国務院及び地方人民政府が統計機構及び関係部門を組織して共同して実施させる。

第 17 条 国は、統一的統計標準を制定し、統計調査に採用される指標の定義、計算方法、分類目録、調査様式及び統計編成番号等の標準化を保障する。

国家統計標準は、国家統計局がこれを制定し、又は国家統計局及び国務院の標準化主管部門が共同して制定する。

国務院の関係部門は、補充的な部門統計標準を制定し、国家統計局に報告し審査承

認を受けることができる。部門統計標準は、国家統計標準と抵触してはならない。

第 18 条 県級以上の人民政府の統計機構は、統計任務の必要に基づき、統計調査対象においてコンピュータネットワークの使用を普及させて統計資料を報告・送付させることができる。

第 19 条 県級以上の人民政府は、統計業務に必要な経費を財政予算に組み入れなければならない。

重大な国情・国力普遍調査に必要な経費は、国务院及び地方人民政府が共同してこれを負担し、相応する年度の財政予算に組み入れ、期日どおりに割当て、確実な割当を確保する。

### 第 3 章 統計資料の管理及び公布

第 20 条 県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門並びに郷及び鎮の人民政府は、国の関係規定に従い統計資料の保存及び管理制度を確立し、統計情報共有メカニズムを確立して健全化しなければならない。

第 21 条 国家機関、企業・事業者及びその他の組織等の統計調査対象は、国の関係規定に従い元の始記録及び統計台帳を設置し、統計資料の審査、署名、引継ぎ及び档案保存等の管理制度を確立して健全化しなければならない。

統計資料の審査及び署名人員は、自らが審査し、署名する統計資料の真実性、正確性及び完全性に対し責任を負わなければならない。

第 22 条 県級以上の人民政府の関係部門は、当該級の人民政府の統計機構に対し統計に必要な行政記録資料及び国民経済計算に必要な財務資料、財政資料及びその他の資料を遅滞なく提供し、なお且つ統計調査制度の規定に従い当該級の人民政府の統計機構に対し自らが統計調査の実施を組織して取得した関係資料を遅滞なく報告・送付しなければならない。

県級以上の人民政府の統計機構は、当該級の人民政府の関係部門に対し関係する統計資料を遅滞なく提供しなければならない。

第 23 条 県級以上の人民政府の統計機構は、国の関係規定に従い、統計資料を定期的に公布する。

国家統計データは、国家統計局の公布するデータを基準とする。

第 24 条 県級以上の人民政府の関係部門が統計調査により取得した統計資料は、当該部門が国の関係規定に従いこれを公布する。

第 25 条 統計調査において取得した、単独の統計調査対象の身分を識別し、又は推定することのできる資料については、いかなる事業者及び個人も、対外的に提供し、又は漏洩してはならず、統計以外の目的に用いてはならない。

第 26 条 県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門が統計調査により取得した統計資料については、法により秘密保持しなければならない場合を除き、遅滞なく公開し、社会公衆の照会に供しなければならない。

#### 第 4 章 統計機構及び統計人員

第 27 条 国務院は、国家統計局を設立し、法により全国の統計業務を組織・指導させ、調整させる。

国家統計局が業務の必要に基づき設立する派出調査機構は、国家統計局の割当てる統計調査等の任務を引き受ける。

県級以上の地方人民政府は独立した統計機構を設立し、郷及び鎮の人民政府は統計業務職位を設置し、専任又は兼任の統計人員を配備し、法により統計業務を管理させ、展開させ、統計調査を実施させる。

第 28 条 県級以上の人民政府の関係部門は、統計任務の必要に基づき統計機構を設立し、又は関係機構において統計人員を設置し、なお且つ統計責任者を指定し、法により当該部門の職責範囲内の統計業務を組織させ、管理させ、統計調査を実施させ、統計業務において当該級の人民政府の統計機構の指導を受けさせる。

第 29 条 統計機構及び統計人員は、法により職責を履行し、統計資料を事実とおりに収集し、報告・送付しなければならないが、統計資料を偽造し、又は改ざんしてはならず、

如何なる方式により、いかなる事業者及び個人にも真実でない統計資料を提供するよう要求してはならず、本法の規定に違反するその他の行為があつてはならない。

統計人員は、事実に基づき真実を求めるということを堅持し、職業道徳を厳守し、自らが収集し、審査し、入力する責任を負う統計資料と統計調査対象が報告・送付する統計資料との一致性に対し責任を負わなければならない。

第 30 条 統計人員は、統計調査をする際には、統計と関係する問題について関係人員に質問し、当該関係人員に關係状況及び資料を事実とおりに提供し、なお且つ真実でなく、又は正確でない資料を是正するよう要求する権利を有する。

統計人員は、統計調査をする際には、県級以上の人民政府の統計機構又は關係部門が発行する業務証書を提示しなければならない。提示しない場合には、統計調査対象は、調査を拒絶する権利を有する。

第 31 条 国は、統計専門業務技術職務資格試験及び評価招聘制度を實行し、統計人員の専門業務素質を向上させ、統計隊列の安定性を保障する。

統計人員は、自らが従事する統計業務に適應する専門業務知識及び業務能力を有さなければならない。

県級以上の人民政府の統計機構及び關係部門は、統計人員に対する専門業務養成訓練及び職業道徳教育を強化しなければならない。

## 第 5 章 監督検査

第 32 条 県級以上の人民政府及びその監察機關は、下級の人民政府、当該級の人民政府の統計機構及び關係部門が本法を執行する状況について、監督を實施する。

第 33 条 国家統計局は、全国統計業務の監督検査を組織・管理し、重大な統計違法行為を調査・処理する。

県級以上の地方人民政府の統計機構は、法により当該行政区域において発生した統計違法行為を調査・処理する。ただし、国家統計局の派出する調査機構が実施を組織する統計調査活動において発生した統計違法行為については、当該統計調査の実施を組織する調査機構が調査・処理に責任を負う。

法律又は行政法規に、關係部門による統計違法行為の調査・処理について別段の規

定がある場合には、当該規定に従う。

第 34 条 県級以上の人民政府の関係部門は、当該級の人民政府の統計機構が統計違法行為を調査・処理するのに積極的に協力し、当該級の人民政府の統計機構に対し統計違法事件に関係する資料を遅滞なく移送しなければならない。

第 35 条 県級以上の人民政府の統計機構は、統計違法行為を調査し、又は統計データを審査する際には、次に掲げる措置を講ずる権限を有する。

- (1) 統計検査照会状を発送し、検査対象に対し関係事項を照会する。
- (2) 検査対象に関係する元の始記録及び証憑、統計台帳、統計調査表、会計資料ならびにその他の関連する証明及び資料を提供するよう要求する。
- (3) 検査と関係する事項について関係人員に質問する。
- (4) 検査対象の業務場所及び統計データ処理情報システムに入って検査及び照合をする。
- (5) 当該機構の責任者の承認を経て、検査対象の関係する元の始記録及び証憑、統計台帳、統計調査表、会計資料ならびにその他の関連する証明及び資料を登記保存する。
- (6) 検査事項と関係する状況及び資料について、記録、録音、録画、撮影及び複製をする。

県級以上の人民政府の統計機構が監督検査をする際には、監督検査人員は、2名を下回ってはならず、なお且つ法律執行証書を提示しなければならない。提示しない場合には、関係事業者及び個人は、検査を拒絶する権利を有する。

第 36 条 県級以上の人民政府の統計機構が監督検査職責を履行する際には、関係事業者及び個人は、状況を事実とおりに反映し、関連する証明及び資料を提供しなければならない。検査を拒絶し、又は妨害してはならず、原始記録及び証憑、統計台帳、統計調査表、会計資料その他の関連する証明及び資料を移転し、隠匿し、改ざんし、又は破棄してはならない。

## 第 6 章 法律責任

第 37 条 地方人民政府、政府統計機構若しくは関係部門又は事業者の責任者に次に掲

げる行為の1つがある場合には、任免機関又は監察機関が法により処分をし、なお且つ県級以上の人民政府の統計機構が通報する。

(1) 統計資料を自ら修正し、又は虚偽の統計データを作成したとき。

(2) 統計機構若しくは統計人員又はその他の機構若しくは人員に統計資料を偽造し、又は改ざんするよう要求したとき。

(3) 法により職責を履行し、又は統計違法行為を拒絶し、若しくは制止する統計人員に対し打撃・報復したとき。

(4) 当該地方、当該部門又は当該事業者に発生した重大な統計違法行為について観察をしないとき。

第38条 県級以上の人民政府の統計機構又は関係部門に、統計調査活動の実施組織において次に掲げる行為の1つがある場合には、当該級の人民政府、上級の人民政府の統計機構又は当該級の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、通報する。直接に責任を負う主管人員及びその他の直接責任人員に対しては、任免機関又は監察機関が法により処分をする。

(1) 承認を経ずに無断で統計調査の実施を手配したとき。

(2) 承認を経ずに無断で統計調査制度の内容を変更したとき。

(3) 統計資料を偽造し、又は改ざんしたとき。

(4) 統計調査対象又はその他の機構若しくは人員に真実でない統計資料を提供するよう要求したとき。

(5) 統計調査制度の規定どおりに関係資料を報告・送付しないとき。

統計人員に、前項第(3)号ないし第(5)号に掲げる行為の1つがある場合には、是正するよう命じ、法により処分をする。

第39条 県級以上の人民政府の統計機構又は関係部門に次に掲げる行為の1つがある場合には、直接的に責任を負う主管人員及びその他の直接責任人員に対し、任免機関又は監察機関が法により処分をする。

(1) 統計資料を違法に公布したとき。

(2) 統計調査対象の商業秘密若しくは個人情報情報を漏洩し、又は統計調査において取得した単独の統計調査対象の身分を識別し、若しくは推定することのできる資料を提供し、若しくは漏洩したとき。

(3) 国の関係規定に違反し、統計資料の毀損又は滅失をもたらしたとき。

統計人員に前項に掲げる行為の1つがある場合には、法により処分をする。

第40条 統計機構又は統計人員が国家機密を漏洩した場合には、法により法律責任を追及する。

第41条 統計調査対象とする国家機関、企業・事業者及びその他の組織に、次に掲げる行為の1つがある場合には、県級以上の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、警告を与え、通報することができる。その直接的に責任を負う主管人員及びその他の直接責任人員が国家機関職員である場合には、任免機関又は監察機関が法により処分をする。

(1)統計資料の提供を拒絶し、又は催告を経た後になお期日どおりに統計資料を提供しないとき。

(2)真実でなく、又は完全でない統計資料を提供したとき。

(3)統計検査照会状に対する回答を拒否し、又は事実とおりに回答しないとき。

(4)統計調査又は統計検査を拒絶し、若しくは妨害したとき。

(5)元の始記録若しくは証憑、統計台帳、統計調査表その他の関連する証明若しくは資料を移転し、隠匿し、改ざんし、破棄し、又は提供を拒絶したとき。

企業・事業者及びその他の組織に前項に掲げる行為の1つがある場合には、5万元以下の罰金を併科することができる。事案が重大である場合には、5万元以上20万元以下の罰金を併科する。

個人経営者に第1項に掲げる行為の1つがある場合には、県級以上の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、警告を与え、1万元以下の罰金を併科することができる。

第42条 統計調査対象とする国家機関、企業・事業者及びその他の組織が統計資料の報告を遅滞し、又は国の関係規定どおりに元の始記録又は統計台帳を設置しない場合には、県級以上の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、警告を与える。

企業・事業者及びその他の組織に前項に掲げる行為の1つがある場合には、1万元以下の罰金を併科することができる。

個人経営者が統計資料の報告を遅滞した場合には、県級以上の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、警告を与え、1,000元以下の罰金を併科することができる。

第43条 県級以上の人民政府の統計機構は、統計違法行為を調査・処理する際に、関

係する国家機関職員に対し法により処分をすべきであると認める場合には、処分をする旨の提言を行わなければならない。当該国家機関職員の任免機関又は監察機関は、法により遅滞なく決定をし、なお且つ結果を県級以上の人民政府の統計機構に書面により通知しなければならない。

第 44 条 統計調査対象とする個人が重大な国情・国力普遍調査活動において統計調査を拒絶し、若しくは妨害し、又は真実でなく、若しくは完全でない普遍調査資料を提供した場合には、県級以上の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、批判教育する。

第 45 条 本法の規定に違反し、虚偽の統計資料を利用して荣誉称号、物質的利益又は職務昇進を騙取した場合には、その虚偽の統計資料をねつ造し、又は他人に虚偽の統計資料をねつ造するよう要求した行為に対し法により法律責任を追及するほか、関係する決定をした機関、その上級機関又は監察機関がその荣誉称号を取り消し、取得した物質的利益を追徴し、昇級した職務を取り消す。

第 46 条 当事者は、県級以上の人民政府の統計機構が下した行政処罰決定について不服である場合には、法により行政再議を申立て、又は行政訴訟を提起することができる。そのうち、国家統計局が省、自治区及び直轄市において派出する調査機構の下した行政処罰決定について不服であるときは、国家統計局に対し行政再議を申立てる。国家統計局の派出するその他の調査機構が下した行政処罰決定について不服であるときは、国家統計局が当該派出機構の所在する省、自治区及び直轄市において派出する調査機構に対し行政再議を申立てる。

第 47 条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

## 第 7 章 附則

第 48 条 本法にいう「県級以上の人民政府の統計機構」とは、国家統計局、その派出する調査機構及び県級以上の地方人民政府の統計機構を指す。

第 49 条 民間統計調査活動の管理弁法は、国务院がこれを制定する。

中華人民共和国国外の組織及び個人は、中華人民共和国国内において統計調査活動をする必要のある場合には、国務院の規定に従い審査認可を申請しなければならない。

統計調査を利用して国の安全に危害を及ぼし、社会公共利益を損ない、又は詐欺活動をした場合には、法により法律責任を追究する。

第 50 条 本法は、2010 年 1 月 1 日より施行する。

中華人民共和国主席令

第 19 号

『中華人民共和国外国駐在外交官法』は、2009年10月31日の中華人民共和国第11期全国人民代表大会常務委員会第11回会議において採択され、ここに公布し、2010年1月1日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦涛

2009年10月31日

中華人民共和国外国駐在外交官法

(2009年10月31日第11期全国人民代表大会常務委員会第11回会議にて採択)

目 次

- 第1章 総 則
- 第2章 職責、条件、義務及び権利
- 第3章 職務及び階級
- 第4章 館 長
- 第5章 派遣、召還
- 第6章 審査、研修及び交流
- 第7章 奨励及び懲戒
- 第8章 賃金及び福利
- 第8章 配偶者及び子女
- 第10章 附 則

第1章 総 則

第1条 質の高い外国駐在外交官組織を作り、外国駐在外交機構が法に基づいて職責を履行することを保証し、外国駐在外交官の管理を規範化して、外国駐在外交官の合法的な権利と利益を保障するため、憲法及び公務員法に基づき、本法を制定する。

第2条 本法にいう外国駐在外交官とは、中華人民共和国の外国駐在外交機構にて外交、領事等の業務に従事し、外国駐在にかかる行政編制を使用し、外交上の階級を有する要員を指す。

本法にいう外国駐在外交機構とは、中華人民共和国の外国駐在大使館、領事館及び国連等の政府間国際組織に常駐する代表団等の代表機構を指す。

外国駐在外交官の義務、権利及び管理については、本法を適用する。本法に定めなき部分は、公務員法の規定を適用する。

第3条 外国駐在外交官は、法に基づき職責を履行し、法律の保護を受ける。

第4条 外交部は、外国駐在外交機構の業務を統一的に指導し、その他の派遣部門と共同で、外国駐在外交官に対する管理を実施する。

## 第2章 職責、条件、義務及び権利

第5条 外国駐在外交官は、職務及び業務の分担に基づいて、下記の職責を履行しなければならない。

- (1) 国の主権、安全、荣誉及び利益を維持・保護する。
- (2) 国の外交方針・政策を貫徹し、執行する。
- (3) 国を代表して外交交渉を提議する。
- (4) 中国と駐在国との間の関係を発展させ、国際組織活動に参加し、2国間及び多国間の友好交流及び協力を促進する。
- (5) 中国公民及び法人の、国外における正当な権利及び利益を維持・保護する。
- (6) 駐在国の状況及び関係する地区、国際情勢を報告する。
- (7) 中国の状況及び内外政策を紹介し、駐在国及び世界の中国に対する理解を高める。
- (8) 外交官又は領事としてのその他の職責を履行する。

特命全権大使とは、駐在国における中華人民共和国の代表である。

第6条 外国駐在外交官は、下記の条件を具備していなければならない。

- (1) 中華人民共和国の国籍を有すること。
- (2) 満23歳以上であること。
- (3) 中華人民共和国憲法を擁護すること。
- (4) 優良な政治的素養を備え、品行方正であること。
- (5) 業務遂行に必要な専門知識、業務能力及び言語能力を有すること。
- (6) 国外に駐在するための身体的条件、精神力及び適応能力を有すること。

(7) 法律により定められるその他の条件。

第7条 下記に掲げる各号の一つがある場合、外国駐在外交官として任用してはならない。

- (1) 犯罪により刑事処罰を受けたことがある者。
- (2) 公職を追放されたことがある者。
- (3) 国家機関から解雇されたことがある者。
- (4) 外国の長期在留許可又は永住権を持つ者。
- (5) 外国国籍、外国の長期在留許可又は永住権を有する配偶者を持つ者。
- (6) 外国駐在外交官として任用してはならないその他の理由がある者。

第8条 外国駐在外交官は下記の義務を履行しなければならない。

- (1) 祖国及び人民に忠誠を尽くし、国の尊厳を維持・保護する。
- (2) 中華人民共和国憲法及び法律に忠誠を尽くし、駐在国の法律及び風俗習慣を尊重する。
- (3) 職務に忠誠を尽くし、勤勉に職責を履行し、各任務を完遂する。
- (4) 派遣部門による指揮に従い、外国駐在外交機関の規則制度及び業務規律を遵守する。
- (5) 国家機密及び業務上の秘密を厳守する。
- (6) 外国駐在期間において辞職してはならない。
- (7) 規定に従い、外国駐在外交機構及び派遣部門へ個人の重要事項を報告する。
- (8) 法律により定められるその他の義務。

第9条 外国駐在外交官は、下記の権利を享受する。

- (1) 職責を履行するために備わるべき業務条件を獲得する権利。
- (2) 国外に常駐して業務を行い、生活するに相応な賃金福利保険待遇を獲得する権利。
- (3) 外国駐在業務期間において解雇されない権利。
- (4) 派遣前及び外国駐在期間において研修に参加する権利。
- (5) 法律により定められるその他の権利。

第10条 外国駐在外交官は、中華人民共和国が締結しているか参加している国際条約に基づいて、外国駐在期間においては相応の特権及び免除権を享受する。

外国駐在外交官は特権及び免除権を濫用してはならず、また許可なく特権及び免除権を放棄してはならない。

### 第3章 職務及び階級

第11条 外国駐在外交官の職務は、外交職と領事職に分けられる。

外交職は、特命全権大使、代表、副代表、公使、公使級参事官、参事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官、随員に分けられる。

領事職は、総領事、副総領事、領事、副領事、領事随員に分けられる。

第12条 外国駐在外交官には、外交階級制度を導入する。

外交官の階級には、以下の7級を設ける。

大使級、公使級、参事官級、一等書記官級、二等書記官級、三等書記官級、随員級。

外国駐在外交官の外交階級は、その外国駐在外交機構の中で担当する職務、公務員の職務等級及び外交業務の必要性に基づいて確定される。

第13条 外交職と外交階級の基本的な対応関係は、以下のとおりである。

- (1) 特命全権大使：大使級。
- (2) 代表、副代表：大使級、公使級、参事官級。
- (3) 公使、公使級参事官：公使級。
- (4) 参事官：参事官級。
- (5) 一等書記官：一等書記官級。
- (6) 二等書記官：二等書記官級。
- (7) 三等書記官：三等書記官級。
- (8) 随員：随員級。

第14条 領事職と外交階級の基本的な対応関係は、以下のとおりである。

- (1) 総領事：大使級、公使級、参事官級。
- (2) 副総領事：参事官級。
- (3) 領事：参事官級、一等書記官級、二等書記官級。
- (4) 副領事：三等書記官級、随員級。
- (5) 領事随員：随員級。

第15条 外国駐在外交官の職務と外交階級及び公務員の職務等級の対応関係について

ては、別途定める。

第 16 条 外国駐在外交官の職務は、下記に掲げた権限に基づいて決定する。

(1) 特命全権大使及び代表、副代表が特命全権大使となる場合、全国人民代表大会常務委員会により決定される。

(2) 前項以外の代表、副代表は、国務院により決定される。

(3) 総領事は、外交部により決定される。

(4) 公使、公使級参事官、参事官、副総領事及びその他の外国駐在外交官の職務は、外交部又はその他の派遣部門により決定される。その中で、三等書記官、副領事以下の職務については、外国駐在期間に、外国駐在外交機構が決定する。

第 17 条 外交階級は、下記に掲げた権限に基づき承認・授与する。

(1) 大使級は、国務院総理により承認・授与する。

(2) 公使級、参事官級は、外交部又はその他の派遣部門により承認し、外交部部長(大臣)により授与する。

(3) 一等書記官級、二等書記官級は、派遣時においては、派遣部門により承認・授与し、外国駐在期間においては、派出部門が外国駐在外交機構の意見に基づいて承認・授与する。

(4) 三等書記官級、随員級は、派遣時は、派遣部門により承認・授与し、外国駐在期間においては、外国駐在外交機構が承認・授与する。

第 18 条 外国駐在外交官を三等書記官、副領事及び相応する階級に昇官させる場合、規定の昇官条件、期限に基づいて、本法第 16 条、第 17 条が定める権限によりそれぞれ 1 階級ごとに昇官させる。審査を経て昇官条件を備えていないという審査結果が出た場合は、外国駐在機構の意見に基づき、派遣部門の承認を経て、昇官を延期する。

外国駐在外交官を二等書記官、一等書記官、参事官、公使級参事官、公使又は領事、副総領事及び相応の階級に昇官させる場合、昇官条件、期限及び外国駐在外交機構が提議した昇官意見に基づいて、本法第 16 条、第 17 条が定める権限により、優秀者をそれぞれ 1 階級ごとに昇官させる。

外国駐在外交官の職務及び階級を昇官させる場合の条件、期限は別途定める。

第 19 条 外国駐在外交官が処分を受けている期間においては、その職務及び階級の昇官はしない。

第 20 条 外国駐在外交官が降格、免職処分を受けた場合、規定に基づいて階級を降

格させなければならない。階級の降格は、随員には適用されない。

外国駐在外交官が離任して帰国した場合、その階級もこれに対応して終了する。外交業務に確かに必要である場合は、留保することもできる。具体的な方法は、外交部と国務院の関連部門が共同で別途定める。

## 第4章 館長

第21条 館長とは、外国駐在外交機構の行政長官である。特命全権大使が大使館の館長となる。代表は、国連等政府間の国際組織に常駐する代表機構の館長とする。総領事は、総領事館の館長である。領事は、領事館の館長である。

外国駐在外交機構は、館長責任制を実行する。館長が、外国駐在外交機構の各業務を統一的に指導する。

第22条 館長が欠員になるか何らかの事情により職務を執り行うことができない場合、指定された要員が館長を代行して職責を行使する。

第23条 館長は、派遣部門に対し、着任及び離任にかかる書面報告を提出しなければならない。

館長は、期限とおりに帰国し、業務報告を提出しなければならない。

## 第5章 派遣、召還

第24条 特命全権大使及び代表、副代表が特命全権大使となる場合、中華人民共和国主席が、全国人民代表大会常務委員会の決定により派遣・召還する。

前項以外の代表、副代表は、国務院又は派遣部門が派遣・召還する。

その他の外国駐在外交官は、外交部又はその他の派遣部門が派遣・召還する。

第25条 外国駐在外交官については任期制度を導入する。業務の必要性に応じて、派遣部門の承認を受けて、外国駐在外交官の勤務期間を適切に短縮又は延長することができる。

第26条 外国駐在外交官に下記に掲げる各号の一つがある場合、事前に召還しなければならない。

- (1) 他の職務を手配された場合。
- (2) 職責を履行できない場合。
- (3) 法律に触れたり、規律に著しく違反した場合。
- (4) 配偶者が外国籍、外国の長期在留許可又は永住権を取得した場合。
- (5) 外国駐在外交機構において業務を継続するに適さないその他の状況。

第 27 条 国は必要に応じて、関連する外国駐在外交機構の一部の要員又は全ての要員を緊急に召還又は撤収することができる。

## 第 6 章 審査、研修及び交流

第 28 条 外国駐在外交官に対する審査は、日常審査と定期審査に分けられ、外国駐在外交機構又は派遣部門により国の規定に従って実施される。

外国駐在外交官に対する審査については、その担当する職責及び任務を基本的な根拠とし、道徳、能力、勤務態度、成績、清廉さについて全面的に審査し、業務実績を重点的に審査する。

審査の結果について、これを、外国駐在外交官の職務、階級、等級、賃金の調整における根拠ならびに外国駐在外交官に対する奨励や研修等の実施における根拠とする。

第 29 条 派遣前及び外国駐在期間において、業務職責上の要求に従い、外国駐在外交官に対して勤務研修及び専門研修を行わなければならない。

第 30 条 外国駐在外交官は、外国駐在外交機構の間で職務上の交流を行わなければならない。業務の必要に応じて、派遣部門又はその他の機関との間で勤務交流を行うことも可能である。

第 31 条 外国駐在外交官の研修状況及び勤務交流の経歴は、これを審査内容に組み入れる。

## 第 7 章 奨励及び懲戒

第 32 条 外国駐在外交機構又は外国駐在外交官に、以下に掲げる各号の一つがある場合、法に基づいて奨励する。

- (1) 国の主権、安全、名誉及び利益を擁護するために、重大な貢献をしたとき。
- (2) 中国公民及び法人の、国外における人身、財産の保全又はその他の正当な権利と利益を維持・擁護するために、際立った貢献をしたとき。
- (3) 重大な突発事件に対応する際、重大な貢献をしたとき。
- (4) 戦乱など特定の困難な状況において、際立った業績を上げたとき。
- (5) 国家機密を保護するために、際立った貢献をしたとき。
- (6) 規律を遵守し、清廉潔白に奉公し、行為や態度が真面目で、業務処理が公正であり、際立った模範的効果をもたらしたとき。
- (7) 職務に精励し責任を果たし、業績が際立っているとき。
- (8) その他の優れた行動により、奨励をおこなうべきとき。

第 33 条 外国駐在外交官に、下記に掲げる各号の一つがある場合、法に基づいて相応に処分する。犯罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

- (1) 国の主権、安全、名誉及び利益を損なったとき。
- (2) みだりに外国駐在外交機構から離れたとき。
- (3) 国家機密又は業務上の秘密を漏洩したとき。
- (4) 職務上の役得を利用して、自己又は他人のために私利を謀ったとき。
- (5) 営利活動に従事又は参与し、企業又はその他営利組織で兼職したとき。
- (6) 職責を軽んじ、業務判断を誤ったとき。
- (7) 派遣命令に従わず、派遣先の職場で業務を行うことを拒否したとき。
- (8) その他違法又は規律違反の行為を行ったとき。

第 34 条 外交部又はその他の派遣部門は、法律に定める権限及びプロセスに従って外国駐在外交機構に対して奨励を行い、外国駐在外交官に奨励又は懲戒を与える。

## 第 8 章 賃金及び福利

第 35 条 外国駐在外交官に対しては、職務、階級及び等級を踏まえた外国駐在賃金制度を導入する。

第 36 条 国は、外国駐在外交官賃金調整メカニズムを作り上げ、外国駐在外交官の賃金及び生活待遇を適宜調整する。

第 37 条 外国駐在外交官は、国の定めに基づいて手当、補助金を受け取る。

第 38 条 国は、外国駐在外交官に必要な医療保障及び安全措置を提供し、関連する規定に従い、必要となる人身傷害保険に加入させる。

第 39 条 外国駐在外交官は、国が定める年次有給休暇及び任期の長短に合わせた休暇を享受する。

## 第 9 章 配偶者及び子女

第 40 条 外国駐在外交官は、婚姻手続きを行う前に、規定に基づき、結婚相手の身分等の状況について、派遣部門に対し事実とおりに報告しなければならない。

外国駐在外交官が離婚した場合、遅滞なく派遣部門に報告しなければならない。

第 41 条 外国駐在外交官が配偶者を帯同する場合、派遣部門の許可を得なければならない。

外国駐在外交官の任期が満了するか事前に召還される場合、帯同した配偶者も、同時に帯同を終了する。

第 42 条 外国駐在外交官の配偶者が帯同される期間については、外国駐在外交官の職務及び階級ならびに勤務年限及び駐在国の生活条件に基づいて、規定される休暇待遇を享受する。

第 43 条 外国駐在外交官の配偶者が、国家機関、事業者の正規要員、国有独資企業、国有独資会社、国有資本ホールディングカンパニーの要員又は現役軍人である場合、帯同される期間及び帯同が終了し帰国した後の元の職場における業務手配については、国の規定に基づいて手続きを行う。元の職場は、帯同を理由に解雇したり、又は補償金及び管理費等の費用を徴収してはならない。

第 44 条 外国駐在外交官が配偶者を帯同しない場合、派遣部門の許可を得て、その配偶者は外国駐在外交機構に赴いて親族訪問をすることができ、規定に従い相応の親族訪問休暇、旅費及び補助金を受け取ることができる。

第 45 条 外国駐在外交官の未成年の子女は、派遣部門の許可を経て、外国駐在外交機構にて同居するか親族訪問することができる。

国は様々な措置を講じて、外国駐在外交官の未成年の子女が、法に基づき教育を受ける権利を享有することを保障する。

第 46 条 帯同、同居及び親族訪問する外国駐在外交官の配偶者及び子女は、外国駐

在外交機構の規則制度を遵守し、駐在国の法律及び風俗習慣を尊重しなければならない。

## 第 10 章 附 則

第 47 条 外国駐在外交機構の武官については、本法を参照して管理するが、具体的な方法については中央軍事委員会より制定する。

第 48 条 本法は、2010 年 1 月 1 日より施行する。